

令和元年度 第3回 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会

日 時 令和2年2月6日(木)午後1時30分～

場 所 倉吉市役所大会議室(本庁舎3階)

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの策定について
 - (2) その他
- 4 その他
- 5 閉会

(配布資料)

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン(最終案) |
| 資料2 | 第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン(最終案)(見え消し版) |
| 資料3 | 修正箇所一覧 |
| 資料4 | パブリックコメント実施結果 |

第3回倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 参加者名簿

【委員】（任期：令和2年3月31日まで）

| 役職 | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|---|-------|--------|-----------------------|
| 会長 | 学校法人藤田学院 鳥取看護大学・鳥取短期大学 | 理事長 | 山田 修平 | 市長が必要と認める者 (第3号委員) |
| 副会長 | 倉吉商工会議所 | 専務理事 | 佐々木 敬宗 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 公益社団法人鳥取県中部医師会 | 事務長 | 板垣 尊人志 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部 | | 山田 綾子 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 倉吉市保育園長会 | 園長 | 福井 典子 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 倉吉市学校教育審議会 | 会長 | 名越 和範 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 倉吉市体育協会 | 会長 | 生田 正範 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 一般社団法人鳥取中部観光推進機構 | 副会長 | 名越 宗弘 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 鳥取県中部地域公共交通協議会 (日本交通株式会社倉吉営業所) | 所長 | 徳丸 孝信 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 鳥取中央農業協同組合 | 参事 | 藤原 治 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | NPO法人養生の郷 | 理事 | 加藤 栄隆 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | リアルマック | 代表 | 福井 恒美 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク株式会社 倉吉放送センター) | センター長 | 中嶋 信行 | 政策分野に関係する者 (第1号委員) |
| | 倉吉市 | | 藤井 忠篤 | 圏域の住民の代表者 (第2号委員) |
| | 三朝町 | | 布広 覚 | 圏域の住民の代表者 (第2号委員) |
| | 湯梨浜町 | | 中森 圭二郎 | 圏域の住民の代表者 (第2号委員) |
| | 琴浦町 | | 松本 亮二 | 圏域の住民の代表者 (第2号委員) |
| | 北栄町 | | 福井 利明 | 圏域の住民の代表者 (第2号委員) |

【事務局】

| 役職 | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-----|-----|-------|----|
| | 倉吉市 | 課長 | 内川 啓二 | |
| | 倉吉市 | 企画員 | 木藤 隆親 | |
| | 倉吉市 | 主事 | 成瀬 龍二 | |

【オブザーバー】

| 役職 | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-------------------|------|--------|----|
| | 三朝町企画課 | 課長 | 青木 大雄 | |
| | 湯梨浜町企画課 | 課長 | 上井 明彦 | |
| | 湯梨浜町企画課 | 課長補佐 | 西川 栄子 | |
| | 琴浦町企画政策課 | 課長 | 桑本 真由美 | |
| | 北栄町企画財政課 | 課長 | 小澤 靖 | |
| | 北栄町企画財政課 | 室長 | 藤友 理佳子 | |
| | 鳥取中部ふるさと広域連合中部創生課 | 課長 | 造酒 幸雄 | |

第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

発進！とっとり中部
～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

最終案
(差し替え)

令和2年●月●日

鳥取県 倉吉市

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 ビジョンの目的 | 1 |
| 2 定住自立圏の名称及び構成市町 | 1 |
| 3 ビジョンの期間 | 2 |
| 4 ビジョンの進行管理 | 2 |
| 第2章 圏域の概況 | 3 |
| 1 地勢 | 3 |
| 2 土地利用・自然環境 | 3 |
| 3 人口・世帯 | 4 |
| 4 医療 | 9 |
| 5 福祉 | 9 |
| 6 教育 | 10 |
| 7 産業振興 | 10 |
| 8 地域公共交通・道路ネットワーク | 11 |
| 9 地産地消 | 13 |
| 10 移住・交流 | 14 |
| 11 情報・広報 | 14 |
| 12 人材 | 14 |
| 第3章 圏域の課題と可能性 | 15 |
| 1 圏域の課題 | 15 |
| 2 圏域の可能性 | 18 |
| 第4章 圏域の将来像 | 21 |
| 1 圏域の将来像 | 21 |
| 2 将来人口の目標 | 22 |
| 3 圏域づくりの基本方針 | 24 |
| 第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組 | 26 |
| 1 生活機能の強化 | 27 |
| 2 結びつきやネットワークの強化 | 54 |
| 3 圏域マネジメント能力の強化 | 67 |
| 第6章 今後の検討課題 | 71 |
| 付属資料 | 77 |

第1章 はじめに

1 ビジョンの目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）及び定住自立圏形成協定（平成22年3月31日倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町締結）に基づき、中長期的な観点から圏域の将来像とその実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

これにより、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としています。

また、このビジョンは、協定に基づく具体的な取組の推進に当たり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

2 定住自立圏の名称及び構成市町

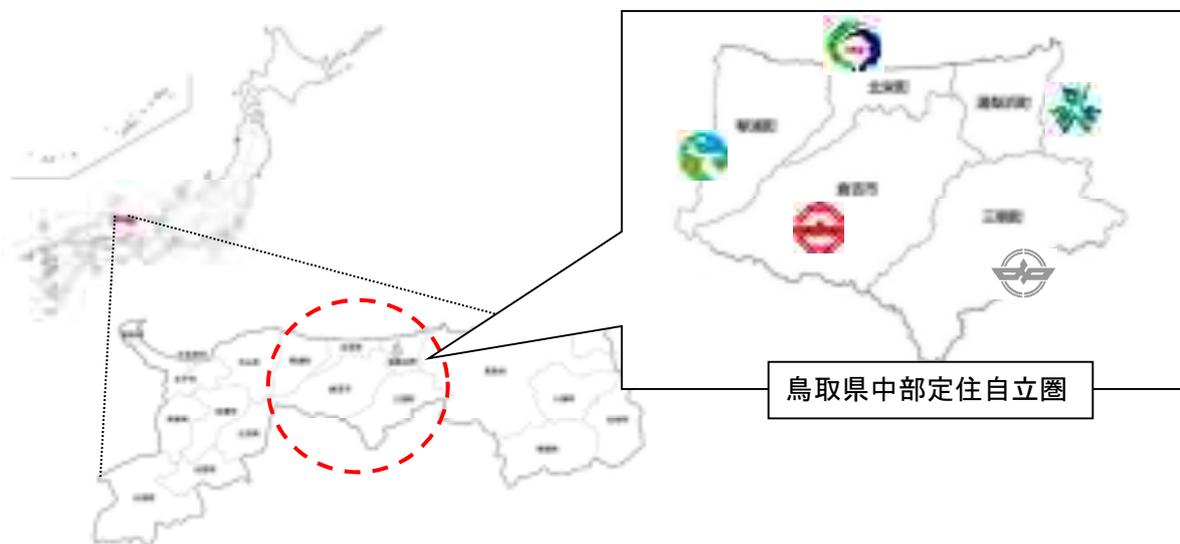
(1) 定住自立圏の名称

鳥取県中部定住自立圏

(2) 定住自立圏の構成市町

鳥取県中部定住自立圏は、倉吉市を中心市とし、周辺の三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の1市4町で構成された圏域となっています。

県内では、中部圏域のほかに県西部に位置する中海圏域（中心市：米子市・島根県松江市）が存在しており、タイプとしては、「県境型・複眼型」となっています。中部圏域は、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心市型」に分類されます。全国では、123の圏域（131市）が定住自立圏構想を推進しています。（令和元年10月1日現在）

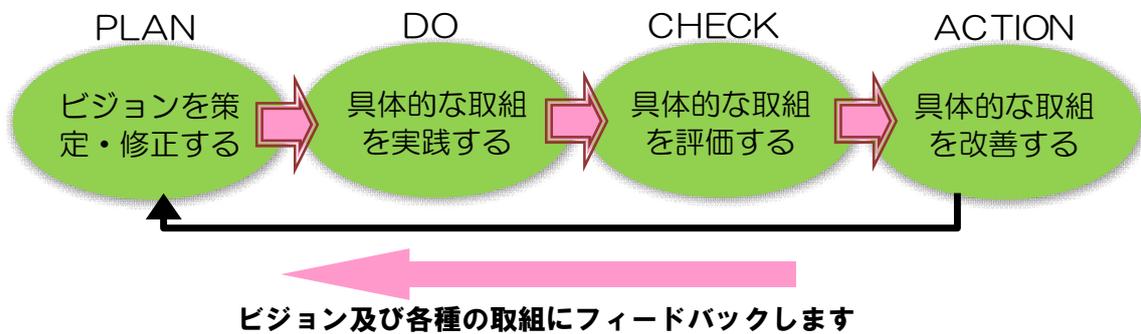


3 ビジョンの期間

このビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 ビジョンの進行管理

このビジョンは、策定後、定期的に具体的な取組の進捗状況を把握するとともに、取組の評価・検討を行い、その結果を反映させていく「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」の循環型のマネジメントサイクル (PDCAサイクル) に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。



■ビジョンの年間サイクル

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------------|-------|--------------|-------|-------|-------|
| ビジョンの策定・修正 (実施主体：倉吉市) | → | 必要に応じて見直し・改善 | | | |
| 具体的な取組の実施 (実施主体：1市4町) | → | → | → | → | → |
| ビジョンの評価・検討 (実施主体：懇談会) | → | 必要に応じて評価・検討 | | | |

第2章 圏域の概況

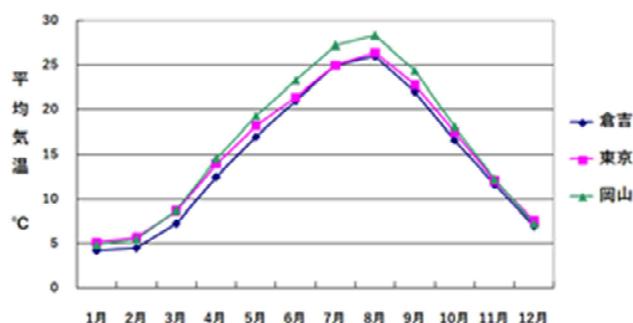
1 地勢

(1) 面積・位置

中部圏域は、鳥取県の中央部に位置し、北部は日本海沿岸、東部は県庁所在地の鳥取市、南部は岡山県、西部は大山町と江府町に隣接する圏域となっています。その総面積は780.34km²で、鳥取県の約22%を占めています。

(2) 気象

気候は日本海岸気候区に属し、年間平均気温（1981年～2010年）は14.6℃となっています。年間平均気温を山陽地方の岡山と比べると約1.6℃、東京と比べると約0.8℃低くなっており、比較的低い気温といえます。



2 土地利用・自然環境

中部圏域全体における土地利用別面積をみると、山林・原野が498.02km²（63.8%）、農用地が126.59km²（16.2%）で、自然的土地利用は624.61km²（80.0%）と圏域の約5分の4を占めています。

地形は、周囲を山麓に囲まれており、国道や県道沿いに市街地が形成されています。また、白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山などの山岳、東郷池、北条砂丘など、多種多様で豊かな自然環境が中部圏域の大きな魅力となっています。

■土地利用別面積

| | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 | |
|-----------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 農用地 | 田 | 29.39 | 6.35 | 15.36 | 15.50 | 9.70 | 126.59 |
| | 畑 | 15.22 | 2.01 | | 16.27 | 16.79 | |
| 山林 | 102.26 | 222.19 | 34.95 | 84.65 | 13.87 | 498.02 | |
| 原野 | 40.10 | | | | | | |
| 水面・河川・水路等 | 0.08 | - | 4.15 | - | - | 4.23 | |
| 宅地 | 11.11 | 1.74 | 3.69 | 5.33 | 4.58 | 26.45 | |
| 雑種地 | 3.22 | 1.23 | 1.22 | - | - | 5.67 | |
| その他 | 70.68 | - | 18.57 | 18.13 | 12.00 | 119.38 | |
| 合計 | 272.06 | 233.52 | 77.94 | 139.88 | 56.94 | 780.34 | |

資料：各市町勢要覧（単位：km²）

※各市町によって分類が異なる場合があります。

3 人口・世帯

(1) 人口推移

中部圏域の人口推移を長期的なスパンで見ると、昭和55年から昭和60年の高度経済成長時代と時期を同じくして、総人口は増加の傾向を示しており、昭和60年には122,939人まで達しています。しかし、昭和60年から平成27年の推移では、一転して減少傾向となっています。

また、年齢3区分別人口の推移についてみると、圏域全体では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加している傾向がうかがえます。年齢の構成比で見ると、平成7年を境に、高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回るようになっていきます。生産年齢人口の割合については、年々少なくなっている状況です。

■人口の経年変化

| | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 | |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|
| | | | | | | | 圏域計 | 構成比 |
| 昭和55年 | 総数 | 57,252 | 8,771 | 17,488 | 22,150 | 15,772 | 121,433 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 12,479 | 1,608 | 3,450 | 4,588 | 3,373 | 25,498 | 21.0 |
| | 15～64歳 | 37,580 | 5,707 | 11,346 | 14,446 | 10,137 | 79,216 | 65.2 |
| | 65歳以上 | 7,192 | 1,456 | 2,692 | 3,116 | 2,262 | 16,718 | 13.8 |
| 昭和60年 | 総数 | 57,306 | 8,880 | 17,498 | 22,326 | 16,929 | 122,939 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 12,181 | 1,665 | 3,529 | 4,555 | 3,852 | 25,782 | 21.0 |
| | 15～64歳 | 36,821 | 5,623 | 10,918 | 14,221 | 10,484 | 78,067 | 63.5 |
| | 65歳以上 | 8,304 | 1,592 | 3,051 | 3,550 | 2,593 | 19,086 | 15.5 |
| 平成2年 | 総数 | 56,602 | 8,700 | 17,309 | 21,736 | 17,155 | 121,502 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 10,741 | 1,582 | 3,328 | 4,044 | 3,589 | 23,284 | 19.2 |
| | 15～64歳 | 36,031 | 5,289 | 10,478 | 13,599 | 10,560 | 75,957 | 62.5 |
| | 65歳以上 | 9,830 | 1,829 | 3,502 | 4,093 | 3,002 | 22,256 | 18.3 |
| 平成7年 | 総数 | 55,669 | 8,356 | 17,167 | 21,184 | 17,228 | 119,604 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 9,332 | 1,322 | 3,007 | 3,533 | 3,195 | 20,389 | 17.0 |
| | 15～64歳 | 34,883 | 4,958 | 10,177 | 12,797 | 10,563 | 73,378 | 61.4 |
| | 65歳以上 | 11,454 | 2,076 | 3,983 | 4,854 | 3,470 | 25,837 | 21.6 |
| 平成12年 | 総数 | 54,027 | 7,921 | 17,381 | 20,442 | 16,915 | 116,686 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 8,037 | 1,060 | 2,811 | 3,003 | 2,589 | 17,500 | 15.0 |
| | 15～64歳 | 33,169 | 4,557 | 10,277 | 12,024 | 10,412 | 70,439 | 60.4 |
| | 65歳以上 | 12,790 | 2,304 | 4,293 | 5,410 | 3,914 | 28,711 | 24.6 |
| 平成17年 | 総数 | 52,592 | 7,509 | 17,525 | 19,499 | 16,052 | 113,177 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 7,159 | 910 | 2,605 | 2,656 | 2,196 | 15,526 | 13.7 |
| | 15～64歳 | 31,695 | 4,285 | 10,393 | 11,203 | 9,817 | 67,393 | 59.5 |
| | 65歳以上 | 13,725 | 2,314 | 4,527 | 5,638 | 4,039 | 30,243 | 26.7 |
| 平成22年 | 総数 | 50,720 | 7,015 | 17,029 | 18,531 | 15,442 | 108,737 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 6,568 | 822 | 2,436 | 2,418 | 2,004 | 14,248 | 13.1 |
| | 15～64歳 | 29,733 | 3,900 | 10,003 | 10,341 | 9,236 | 63,213 | 58.2 |
| | 65歳以上 | 14,235 | 2,291 | 4,590 | 5,770 | 4,202 | 31,088 | 28.6 |
| 平成27年 | 総数 | 49,044 | 6,490 | 16,550 | 17,416 | 14,820 | 104,320 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 6,208 | 769 | 2,326 | 2,160 | 1,930 | 13,393 | 12.9 |
| | 15～64歳 | 27,190 | 3,372 | 9,264 | 9,195 | 8,292 | 57,313 | 55.0 |
| | 65歳以上 | 15,488 | 2,349 | 4,957 | 5,987 | 4,598 | 33,379 | 32.1 |

資料：国勢調査（単位：人、％）

※総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります。

(2) 世帯数

世帯数の経年変化をみると、中部圏域全体では平成2年から平成27年までの25年間で2,876世帯が増加していることが分かります。

一方、世帯人員の経年変化をみると、年々減少傾向にあり、核家族化が進行している傾向が続いています。

■世帯数と世帯人員の経年変化

| | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 世帯数 | 平成2年 | 16,750 | 2,566 | 4,580 | 5,826 | 4,330 | 34,052 |
| | 平成27年 | 18,548 | 2,290 | 5,482 | 5,795 | 4,813 | 36,928 |
| 世帯人員 | 平成2年 | 3.38 | 3.39 | 3.78 | 3.73 | 3.96 | 3.57 |
| | 平成27年 | 2.64 | 2.83 | 3.02 | 3.01 | 3.08 | 2.82 |

資料：国勢調査（単位：世帯、人/世帯）

(3) 人口動態

平成17年から平成29年にかけての自然増減数（出生人口と死亡人口の差）は、平成17年の湯梨浜町以外、いずれも減少しています。社会増減数（転入人口と転出人口の差）については、平成17年、18年、22年、24年、25年及び29年の湯梨浜町並びに平成24年の琴浦町、平成25年及び26年の北栄町以外、いずれも減少となっています。

また、自然増減数と社会増減数の和で表される人口動態については、自然増減数の傾向と同様で、平成17年の湯梨浜町のみ増加を示すものとなっています。

■人口動態の経年変化

| | 倉吉市 | | | 三朝町 | | | 湯梨浜町 | | | 琴浦町 | | | 北栄町 | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 |
| 平成17年 | -553 | -145 | -408 | -82 | -59 | -23 | 128 | 2 | 126 | -213 | -109 | -104 | -220 | -108 | -112 |
| 平成18年 | -426 | -112 | -314 | -118 | -55 | -63 | -48 | -72 | 24 | -220 | -89 | -131 | -127 | -81 | -46 |
| 平成19年 | -706 | -224 | -482 | -65 | -24 | -41 | -81 | -61 | -20 | -293 | -154 | -139 | -81 | -60 | -21 |
| 平成20年 | -367 | -191 | -176 | -102 | -25 | -77 | -110 | -33 | -77 | -242 | -120 | -122 | -243 | -67 | -176 |
| 平成21年 | -309 | -181 | -128 | -126 | -59 | -67 | -163 | -55 | -108 | -195 | -119 | -76 | -92 | -66 | -26 |
| 平成22年 | -467 | -229 | -238 | -109 | -54 | -55 | -31 | -61 | 30 | -192 | -135 | -57 | -122 | -92 | -30 |
| 平成23年 | -418 | -176 | -242 | -66 | -52 | -14 | -75 | -61 | -14 | -272 | -152 | -120 | -150 | -97 | -53 |
| 平成24年 | -317 | -250 | -67 | -137 | -74 | -63 | -89 | -103 | 14 | -154 | -157 | 3 | -207 | -74 | -133 |
| 平成25年 | -418 | -293 | -125 | -80 | -79 | -1 | -83 | -83 | 0 | -225 | -186 | -39 | -76 | -94 | 18 |

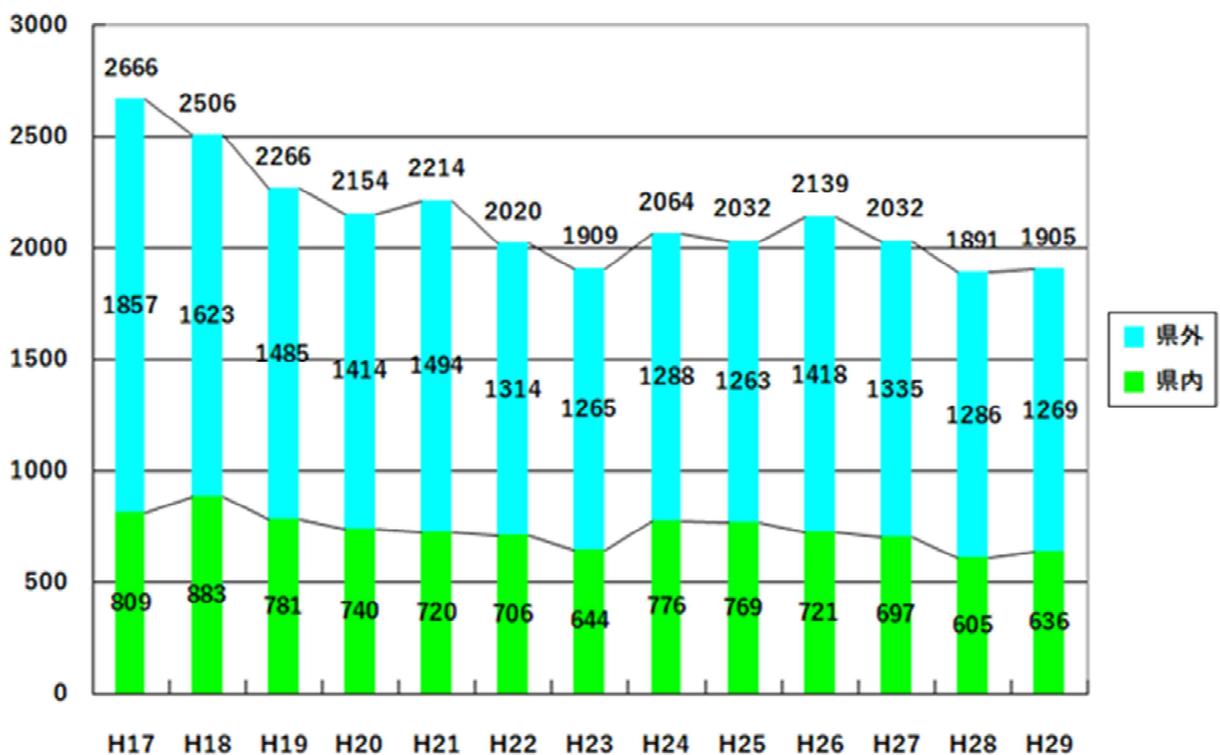
| | 倉吉市 | | | 三朝町 | | | 湯梨浜町 | | | 琴浦町 | | | 北栄町 | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 |
| 平成26年 | -445 | -340 | -105 | -116 | -40 | -76 | -74 | -70 | -4 | -175 | -116 | -59 | -52 | -110 | 58 |
| 平成27年 | -398 | -306 | -92 | -95 | -71 | -24 | -175 | -100 | -75 | -276 | -178 | -98 | -129 | -82 | -47 |
| 平成28年 | -553 | -307 | -246 | -94 | -59 | -35 | -170 | -108 | -62 | -167 | -158 | -9 | -130 | -116 | -14 |
| 平成29年 | -583 | -290 | -293 | -92 | -72 | -20 | -52 | -99 | 47 | -201 | -167 | -34 | -135 | -106 | -29 |

資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）

（４） 中部圏域からの人口流出状況

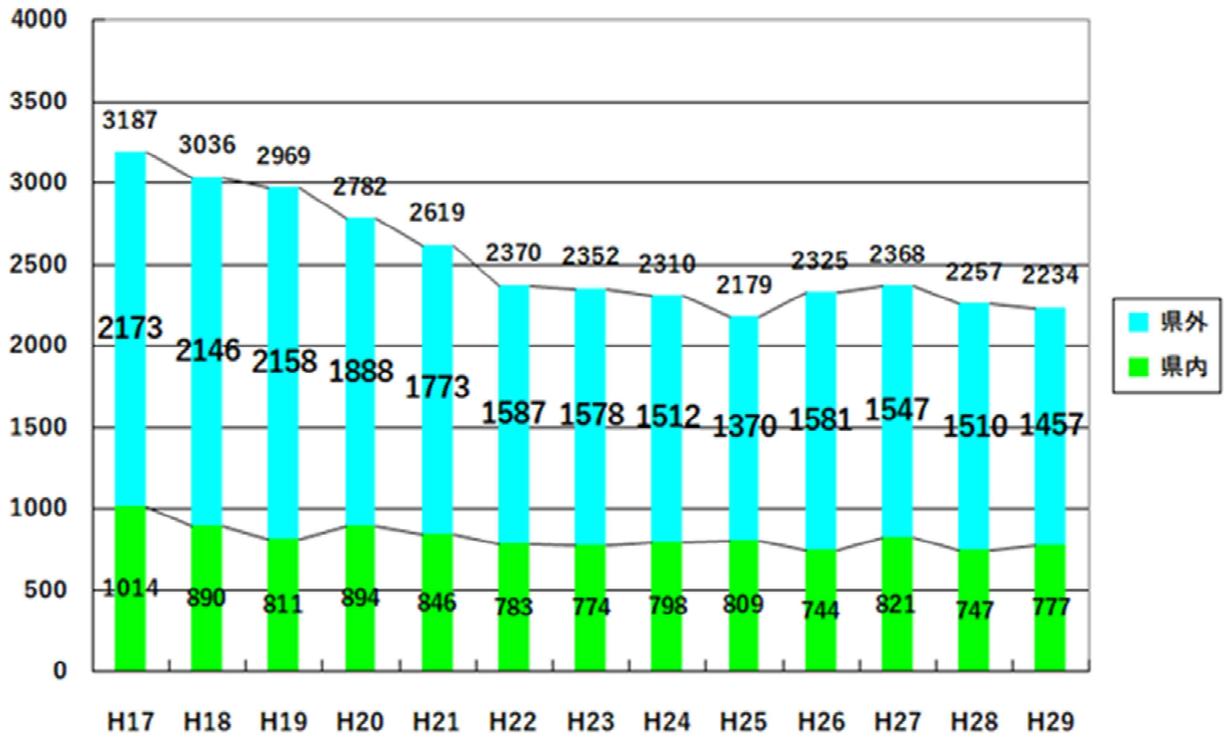
鳥取県中部圏域における平成17年から平成29年にかけての鳥取県中部圏域における社会増減超過数（圏域の市町間での人口移動を除いた転入人口と転出人口の差）は、転出人口が転入人口を常に上回っている状況で、その差は平成19年にもっとも大きな状態となりましたが、その後は、平成23年を除き、減少傾向が続いています。このことから、近年では中部圏域からの人口流出が鈍化していることを示すものとなっています。

中部圏域への転入者（単位：人）



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

中部圏域からの転出者（単位：人）



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

(5) 昼夜間人口比率

中部圏域の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）をみると、倉吉市では昼夜間人口比率が100を超えています、他の4町ではいずれも100以下となっています。

■昼夜間人口比率

| | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|-------|-------|------|------|------|------|-------|
| 平成17年 | 111.6 | 89.6 | 79.9 | 96.5 | 88.1 | 99.3 |
| 平成27年 | 111.5 | 88.9 | 80.0 | 94.9 | 88.1 | 99.0 |

資料：国勢調査（単位：なし）

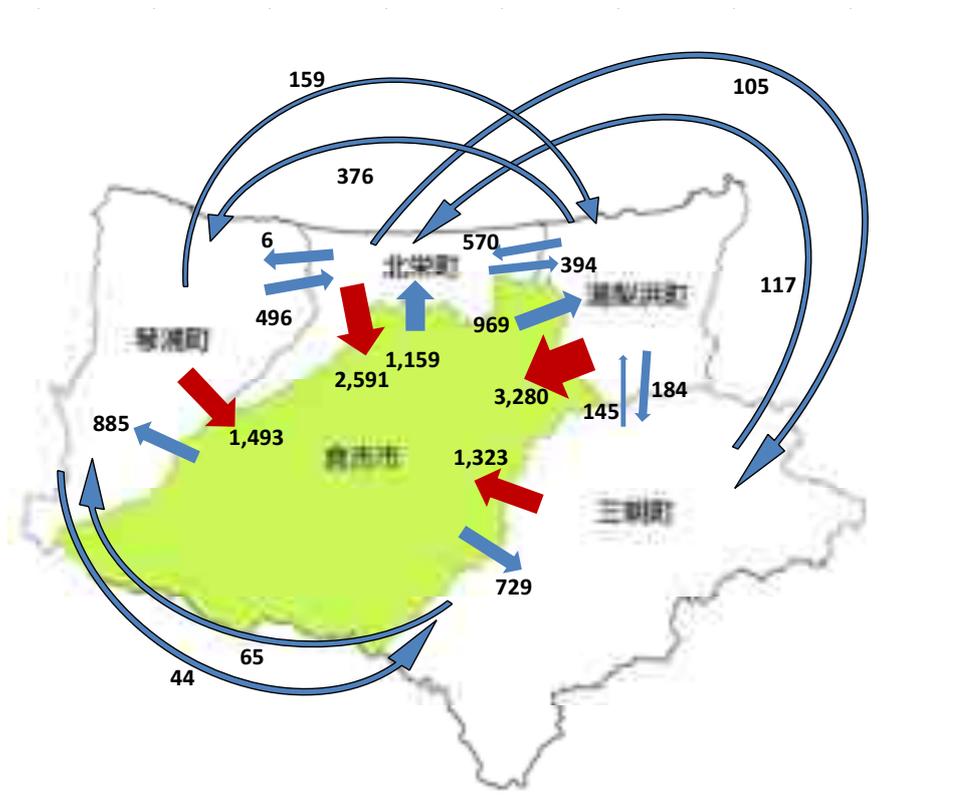
注釈：昼夜間人口比率＝（昼間人口／常住人口）×100

(6) 通勤・通学の状況

平成27年の国勢調査において、各市町に常住する就業者と通学者が圏域内の他市町へ通勤・通学している状況を見ると、4町のいずれも、倉吉市へ通う人が多くなっています。

また、倉吉市からは北栄町へ通う人が最も多く、次いで湯梨浜町、琴浦町、三朝町の順となっています。

■通勤・通学の状況



資料：国勢調査（単位：人）

4 医療

倉吉市には、病院及び診療所並びに医師など、医療機関の基盤が最も整っており、三朝町には（公社）鳥取県中部医師会立三朝温泉病院など、中部保健医療圏で重要な役割を果たしている医療機関があります。他の3町では診療所が中心となり、医療を行っている状況です。

また、保健医療圏域別での入院状況は、中部圏域では、一般病床と精神病床の患者が他圏域への入院がやや高い傾向にあります。これは、一般病床については三次医療を東部・西部で行っていること、精神病床については中部に一つしか入院医療機関がないこととの関連が考えられます。しかしながら、中部の患者の85%以上は、中部圏域で入院していることから、おおむね中部圏域で医療が成り立っている状況です。

将来のあるべき医療提供体制の実現に向けて、病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者等の育成・確保などの課題について、介護との連携も含めて取組が進められています。

5 福祉

(1) 高齢者福祉

高齢者を取り巻く状況を見ると、中部圏域の高齢化率は32.1%となっており、特に三朝町（36.2%）、琴浦町（34.5%）で高くなっています。

また、要介護（要支援）認定者では、軽度（要支援1、要支援2、要介護1）の割合が倉吉市で48.7%、中度（要介護2、要介護3）の割合は琴浦町で39.3%、重度（要介護4、要介護5）の割合は北栄町で27.2%と、それぞれ圏域内で最も高くなっています。

介護保険サービス等の状況では、倉吉市にサービス事業所の数が最も多く、各町では居宅サービスを中心に供給基盤が確保されている状況です。

しかし、高齢者世帯や独居の高齢者がさらに増え続ける中で、公的な給付やサービスのみでは高齢者の生活支援が賄いきれない状況となりつつあります。今後、民間の資源や地域の人材等も活用した、高齢者の在宅生活を支えるための地域づくり、地域での支え合いの体制づくりが求められています。

(2) 子育て支援

保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）などの子育て支援関連の施設については、一定基盤が整えられている状況です。また、各町で整備が難しい病児、病後児保育及び休日保育サービスなどは、広域で対応しています。そのほか、子育て支援について不足しているサービスなどは、各市町の子ども・子育て支援事業計画において、将来的に整備する方向で計画が進められています。



(3) 障がい者福祉

障がい者に対する福祉サービスについては、居宅系サービスは各市町で基盤が確保されている状況ですが、施設系や日中活動系のサービスは倉吉市に集中しており、広域で対応している状況です。相談支援については、倉吉市に相談支援事業所が集中していることから、1市4町で倉吉市内の基幹相談支援センターへ一般相談業務を委託しています。また、聴覚に障がいのある方へ手話通訳者等を派遣する意思疎通支援事業、手話奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成事業についても1市4町で共同し実施しています。

6 教育

中部圏域には認定こども園が24園、小学校が24校、中学校が12校あり、各市町で教育基盤は整えられている状況です。高等学校は7校で、倉吉市、湯梨浜町、北栄町にそれぞれあり、専修学校は5校、大学と短期大学はそれぞれ1校で、主に倉吉市に集中しています。

また、体育施設についてみると、体育館、野球場、庭球場などは、全ての市町に整備されており、他にも陸上競技場、フットサルコート、ゲートボール場など、住民のスポーツ活動を促進する施設が概ね整っています。

文化・コミュニティ施設についても、各市町に図書館、博物館などが整備されているほか、倉吉市には、鳥取県立倉吉未来中心が整備されており、圏域住民の憩いの場、交流の場として活用されています。また、令和6年度には、倉吉市に鳥取県立美術館がオープンする予定で、さらに文化交流施設が充実します。

7 産業振興

(1) 観光

中部圏域は、古くから由緒ある歴史や伝統を持った圏域であり、伝統的建造物群保存地区である白壁土蔵群をはじめ、日本遺産の三徳山三佛寺・投入堂、由良台場跡などの史跡が多く存在する圏域です。その他にも、自然環境、景勝、温泉（三朝温泉、はわい・東郷温泉、関金温泉）、祭りなど、各市町を代表する観光資源や拠点が豊富に存在しています。また、マンガやアニメなどの素材（コンテンツ）も魅力になっています。

そうした歴史的背景や地理的環境、風土、文化などを活かしながら、倉吉市のレトロ&クールツーリズム（古い街並みとアニメの融合・調和）、三朝町のラジウム温泉（健康温泉リゾート）、湯梨浜町のウオーキングリゾート、琴浦町のグルメストリート、北栄町のコナン通り（米花商店街～青山剛昌ふるさと館）など、各市町がそれぞれに目を引く取組を進めており、圏域の観光振興が図られています。

こうした取り組みや近年の外国人観光客の増加により、平成28年10月の鳥取中部地震で落ち込んだ観光入込客や温泉地入湯客数、観光宿泊者数も、回復する兆しが見え始めています。



(2) 産業構造

中部圏域の産業構造について、平成27年の産業3区分別の就業者数をみると、圏域全体で52,175人となっており、その内訳は、第一次産業7,912人（15.2%）、第二次産業11,548人（22.1%）、第三次産業32,715人（62.7%）となっています。また、産業大分類別にみると、特に、農業、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉に従事する人が多い状況となっています。

重要な基幹産業の一つである農業については、農家人口が年々減少しており、平成17年から平成27年にかけて約4,600人が減少し、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっていますが、農業産出額は、近年は増加しており、ブランド化により単価の向上につながっています。

工業統計調査をみると、製造業の事業所数は減少傾向にありますが、製造出荷額は増加傾向となっており、平成20年のリーマンショック以前の水準まで戻っています。また、商業統計調査をみると、従業員数、年間商品販売額ともに、増加傾向となっています。

8 地域公共交通・道路ネットワーク

(1) 地域公共交通の状況

バス交通に関しては、中部圏域の玄関口である倉吉駅などを拠点に、高速バスや一般路線バス、空港連絡バスが運行されており、圏域内で1日約334便（60路線）が運行され、圏域住民の重要な移動手段となっています。その他にも、コミュニティバス、デマンド運行バス、NPO法人による公共交通空白地有償運送の実施や乗合タクシーの運行など、各市町でコミュニティに合った地域の交通網を補完する交通サービスが実施されている状況です。また、三朝町以外の各市町にはJR各駅が整備されており、鉄道も利用できる環境が整っています。

なお、平成29年に鳥取県中部地域公共交通協議会が実施した住民アンケートによると、普段の移動手段として路線バスを利用している人の割合は、全体の23.7%となっています。

■バスの路線図



(2) 道路ネットワーク

広域道路については、山陰道や北条湯原道路など、圏域内外を連結する地域高規格道路やインターチェンジ等が各市町に整備されつつあります。これにより、都市圏へのアクセス時間の短縮や生活圏の広がりなど、住民生活にとって利便性を高める道路ネットワーク網が形成されます。

また、圏域内の道路は、国道9号、179号、313号を基幹に県道、市町道、基幹農林道などが結ばれており、相互に連携し、利用しやすい道路ネットワークが形成されています。

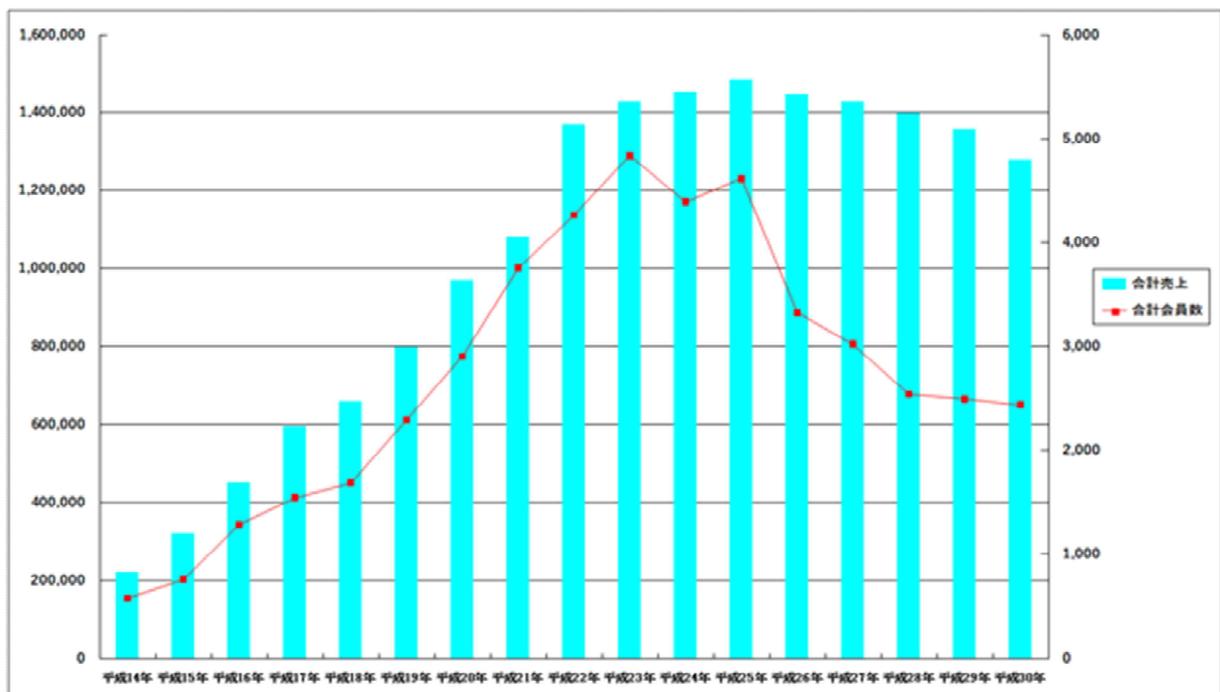
9 地産地消

特産物は、白ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ほうれんそう、ながいも、梨、スイカ、メロン、ぶどうなどの農産物、和牛（肥育・繁殖）、乳牛、生乳、玉子などの畜産物、しいたけ、しめじ、竹炭、竹酢液などの林産物、シジミ、鮮魚などの水産物など、地域食材が豊富に存在しています。また、水を活かした地酒、ワイン、ウイスキー、醤油づくりも行われており、各市町の特徴を活かした品目が豊富にあります。

また、鳥取中央農業協同組合の取組として、ハワイ夢マーケットやあぐりポート琴浦、満菜館など、圏域内に6つの直売所が設けられており、その年次販売額は、平成23年度に14億円を超え、その後も増加を続けています。また、その会員数も年々増加し、平成21年の約3,700名に対し、平成25年度は約4,600名まで伸びている状況です。

そのほか、食育に関する取組も鳥取中央農業協同組合、商工団体などの関係機関と行政、学校、保育園（所）など圏域全体で進められています。

■年次別販売額と会員数の推移(圏域内の6つの直売所の合計)



資料：JA鳥取中央

10 移住・交流

移住に関する受け入れ事業の取組として、空き家バンク登録制度が進められており、倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で売買・賃貸物件の紹介や助成支援などが実施されています。

また、鳥取県と連携した関東や関西での移住相談会の実施や田舎体験ツアーなどを実施しています。

11 情報・広報

広報については、広報紙やホームページなどを活用して情報が発信されています。倉吉市では、情報通信基盤を利活用し、インターネットでのメール配信サービスやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ケーブルテレビでのL字情報サービス（三朝町を含む）なども実施しています。

なお、圏域内のケーブルテレビは、日本海ケーブルネットワーク株式会社（NCN）が倉吉市と三朝町を、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）が湯梨浜町、琴浦町、北栄町を放送エリアとして運営しており、その加入率は、各町で8割程度、倉吉市で6割程度、全体では7割程度となっています。

12 人材

中部圏域のNPO法人数（令和元年12月末時点）をみると、35団体となっており、住民による各種のまちづくり活動の取組によって、地域活動が支えられています。

また、活動分野別の団体数の内訳をみると、NPO法人による活動において最も多いのは、まちづくりの分野（26団体）であり、その他に、学術・文化・芸術・スポーツ（21団体）、子どもの健全育成（19団体）、保健・医療・福祉（17団体）の分野が比較的多くなっています。

第3章 圏域の課題と可能性

1 圏域の課題

圏域の総人口は昭和60年以降、減少に転じており、現状のまま推移すれば、少子高齢化の進行とともに地域活力の一層の低下が懸念されます。

全国的な人口減少社会の到来に対して、活力と魅力にあふれた地域社会を維持・創出していくためには、子どもや女性、高齢者、障がい者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現することが必要となっています。

今後の流出人口を抑制するため、住み良さ・暮らし良さを向上させる取組を充実するとともに、圏域外をはじめ、国内外からも人を呼び込むため、圏域全体の付加価値を高めて関係人口の創出・拡大に取り組み、圏域内に消費や人の流れを促すことが求められています。

(1) 暮らしを支える生活分野に関連する課題

① 二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的な医療機関が配置され、三次救急は東部・西部圏域に搬送しています。後期高齢人口が更に増加するため、平日夜間における一次救急体制の整備など、医療需要を踏まえた患者の受入れに支障を生じない医療提供体制の構築が必要です。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実、無医地区の集落への対応や通院手段の確保などの課題もあり、誰もが安心して暮らせる医療サービス体制の構築が求められています。



② 今後ますます進む少子高齢化の波に対応するため、福祉サービスの質の向上や格差の解消、地域に根差した福祉の充実が課題となっています。また、子育てに悩む家庭へのサポート体制など地域の実情に応じた支援が求められています。また、県内における若年の妊娠人工中絶の件数が全国平均を上回る状況にあることから、思春期保健対策の推進も求められています。

③ 一定の教育機関が整っている一方で、家庭教育の問題をはじめ、子育てに関する教育相談体制の充実や不登校児童・生徒の増加などが課題となっています。また、小学校の外国語教育やプログラミング教育など、グローバル化や情報社会への対応が必要となっています。高等学校では、生徒数の減少に対応した魅力と活力にあふれる高等学校づくりが、特に圏域外に通学する高校生が多い中部圏域では求められています。体育施設・生涯学習施設についても、住民の生活へのニーズが複雑化する中、多様な学習・スポーツの機会の提供が求められており、より利用しやすい環境の整備、施設の機能の維持・充実、施設の有効活用に関する方策の検討等を進めることが必要となっています。

(2) 活力・元気を生み出す産業分野に関連する課題

① 基幹産業のひとつである第一次産業（特に農業）については、輸入自由化による国際競争や産地間競争の激化など、それらを取り巻く環境が厳しい状況下にある中、安定的に所得・収益を確保するこ



とが難しくなっており、農家戸数や農業人口の減少、就業者の高齢化、後継者不足といった課題に直面しています。また、そうした状況を背景に、耕作放棄地が増加し、経営耕地面積も年々減少しており、今後ますます生産性の低下や環境保全への悪影響を招くことが懸念されます。

- ② 第二次産業や第三次産業については、景気の回復を背景に、製造出荷額、商業年間商品販売額ともに増加傾向にありますが、有効求人倍率が高止まりし、人手不足の状況が続いています。人口定住に必要な多様な就業の場の確保と外国人を含めた雇用への対応、労働生産性の向上が喫緊の課題となっています。
- ③ 郊外での大型店舗の出店が目立つ中、市街地での店舗の空洞化が進んでおり、活気や賑わいが少なくなっている状況がうかがえます。そのため、既存商業施設の再活性化や空き店舗の利活用などにより、若者や高齢者が集い、活動できる場所づくりなど、新たな活気や賑わいを創り出す取組が必要となっています。
- ④ 豊富な農産物・水産物を活かすためのブランド化、高付加価値化による収益性を促す仕組みづくりが求められています。
- ⑤ 観光面では、各市町がそれぞれの豊富な地域資源を活用して観光振興を進めていますが、多様化・拡大化する観光ニーズに対応するため、積極的な広域観光の推進が必要となっています。また、国際的に広がる観光ニーズを捉え、今後さらに増加すると予想されるインバウンド（海外からの旅行者）への受け皿づくりも必要となっています。

(3) 賑わいを生み出す結びつきやネットワーク分野に関連する課題

- ① 豊かな地場の農産物、水産物について、圏域内で消費していく体制が不十分な面もあるため、圏域内での地産地消を更に推進するとともに、圏域外で消費する取組も強化していくことが重要となっています。
- ② JR、高速バス、路線バス、地域コミュニティでの移動手段など、様々な交通手段が整備されていますが、連結・連携の体制が不十分となっています。特に、公共交通の基幹である路線バスは、利用者の減少、一部の非効率な路線体系などにより、安定的な経営が困難になっており、サービス水準が維持できないといった課題がうかがえます。また、今後、更に超高齢社会が進展していく中で、高齢者の通院・買い物など生活に不可欠な交通手段の確保についても必要性が高まっています。
- ③ 国土交通白書（平成29年度）では、地方移住への関心が、特に30代までの若い世代で高まっているとされているものの、受け入れをする側の住民意識の不足や空き家のマッチングなどに課題があります。
- ④ 全国的に晩婚化の傾向にあり、また未婚率も上昇していますが、圏域においても同様の状況です。これは、近年の経済情勢の変動、価値観の多様化などによるものと思われませんが、圏域の人口の減少及び少子高齢化に与える影響が非常に大きく、圏域の将来を考える上で絶対に見逃すことができない問題となっています。人口減少による地域コミュニティの衰退により、住民同士の繋がりが益々希薄になっていく中で、結婚を希望する独身男女の出会い・婚姻に結びつく機会は、今後益々失われていくことが予想されることから、行政や地域などの協力による、出会いの機会の提供などの取組が求められています。

- ⑤ 農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験が、関係省庁一体となって推進されており、圏域においても、関西圏域を中心に、農業体験や農家民泊を伴う小・中学校の修学旅行の受入れが増えています。ニーズの高まりを受け、受け入れ農家の拡大や体験メニューの多様化が求められています。
- ⑥ 圏域内のケーブルテレビの情報は2分化されており、圏域内で受け取る情報が統一できていないため、圏域内での情報の共有化が望まれています。また、Society5.0といった高度情報化社会の基盤となる光ファイバー網の整備や次世代通信規格（5G）を利活用した情報通信技術の強化に関する取組も重要となっています。



(4) 地域づくりを担う人材育成に関連する課題

- ① 住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより複雑化・高度化する一方で、行政職員はその数が限られており、多くの事務や業務を兼務でこなしていかなければならず、人材の確保や育成が課題となっています。また、高度化する行政ニーズに対応するため、より専門的な知識や技術の習得が求められています。
- ② ボランティア団体やNPO法人などの活動は活発ですが、分野によっては各種の取組を連携させることで、より効果的な取組が期待できるため、今後、関係団体間の情報の共有化や人材交流など、圏域内のネットワーク化を図り、有機的に連携していくことが重要となります。
- ③ 全国的な財政難や各種事業が縮小される傾向の中、公的支援だけでは住民生活の質を維持していくことが困難となっており、共生・協働の視点から、行政と住民、企業、学校、NPO法人等の圏域社会の様々な主体が、明確な役割分担と責任のもとで、お互いに連携し、まちづくりを進めていくことが求められています。そのためにも、地域のまちづくり活動を支援し、公共サービスを補完する新しい公共の担い手を育成する仕組みづくりが、ますます重要となっています。



2 圏域の可能性

中心市である倉吉市と、圏域を構成する三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の4町が有機的に連携し、以下の可能性を最大限に高めることで、定住自立圏として発展していくことが期待されます。

(1) 美しい自然環境が整った魅力的かつ豊富な地域資源が存在する圏域

白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山に代表される山岳、東郷池、北条砂丘など、中部圏域を構成する市町それぞれに代表的な自然環境があり、この美しく恵まれた水と緑の環境は、この圏域の大きな魅力となっています。

そうした肥沃な大地、豊かな風土からは、梨、スイカ、メロンなどの農産物、和牛、乳牛などの畜産物など、県内でも有数の特産物が数多く生み出されています。

そのほかにも、文化財指定件数は県内で上位であり、由緒ある多くの歴史文化物・名所が存在しています。このような豊富な地域資源を有効に活用することで、圏域の魅力を向上させる可能性が高まります。

(2) 安全・安心を感じられる質の高い生活支援・サポート基盤がある圏域

医療については、県内の二次保健医療圏としての基盤が整っており、それぞれの医療機関が専門性を活かして連携しています。また、福祉サービスについては、種類・数が多く、介護や子育てサービスなどの福祉分野では、一定の生活支援やサポート体制が確保されており、中部圏域に住む人が安心して生活できる環境が整っているといえます。

教育の面でも、学校教育、社会教育などの面で学習環境・施設環境が整っており、今後も、それらの基盤整備とネットワーク化を更に充実していくことで、誰もが安全に安心して暮らしていける質の高い圏域づくりが可能となります。

(3) 圏域を支える産業基盤と特色ある産業構造をもった圏域

圏域内の産業構造（就業者数の内訳）としては、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉業の分野に従事する人が多くなっており、前述したように、特に医療・福祉基盤の整ったこの圏域では、医療・福祉産業がまちの一大産業ともなっています。

圏域の豊かな資源や特色ある産業構造を活かした6次産業の創出、また、農商工連携・産学官連携等によるものづくり産業の強化などにより、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、圏域の強みである医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、一体的に産業の活性化がなされ、経済基盤の強化、就業環境の充実が進むものと期待されます。

(4) 人とモノの交流を生み出すツーリズム要素の多い圏域

歴史・伝統文化とポップカルチャーを併せ持つ倉吉市、県内有数の温泉資源で健康温泉リゾートを推進する三朝町、東郷池周辺の自然・食・歴史等を生かしたウォーキングリゾートを楽しめる湯梨浜町、町魚「アゴ」を活用したあごカツカレーなど独自の地場グルメを生み出している琴浦町、名探偵コナンに会えるまちとしてコナンを活用した観光ルートづくりを推進する北栄町。中部圏域には、各市町が持つ独自の観光施設と豊富な観光資源が点在しています。また、各市町に豊かな自然環境と農畜産物や水産物などの資源が豊富にあり、訪れたいくなる要素（ツーリズムに繋がる要素）が多分に備わっている圏域であるといえます。

こうした資源を広域的に結びつけ、他分野とも連携を図ることで、圏域内・外との交流がますます活発になり、圏域外から足を運ぶ機会が大きく広がります。

(5) 県の中央部に立地する利便性を活かせる圏域

県の中央部に位置する中部圏域は、岡山県、鳥取・因幡圏域、中海圏域と隣接しており、山陰地方の東西あるいは南北の交流・連携の要として、重要な位置付けとなっています。また、鉄道網や高速バスをはじめ、鳥取空港・米子空港からの飛行機を利用して、主要都市へのアクセスが可能な環境もあります。

今後、北条湯原道路の整備が進むことにより、山陰自動車道や米子自動車道へのアクセス時間がより一層短縮されます。こうした立地を活かし、更なる利便性の向上を図ることが可能となります。

(6) 「中部はひとつ」という連携意識の高い圏域

中部圏域は、圏域を構成する各市町間の移動が30分以内にできる距離・範囲となっています。そのため、昔から「中部はひとつ」という強い連携意識のもと、単独市町で解決できない課題等に対し、鳥取中部ふるさと広域連合を設置し、その機能を活用して、各市町が連携しながら様々な取組を行い、課題解決に当たってきた背景があります。

このような要素から、今後も鳥取中部ふるさと広域連合の機能を活用し、各市町間の連携をより一層強めて広域的な課題に対応するとともに、併せて、地域活動の担い手の育成とNPO法人等の圏域社会の様々な主体と連携することによって、細部の課題へ対応できるきめ細やかな圏域づくりが可能となります。

この圏域の特色でもある「絆を大切にする温かい気風を持った土地柄・気質」こそ、人と人をつなぎ、定住を促進するのに欠かせない要素です。



第4章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

現在、我が国の人口は、2008年をピークに減少局面に入っており、高齢化は空前の速度と規模で進行しています。また、東京圏への一極集中の傾向が続いており、地方圏は一層、人口減少と高齢化が進行しています。圏域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善が続いているものの、労働生産年齢の人口流出により人手不足感が高まっており、労働供給の停滞が地域経済の制約となる可能性があります。また、社会保障費の増加、地球規模での環境問題など、地方自治体を取り巻く環境は、より一層、複雑化・多様化の様相をみせています。地方創生の更なる充実・強化に基礎自治体における役割や責任はより一層重要なものとなっています。

中部圏域には、美しい自然環境、医療・福祉などの生活支援サービス、山陰地域の要所としての地勢、農畜産物をはじめとする彩り豊かな資源、歴史・伝統ある産業基盤、各市町独特の観光資源や拠点などがあり、この圏域に備わっている各種の資源や環境は、今後も圏域の発展を支える可能性を多分に有しています。

また、この圏域を構成する1市4町は、古くから文化・伝統面や経済面において深い繋がりを有しており、人と人をつなぎ合わせる絆を大切にす風土が培われています。そのような結び付きは、高速交通網の整備や情報通信網の発達により、ますます強くなっています。

中部圏域は、このような圏域の絆をさらに強め、倉吉市と周辺の4町の機能を有機的に連携させ、有力な資源や環境を最大限に活かしながら、圏域全体、そして地域の一人ひとりが「自立」した社会の構築を目指します。また、それにより、圏域の特性でもある“癒し”の要素を伸ばしつつ、新たな“活力”を育み、圏域の豊かな生活価値（＝暮らし良さ、魅力等）を高め、人やモノの交流を更に促進する、山陰地域の要所としてなくてはならない圏域づくりを進めます。

このような方向性をふまえ、圏域の将来像を以下のように設定します。

■中部圏域の将来像

発進！ とっとり中部

～ 絆と自立、癒しと活力を育む圏域 ～

- 発進・・・未来へ向かって中部圏域の皆で「さあ、やろう」という姿勢、「Let's Go (レッツゴー)」・「Start (スタート)」の声、より良い圏域づくりに挑戦するために「共に汗を流していこう」という意味を表しています。また、魅力や情報の“発信”、新しいことを始めていく“発・新”の意味も含んでいます。
- とっとり中部・・・1市4町の圏域、“中部はひとつ”を表しています。
- 絆・・・1市4町の連携、行政と地域の協働、人と人との支え合い、圏域内外の交流、中部圏域の絆を大切にすあたたかな風土などを意味しています。
- 自立・・・中部にしかないアイデンティティや地域資源を活かし、現状の厳しい社会情勢の中でも、圏域全体の経済・生活の向上を図ることの宣言・決意を表しています。また、定住促進により持続可能な圏域社会の構築という定住自立圏構想そのものの目的も示しています。
- 癒しと活力・・・“癒し”（＝医療・福祉などの生活機能、歴史・文化、豊かな資源、風土など）と“活力”（＝産業、雇用、交流など）によって、暮らし良さと魅力を生み出していくことを意味しています。それにより、若者や子ども、圏民すべてが夢や希望を持って、元気に、生き活きと躍動することを示しています。

2 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、中部圏域における人口は、年々減少が加速化し、令和22年には約79,000人まで減少するものと推計されています。

しかしながら、中部圏域においては、次章に掲げる定住への様々な取組を推進することにより、中長期的に人口減少幅を逡減させ、各市町で策定した地方人口ビジョンの人口目標を維持し、中部圏域全体で約85,000人を維持することを目標とします。

■将来人口の目標(構成市町別)

(単位：人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|-------|-----------|----------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 倉吉市 | (50,720) | 48,893 (49,044) | 47,126 | 45,460 | 43,898 | 42,308 | 40,741 |
| 三朝町 | (7,015) | 6,576 (6,490) | 6,127 | 5,756 | 5,461 | 5,182 | 4,903 |
| 湯梨浜町 | (17,029) | 16,599 (16,550) | 16,081 | 15,536 | 15,027 | 14,533 | 14,035 |
| 琴浦町 | (18,531) | 17,531 (17,416) | 16,547 | 15,632 | 14,833 | 14,055 | 13,321 |
| 北栄町 | (15,442) | 14,820 (14,820) | 14,171 | 13,576 | 13,020 | 12,463 | 11,865 |
| 定住自立圏 | (108,737) | 104,419 (104,320) | 100,052 | 95,960 | 92,239 | 88,541 | 84,865 |

資料：各市町の人口ビジョン

ただし、括弧書きの数値は各年10月1日現在の国勢調査人口（国勢調査人口等基本集計、総務省）

■将来人口の目標と将来推計人口(年齢3区分別)

(単位：人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|---------------|-----------|----------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 目標人口※1 | (108,737) | 104,419 (104,320) | 100,052 | 95,960 | 92,239 | 88,541 | 84,865 |
| 0～14歳 | (14,252) | 13,460 (13,393) | 12,657 | 12,229 | 12,069 | 12,025 | 11,958 |
| 15～64歳 | (63,341) | 57,595 (57,313) | 52,790 | 49,360 | 46,978 | 44,989 | 42,234 |
| 65歳以上 | (31,144) | 33,364 (33,379) | 34,605 | 34,371 | 33,192 | 31,527 | 30,673 |
| 推計人口※2 | (108,737) | 104,320 | 99,623 | 94,548 | 89,403 | 84,259 | 78,965 |
| 0～14歳 | (14,252) | 13,393 | 12,551 | 11,506 | 10,533 | 9,607 | 8,892 |
| 15～64歳 | (63,341) | 57,451 | 52,025 | 47,898 | 44,671 | 41,949 | 37,994 |
| 65歳以上 | (31,144) | 33,476 | 35,047 | 35,144 | 34,199 | 32,703 | 32,079 |
| 目標人口と推計人口の差※3 | 0 | 99 | 429 | 1,412 | 2,836 | 4,282 | 5,900 |
| 0～14歳 | 0 | 67 | 106 | 723 | 1,536 | 2,418 | 3,066 |
| 15～64歳 | 0 | 144 | 765 | 1462 | 2,307 | 3,040 | 4,240 |
| 65歳以上 | 0 | -112 | -442 | -773 | -1,007 | -1,176 | -1,406 |

資料：※1 各市町の人口ビジョン

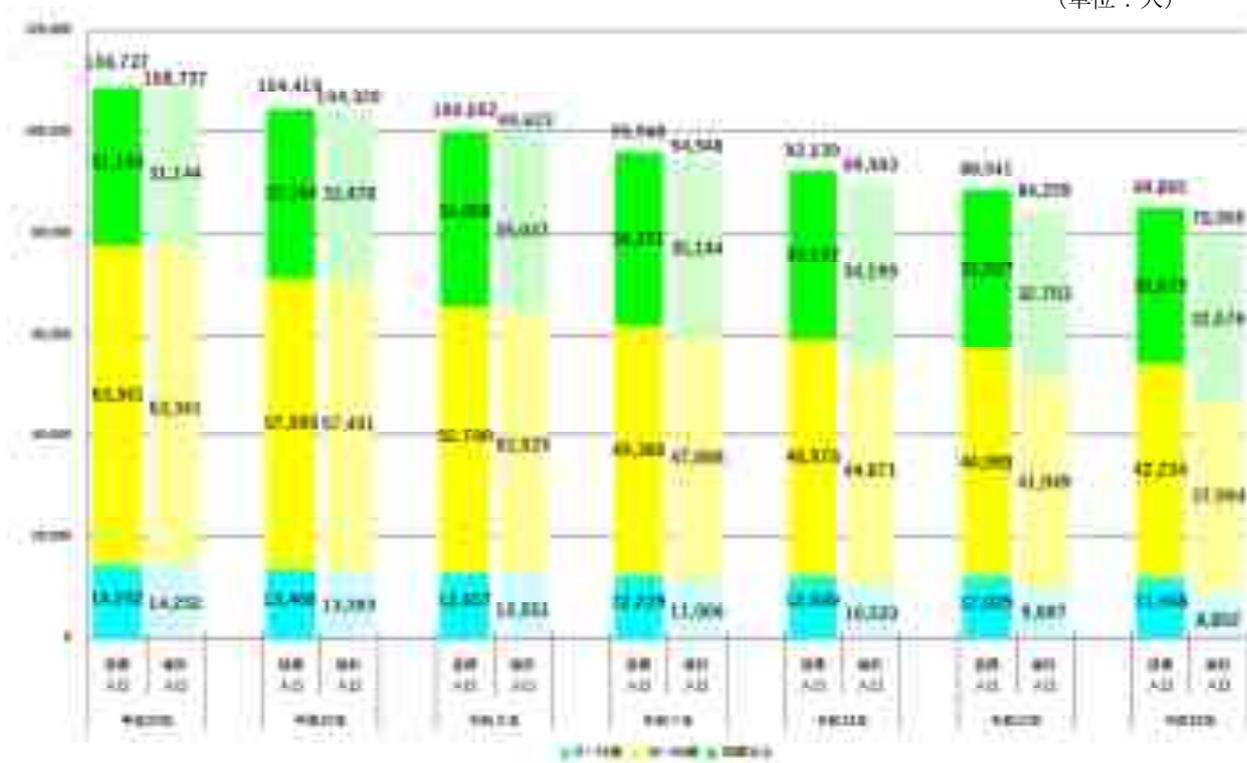
※2 日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所）

※3 目標人口から推計人口を引いた値

※ 括弧書きの数値は、各年10月1日現在の国勢調査人口（国勢調査人口等基本集計、総務省）
 なお、総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります

■将来人口の目標と将来推計人口の比較(年齢3区分別)

(単位：人)



3 圏域づくりの基本方針

圏域の将来像の実現に向けて、圏域づくりの基本方針を以下のように定めます。

■美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

豊かさ・魅力

中部圏域は、水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

■安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

安全・安心

住民の暮らしや生活を支える医療、福祉などの基盤・サービスの充実を図り、また、教育面においても、学ぶことができる環境を整備することで、生活の質などの好条件を更に充実するように取り組みます。そのほか、消防や防災体制など、大規模な事故や災害などへの体制の強化、住環境への配慮など、住む人が安全・安心に暮らせる住みよい圏域づくりを進めます。

■活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

活力・元気

圏域の魅力の一つとなっている観光分野において、ネットワーク化を図り、広域的な観光基盤の整備を推進します。また、地域資源を活かした6次産業の創出やものづくり産業の強化など、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、産業の活性化や雇用の創出に努めることで、圏域の活力・元気を生み出す圏域づくりを進めます。

■人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

多様性・交流

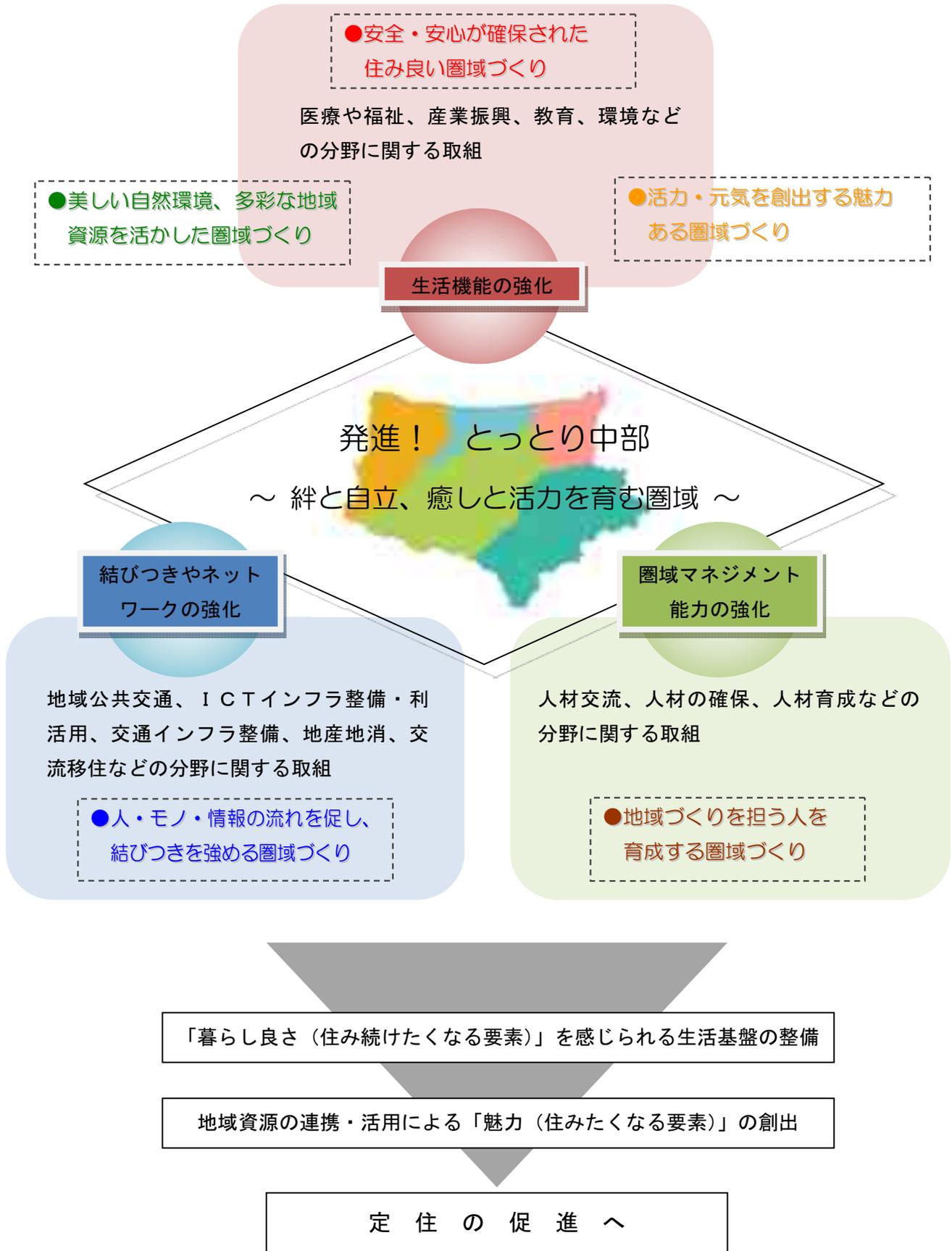
中部圏域は、多様なツーリズム要素のある資源や環境を備えており、様々な関係機関や団体と連携し、これらを複合的に活用していきます。また、令和6年度にオープン予定の県立美術館の建設を契機に、圏域全体の結びつきを一層強めていきます。さらに、定住促進の取組や公共交通などのアクセス環境の充実、情報の共有と発信力の強化によるネットワーク化の充実・強化を図り、人・モノ・情報の流れや結びつきを強める圏域づくりを進めます。

■地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

連携意識・絆

古くからの連携意識の強さから生まれた圏域内での盛んなボランティア活動やNPO活動、地域活動や助け合い活動などを更に促進するよう、人材の育成・確保に努めます。また、そうした活動を行政・企業・学校などの取組とも一体的に連携させ、地域みんなで「中部はひとつ」の圏域づくりを進めます。

■圏域の将来像、圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点との相関図



第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■全体像(体系図)

基本方針

●美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

●安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

●活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

●人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

●地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

【将来像】

発進！とっとり中部

絆と自立、癒しと活力を育む圏域

協定項目

協定に基づく具体的な取組

| 協定項目 | 協定に基づく具体的な取組 |
|-----------------------------------|--|
| 生活機能の強化 | |
| ア. 医療 | |
| ◆救急医療体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 病院群輪番制病院運営事業 |
| ◆思春期保健対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 思春期の心と身体の健康教育事業 |
| イ. 福祉 | |
| ◆認知症に係る支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症診断システム（認知症クリエイティブパス）事業の運用 タッチパネル整備活用事業 若年性認知症専用デイサービスセンター設置運営事業 中部成年後見支援センター運営事業 |
| ◆子育て支援体制の整備及び充実 | <ul style="list-style-type: none"> 病児・病後児保育の活用 休日保育の活用 子育て支援事業の充実及び連携 |
| ウ. 教育 | |
| ◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センター運営事業 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業 |
| ◆体育施設の機能の維持及び強化 | <ul style="list-style-type: none"> 体育施設機能調査・活用検討事業 倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 |
| エ. 産業振興 | |
| ◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取中部観光推進機構支援事業 観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業 観光情報発信・セールスプロモーション強化事業 八橋往来周辺の魅力創造・発信事業 農山漁村等での体験を通じた修学旅行誘致事業 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業 |
| ◆企業誘致の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 圏域への企業誘致推進事業 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 |
| オ. その他 | |
| ◆消費生活相談窓口の体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> 中部消費生活センター運営事業 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業 |
| 結びつきやネットワークの強化 | |
| ア. 地域公共交通 | |
| ◆生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 鳥取県中部地域公共交通網形成計画掲載事業 |
| イ. 地産地消 | |
| ◆地産地消の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 地産地消拡大事業 |
| ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進） | |
| ◆空き家バンクの連携等によるI J U（移住）の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 空き家情報の連携事業 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 移住情報の発信事業 |
| ◆未婚・晩婚化の解消への取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 広域連携婚活事業 |
| エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携 | |
| ◆広報活動の連携による広域的な情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 中部圏域ケーブルテレビ活用研究会設置運営事業 |
| 圏域マネジメント能力の強化 | |
| ア. 人材の育成・確保 | |
| ◆合同研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業 定住自立圏構想合同勉強会の開催事業 地方創生戦略勉強会の開催事業 |
| イ. 圏域内市町の職員等の交流 | |
| ◆人事交流の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 人事交流の実施事業 |

1 生活機能の強化

ア. 医療

◆ 救急医療体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県中部圏域の救急医療体制は、初期救急医療体制と二次救急医療体制とがありますが、中部圏域には救命救急センターはなく、県立厚生病院が救命救急センターに準ずる機能を果たしています。しかし、重症熱傷等の対応困難なものについては、東部・西部へ搬送し、対応しており、当面、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善が求められています。

初期救急医療体制としては、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して、中部休日急患診療所、二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院¹が分担して日曜日及び祝祭時の救急診療に対応していますが、勤務医にとって休日、夜間の勤務は負担が大きいため、救急医療に対応できる医師のさらなる確保が必要です。

【取組の方針】

鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加えて、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援と併せて夜間・休日の適正受診の周知を図ります。また、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善に向け引き続き検討を行います。

(参考1)

救急告示病院（鳥取県立厚生病院・野島病院・清水病院）

病院群輪番制病院（救急告示病院＋北岡病院・垣田病院・信生病院・三朝温泉病院・藤井政雄記念病院）

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 指標① | 初期救急医療施設（休日急患診療所、小児・歯科休日急患診療所）の利用者数 |
| 指標② | 初期救急医療施設（平日夜間診療）の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (人) | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 | | | | | | |
|--|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | <p>休日及び休日の夜間に発生する急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して平日夜間の診療体制を確保します。</p> <p>また、初期救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行います。</p> | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 68,550 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 休日救急診療所の維持管理 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置 (負担額の8割) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、休日救急診療所の運営費及び施設整備に必要な費用を負担します。 なお、運営費については、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。また、施設整備等に要する費用負担が発生する場合については、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事業名 | 病院群輪番制病院運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 休日及び夜間における重症急病患者的の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して病院群輪番制方式による救急医療体制を維持します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 42,270 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 病院群輪番制の維持 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（負担額の8割） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、病院群輪番制の運営に必要な費用を負担します。 なお、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

◆ 思春期保健対策の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県の人工妊娠中絶の状況は、例年高く推移しており、大きな課題となっています。また、年代別にみると、20歳代の実施率が高く、それ以外の年代も全国と比べて高い状況にあり、若い世代だけではなく、全年齢を通じて考えなければならない課題になっています。

今後も、圏域の市町と県や関係機関との連携により、圏域での思春期保健対策についての取組を更に推進します。

【取組の方針】

リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念により、人工妊娠中絶の減少に向けて関係機関と連携して、思春期の保健対策を推進する。

※リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：性と生殖に関する健康と権利

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における人工妊娠中絶、性感染症を始めとする思春期の性に係る課題を解決するため、これらの対策の充実に向けた事業を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証を行う。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証に協力する。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|----------------|
| 指標① | 人工妊娠中絶率（20歳未満） |
|-----|----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 5.9 | 5.9 | 5.9 | 5.9 | 5.9 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 思春期の心と身体の健康教育事業 | | | | | | |
| 内容 | リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念に関する知識の普及・啓発と併せ、思春期の心と身体の発達に関する知識の普及・啓発活動を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び各町、関係機関と連携して事業の企画及び連絡調整を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発活動を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市と連携して事業の企画及び連絡調整を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発活動を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 啓発事業 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、啓発事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 認知症に係る支援体制の整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、認知症高齢者数の増加とともに、要介護認定者数も増加しています。認知症高齢者の出現率は、65歳以上では7人に1人、85歳以上では3人に1人といわれ、今後も認知症高齢者数は増加していくと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから医療機関に相談を行うケースが多く見受けられます。認知症予防には、高齢者が自らの知識や経験を活かした活躍の場をもち、人と交流することや、適度な運動を行うことが有効だといわれています。健康寿命を伸ばしていく取組や地区公民館等を活用した高齢者のサロンの通いの場を作ることなど、高齢者の見守りや居場所づくりを含めた地域における環境整備が求められています。また、家事支援などの生活を支える仕組みづくりや、医療機関と連携しながら、初期の段階から適切な診断や対応を行うことのできる体制づくりが必要となっています。

若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、世代が合わないことから居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持って活動できる居場所が必要となっています。

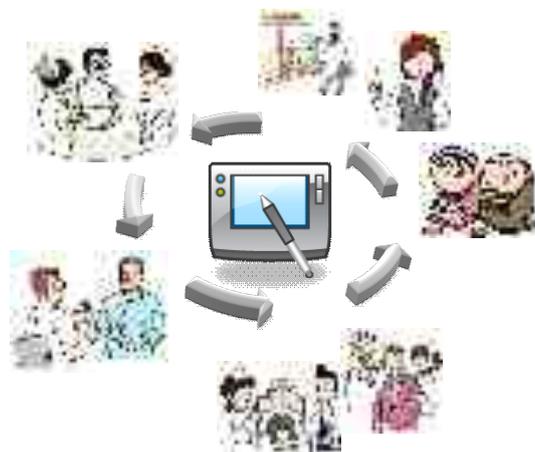
さらに、認知症高齢者等が消費者被害や虐待を受けるケースが増加しており、認知症高齢者等が尊厳を持ち、安心して地域で生活していくためには、専門機関と連携し、サポートを行う体制づくりが必要となっています。

【取組の方針】

タッチパネルを利用した簡易検査で認知症を早期に発見し、医療機関との連携を図りながら適切な診断・治療を行い、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるようにしていきます。

若年性認知症の人が、生きがいを持って活動できる場を提供していきます。

中部成年後見支援センターの運営を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を図っていきます。



(参考1)

鳥取県の認知症高齢者数：鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21年3月策定）

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら、認知症診断システムの運用を行う。 ②整備したタッチパネルを一括して管理し、及び活用する。 ③若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンターの設置及び運営を行う。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の運用する認知症診断システムを活用する。 ②甲の管理するタッチパネルを活用する。 ③甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。 |

※認知症クリティカルパス：医療機関同士、また医療機関と介護機関等が、サービスの利用や治療等の認知症に関する情報を共有し、適切な支援を行う取り組み。具体的には、認知症の疑いや認知症を診断した医師が、認知症の疑いのある人又は認知症の人のお薬手帳に、本人又は家族の了解を得た上で、診察日や医療機関名が記載できるシールを貼り、かかりつけ医や介護機関と治療状況等の情報共有を行うもの。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|---|
| 指標① | 早期発見の取組達成率＝(タッチパネル簡易検査を受けた人/65歳以上の高齢者数)×100 |
| 指標② | 中部成年後見支援センターで受けた相談件数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|--------------------|--|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名 | 認知症診断システム（認知症クリティカルパス）事業の運用 | | | | | | |
| 内容 | 医療機関や介護福祉施設等が情報共有するための共通ルールである「認知症クリティカルパス」を通じて、サービスの利用や認知症に関する情報を共有し適切な支援を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの運用を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの活用を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | システムの普及啓発 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-----|
| 事業名 | タッチパネル整備活用事業 | | | | | | |
| 内容 | 購入した5台のタッチパネルを一括管理するとともに、1市4町で有効に活用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 ・購入した5台のタッチパネルの利用調整、機器の維持管理を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 125 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | タッチパネルの管理 | | | | | → | |
| | タッチパネルの活用 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・タッチパネルの維持管理に必要な費用が生じたときは、関係市町で別途協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 若年性認知症専用デイサービスセンター設置運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 若年性認知症の人が安心して通所できるデイサービスセンターを倉吉市内に1か所設置し、センターの運営を支援します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定、契約を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市と若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 5,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | センターの 設置 | | | | | → | |
| | センターの 運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、若年性認知症専用デイサービスセンターの運営に必要な費用を負担します。 ・各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|-------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事業名 | 中部成年後見支援センター運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 平成25年4月から、1市4町で一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉に「中部成年後見支援センター」の運営を委託しています。委託先の「中部成年後見支援センター」は、成年後見制度の相談・情報提供・啓発・成年後見に関わる行政機関や関係団体との連絡調整を行っています。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 25,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | センターの 運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、中部成年後見支援センターの運営に必要な費用の応分を負担します。 ・関係市町の負担額は、均等割、人口割、実績割で按分し、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域の市町では、子育て支援の充実に向けて各種事業に取り組んでおり、年々施策の充実を図っています。

保育事業においては、病後児保育は実施施設を倉吉市に置き、圏域の1市3町で連携して実施しています（琴浦町は単独実施）。病児保育は鳥取県立厚生病院内整備して、1市4町で連携して事業を開始し、徐々に周知も進んでいるところです。また、休日保育については、実施施設を倉吉市内の私立保育所として、1市3町で連携して実施しています。

いずれの保育事業も定員を超える利用希望のある日がありますが、保育士や看護師の人材が不足しており、利用定員を増やすことが困難な状況です。

また、核家族化が進行するなか、仕事と家庭が両立できる環境を整えるため、乳幼児の子育て支援施設の充実や、家事支援サービス、学童保育などのサービスが求められています。



【取組の方針】

倉吉市が整備した施設（病児保育室）の機能及び市域にある既存の民間の保育機能を維持・継続させ、関係市町でその機能を利用します。

利用定員の増加については、1市4町の関係者で引き続き協議を行います。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①病児保育等の特別保育を実施し、及び拡充する。 ②ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業を充実する。 ③甲の実施する子育て支援事業と乙の実施する子育て支援事業との連携を図る。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の実施し、及び拡充する特別保育を活用する。 ②甲の実施する子育て支援事業を活用する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|---------------|
| 指標① | 病児・病後児保育の利用者数 |
| 指標② | 休日保育の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (人) | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 病児・病後児保育の活用 | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | 現在実施している倉吉市の病児・病後児保育（病児保育は4町、病後児保育は琴浦町を除く3町）を関係市町で利用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 80,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 病児・病後児保育の運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 運営費：子ども・子育て支援交付金（2/3） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・費用の負担は、各市町の対象施設の入所人数及び利用人数で按分し、その都度、協議の上決定します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 休日保育の活用 | | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 現在実施している倉吉市の休日保育を、琴浦町を除く3町が利用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 休日保育の運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 子ども・子育て支援交付金（2/3） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・各自自治体の対象施設の入所人数及び利用人数で按分（その都度、協議） | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名 | 子育て支援事業の充実及び連携 | | | | | | |
| 内容 | 子育て支援事業について情報交換し、連携を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び 役割分担 | 倉吉市 | ・情報交換の会議を開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・情報交換の会議に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報交換 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

◆ 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域における小学校児童の不登校出現率は、平成29年度末で0.63%、平成30年度末で0.91%となっています。中学校生徒の不登校生徒の出現率は、平成29年度末で4.02%、平成30年度末で4.23%となっており、高い水準が続いています。その原因も一層複雑化、多様化しており、福祉とも連携し一人一人に応じた支援が必要な状況が続いています。

また、中学校を卒業した後、家庭以外に居場所がなく、所謂引きこもり状態になっている青少年も見られ、本人とその家族に対する支援の必要性が高まっています。

しかし、現在、子育てや教育に関わる機関、施策はたくさんあるものの、当事者やその家族にとっては、それぞれの機関が何を担当しているのか分かりにくい状況にあるため、相談者と支援機関を適切に繋ぐコーディネート機能が必要とされています。

【取組の方針】

現在、1市4町で運営している鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校児童生徒やその傾向にある児童生徒に対する相談、受入等の学校復帰に向けた支援を行います。

また、現在の鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充し、当該センターに相談者と圏域の支援機関との間を迅速かつ適切に繋ぐコーディネート機能を持たせることにより、未成年者のあらゆる悩みや相談に迅速に対応し、社会的自立に向けた適切な支援の実施に繋げていきます。



(参考1)

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因、背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

(参考2)

出現率：小学校、中学校における不登校を理由に欠席している児童及び生徒の全体に占める割合をいいます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | 圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センターを維持する。 ②子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | 甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--|
| 指標① | センター利用率 = (センターに通う児童生徒数 + 相談人数) / (不登校児童生徒数) × 100 |
| 指標② | 学校復帰率 = (学校復帰児童生徒数) / (センターに通う児童生徒数 + 相談人数) × 100 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (%) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 鳥取県中部子ども支援センター運営事業 | | | | | | |
|--------------------|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 内容 | 鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校の児童及び生徒に対する支援を継続するとともに、個々の段階に応じた学習支援、体験学習等の支援を行います。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談体制を充実し、未成年者に対する相談機能を拡充させることで、相談者と各支援機関を繋ぐ役割を担っていきます。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センターの運営を行います。 市民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 鳥取県中部子ども支援センターの運営に協力します。 町民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 8,361 | 令和3年度 8,361 | 令和4年度 8,361 | 令和5年度 8,361 | 令和6年度 8,361 | 計 41,805 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 不登校児童生徒の相談対応 | | | | | | → |
| | 不登校児童生徒の保護者の相談対応 | | | | | | → |
| | 他の相談機関とたコーディネーター業務 | | | | | | → |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、鳥取県中部子ども支援センターの運営費を負担します。 <p>なお、関係市町の負担額は、鳥取中部ふるさと広域連合の負担金の負担割合を参考とし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充した後の事業費負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。</p> | |

| 事業名 | | 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業 | | | | | |
|---|--|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 現在の鳥取県中部子ども支援センターの機能を段階的に拡充し、いじめ等の人間関係についての相談対応、また、未成年者全体に対する相談対応・受入等を行うため、中部圏域の実情に合った当該センターの職員体制、拡充する機能の内容、併せて「分教室化」について、具体的な研究及び検討を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 検討会の設置及び運営並びに先進地の視察を行い、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 検討会の検討等を踏まえ、鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画を作成します。 | | | | | |
| | 三朝町 | <ul style="list-style-type: none"> 検討会及び先進地視察に参加し、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 | | | | | |
| | 湯梨浜町 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画の作成に必要な協力を行います。 | | | | | |
| | 琴浦町 北栄町 | | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 1,250 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 検討会の設置及び運営 | | | | | → | |
| | 先進地視察の実施 | | | | | → | |
| | 関係機関との協議及び調整 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、検討会の設置及び運営に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 関係町は、先進地視察に係る町職員の費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 体育施設の機能の維持及び強化

(1) 取組の概要

【現状と課題】

第3種公認の倉吉市営陸上競技場は、本市のみならず中部圏域の小・中・高校生をはじめとする多くの陸上競技愛好者が練習や大会において使用していますが、現在の公認の有効期限は令和4年5月31日までとなっています。公認を維持できないときは、現在、倉吉市営陸上競技場で開催している大会が、鳥取市や米子市の他の競技場での開催となり、中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担や利便性の低下に繋がり、児童・生徒等の健全育成への影響、競技力の低下、更には、交流人口の減少等が懸念されます。

また、中部圏域には、陸上競技場の他にも野球場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、体育館、武道館、合宿所など数多くの体育施設がありますが、施設の機能を十分に活かしておらず、有効に活用されていない施設も見受けられるため、その利活用の促進を図る必要があります。

さらには、圏域内の体育施設の多くで老朽化が進んでおり、施設の適切な維持管理と長寿命化に向けた対策が必要となっています。

【取組の方針】

中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担の軽減、利便性の維持を図り、競技力の向上並びに交流人口の維持・拡大を図るため、倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持し、引き続き公認大会を開催します。

また、施設の有効活用と圏域外からの交流人口の拡大等を図るため、圏域内にある体育施設の機能を十分に把握するとともに適切な維持管理を行い、大会の開催、誘致など利活用策の検討につなげます。



| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設（以下「公認体育施設」という。）の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--------------------|
| 指標① | 倉吉市営陸上競技場の公認大会の開催数 |
| 指標② | 倉吉市営陸上競技場の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (回) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | |
| | 実績 (回) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 28,000 | 28,000 | 28,000 | 28,000 | 28,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 体育施設機能調査・活用検討事業 | | | | | | |
|---------------------|--|---|------------|------------|------------|------------|--------|
| 内容 | 圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などを調査し、大会の開催、誘致など体育施設の利活用策を検討します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などの調査をはじめ、大会開催、誘致などに必要な体育施設、宿泊施設、交通網等の調査を行い、大会の開催、誘致などの利活用策を検討します。 ・倉吉市が行う調査、検討に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 0 | 令和3年度 0 | 令和4年度 0 | 令和5年度 0 | 令和6年度 0 | 計 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 調査内容の検討 | → | | | | | |
| | 調査の実施 | | → | | | | |
| | 活用策の検討 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|---------|-------|-------|-------|---------|
| 事業名 | 倉吉市営陸上競技場維持管理事業 | | | | | | |
| 内容 | <p>圏域全体での倉吉市営陸上競技場の利用促進を図るため、当該競技場の安全点検、補修、清掃などの施設管理を適切に行います。</p> <p>また、第3種公認の維持に必要な整備を行います。</p> | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心して利用できる環境を整備するため、施設の維持管理を適切に行います。 また、第3種公認の維持に必要な施設整備を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 大会参加、練習などの利用促進に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 6,000 | 140,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 149,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 維持管理 | | | | | → | |
| | 公認認定 | | | → | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、施設の維持管理及び第3種公認の維持に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取西道路の開通を始めとする交通網の整備や情報化社会の進展により、観光客が行政区画の枠を超え、より多くの観光地を周遊し、さまざまな観光資源を楽しむ傾向が強くなっています。また、農林業などの田舎体験を修学旅行に希望する学校が増えています。

今後、鳥取中部への観光客や観光消費額を増やすためには、このような行動範囲の拡大や多様化する観光ニーズに対応した魅力ある広域観光ルートづくりなど、地域相互に魅力を補い、高め合うための広域的な連携が必要となっています。

また、外国人旅行者の増加に伴い、多言語による情報発信が求められています。



【取組の方針】

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ① 一般社団法人鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ② 甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、(一社)鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③ (一社)鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ① (一社)鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ② 乙の区域にある観光資源の磨き上げを行い、(一社)鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③ (一社)鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|-----------------|
| 指標 | 鳥取県中部エリアの観光入込客数 |
|----|-----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標 | 目標(千人) | 2,180 | 2,288 | 2,396 | 2,500 | 2,611 | |
| | 実績(千人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|--|--|---|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 鳥取中部観光推進機構支援事業 | | | | | | |
| 内容 | 一般社団法人鳥取中部観光推進機構が主体的に情報発信、セールスプロモーション、着地型観光商品の開発、ネットワーク化による滞在型広域観光等の広域観光事業を実施できる体制を整備するため、必要な人的又は財政的な支援の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 120,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 支援の実施 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| 地方創生推進交付金 (1/2) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、(一社)鳥取中部観光推進機構の支援に必要な費用を負担します。 なお、現在の関係市町の負担割合は、基本額に総事業費の不足額を人口割で上乗せしていますが、(一社)鳥取中部観光推進機構の支援の充実を図るために必要な事業費とその負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。(上記の概算事業費は、協議会への市町負担金と広域連合からの業務委託料の合算額を示しています。) | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業 | | | | | | |
| 内容 | 各市町において、「癒し」をテーマとした着地型・滞在型の観光商品及びB級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 450,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 観光商品の開発等 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 観光情報発信・セールスプロモーション強化事業 | | | | | | |
| 内容 | 各市町において、観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 29,000 | 29,000 | 29,000 | 29,000 | 29,000 | 145,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報発信等の強化 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事業名 | 農山漁村等での体験を通じた修学旅行誘致事業 | | | | | | |
| 内容 | 各市町の地域資源を活かした多様な体験メニューの提供や農家民泊の受入れ家庭数の拡大、宿泊施設の受入れ体制づくりを通じて、関西圏を中心とした修学旅行の誘致及び滞在時間の延伸を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・修学旅行・体験旅行誘致を行う倉吉市体験型教育旅行誘致協議会への財政的な支援を行います。農家民泊の受入れ家庭の環境整備への財政的な支援を通じて、受入れ家庭の拡大を図ります。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市体験型教育旅行誘致協議会の取り組みを地域住民へ発信し、連携して受入れ家庭数の拡充を図ります。宿泊施設へ修学旅行受入れを実施できるか調整します。地域資源として修学旅行生に提供できる体験メニューがないか検討します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 15,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 支援の実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金（受入れ家庭の環境整備 1/3） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事業名 | 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業 | | | | | | |
| 内容 | 各市町でウォーキング環境の整備やウォーキングと食・温泉・自然・文化など地域資源を結び付けた活用のほか、共通ロゴを利用した圏域一体としての情報発信等に取り組むことで、「ウォーキングリゾート」としての地域ブランディングを図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・ウォーキングと温泉、地域資源を活用した健康づくりに取り組み、市民や湯治客が往来する温泉地づくりの取り組みを推進します。「ウォーキングリゾート」のロゴを活用した情報発信等を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・ウォーキングリゾートロゴを活用した環境整備、情報発信等を行います。地域の資源を活用したウォーキングイベント等を開催します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 30,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 観光商品の 開発等 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 企業誘致の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

今後の少子高齢化、人口減少社会の到来に向けた対応は全国的な課題となっており、中部圏域においても人口減少に歯止めをかけ、圏域への人の流れを創出するためには、雇用の場の確保と地域産業の振興に向けた取組が非常に大切です。

現在、圏域の各市町が単独で企業誘致活動を行っていますが、現在の厳しい経済情勢の中で圏域への企業誘致を実現し、雇用の創出・確保と地域産業の振興を図るためには、各市町が連携して取り組むことが必要です。



■ 西倉吉工業団地
■ 分譲予定地

【取組の方針】

進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報を提供します。

この取組により、圏域への企業誘致及び雇用創出を促進し、もって圏域の雇用を確保するとともに、圏域の活性化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | ①圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 ②企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報を集約し、乙に当該情報を提供する。 ②圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、乙と連携して、圏域への企業誘致を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 ②甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------|
| 指標① | 企業誘致の件数 |
| 指標② | 企業誘致による新規正規雇用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (件) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | 実績 (件) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 圏域への企業誘致推進事業 | | | | | | |
|--------------------|---|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 内容 | 圏域における企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、当該情報を活用して、圏域への企業誘致を推進します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、関係町に当該情報を提供します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市に企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報整理 | | | | | → | |
| | 企業誘致 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 事業名 | 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 | | | | | | |
|--------------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-----|
| 内容 | 関西事務所との間で圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を倉吉市関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報整理 | | | | | → | |
| | 企業誘致 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

◆ 消費生活相談窓口の体制整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、消費者にとっては商品やサービスの選択の幅が広がり、利便性の向上等も図られてきている一方で、製品事故の多発、販売方法の悪質・巧妙化等、消費者問題はますます複雑化・多様化してきています。

このような中、消費者行政施策においては、平成21年に策定された消費者安全法で、消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援及び市町村による消費生活センターの設置等、消費者行政全体の強化を図ることとされました。また、鳥取県においても「鳥取県消費者行政活性化計画」の中で、各市町村の相談窓口の体制整備・充実を図ることが掲げられました。

中部圏域では、こうした国、県の指針をふまえ、関係市町の総合計画や定住自立圏共生ビジョンとの整合性を図りながら、平成24年度より中部消費生活センターを圏域内の市町で共同設置し、相談窓口の機能強化の取組をスタートさせました。これにより、市町単独では困難な高度な専門知識と処理能力をもった人材を常時複数人確保するとともに、圏域内のトラブルを一元的に監視し、被害状況等の情報共有を行うことが可能となりました。また、専門相談員が定期的に各町の相談窓口を巡回し相談を受ける等、センターと市町の協力が図られているところです。

今後は、さらなる相談体制の充実と効率化、そして住民への悪質商法等の注意喚起や啓発活動を行う等、中部消費生活センターに対する住民の認知度を高めながら圏域内で効果的に継続実施していくことが必要といえます。

【取組の方針】

各市町においては、単独で高度な事案を処理できる専門相談員を確保することが財政的にも人材的にも困難なため、圏域の各市町が共同して専門相談員を確保することで、高度な事案の処理を一元的に行います。

あわせて、各市町では輪番制により相談員が活用できるなど相談業務の共同化と効率化を図るとともに、最新の相談事例の紹介や悪質商法への対処法等についての啓発活動を行います。



定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | 圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|-------------------------------------|
| 指標 | 消費生活相談窓口の利用者数(各市町の消費生活に関する窓口相談件数含む) |
|----|-------------------------------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標 | 目標(人) | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | |
| | 実績(人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|---|--|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 事業名 | 中部消費生活センター運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 消費生活相談に関し、高度な事案を処理できる専門相談員及び窓口を確保するため、鳥取中部ふるさと広域連合と連携し、鳥取県市町村消費者行政強化交付金を活用して中部消費生活センターを維持します。また、誰もが利用しやすい相談体制の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 5,198 | 令和3年度 5,198 | 令和4年度 5,198 | 令和5年度 5,198 | 令和6年度 5,198 | 計 25,990 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 消費生活相談 窓口の維持 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| 鳥取県市町村消費者行政強化交付金 | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、施設設置に必要な施設、設備等の整備及び運営に対する費用を負担します。なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業 | | | | | | |
| 内容 | 消費者トラブルの未然防止と被害の拡大防止のため、中部消費生活センターと連携して、担当職員の資質向上に向けた研修及び圏域住民への啓発活動を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 1,283 | 1,283 | 1,283 | 1,283 | 1,283 | 6,415 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 担当者研修 | | | | | → | |
| | 啓発事業 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県市町村消費者行政強化交付金（10/10） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

2 結びつきやネットワークの強化

ア. 地域公共交通

◆ 生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

地域の公共交通を取り巻く現状として、本地域の一般乗合バス路線は、地域の中心地である倉吉市から隣接4自治体へ放射線状に伸びており、二つ以上の自治体をまたがる広域・長大路線が多くを占めています。また、広域路線に加え、倉吉市内の路線のほとんどが倉吉駅～西倉吉間を運行しているため、この間の路線が重複して過密状態になっています。

社会的な動向としては、高齢者による事故多発を受け運転免許証の自主返納の動きが進んでおり、各自治体では免許返納した高齢者に対し、公共交通機関の回数券交付や施設利用時の割引制度の導入などの取り組みも行われるようになりましたが、公共交通を利用しづらい地域等においては、通院や買物のために高齢となっても免許を返納することができないケースも見受けられます。

地域の公共交通の問題点としては、人口減少・少子化による高校生徒数の減少、高校生の自家用車送迎の日常化、免許保有率の上昇等により、バス利用者は減少傾向で推移しており、その数は今後も減少していくと予想されます。広域路線・長大路線の多さに加え、バス利用者数が減少していることからバス運行の収支率は年々低下しており、それに伴って各自治体の補助金の負担が拡大しています。また、利用者ニーズとバスサービスとの間でミスマッチが生じているとともに、移動不便地域・公共交通空白地域等の点在、非効率なバス運行、バス・タクシーの乗務員不足などの問題があります。

そのため、移動者ニーズの対応として、「運行本数」「ダイヤ」「最終便の時間」「待合環境」「料金」「運行経路」の改善による目的地への移動利便性の向上、移動時間帯に応じた利便性の向上、外来者や観光客に対応したバスサービスの向上、移動不便地域・公共交通空白地域への対応、待合環境・乗車環境の充実や、新規需要の掘り起こしと利用促進として、高校生のバス利用の促進、企業・事業所によるエコ通勤の普及推進、普段自家用車利用をしている人に対しても幅広く意識啓発を促す総合的な利用促進のほか、持続的な運行体制の確立として、効率的なバス運行への再編、バス・タクシー乗務員の確保、住民との協働による運行の検討などを行っていく必要があります。

【取組の方針】

平成30年3月に策定した鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づき、次の3点を取組の方針とします。

- ①移動ニーズに対応した公共交通ネットワークの構築
- ②戦略的な施策の展開による公共交通の利用促進
- ③効率的な運行による持続可能な公共交通の実現



①移動ニーズに対応した公共交通ネットワークの構築

- 通勤・通学・通院・買物等での移動や観光目的による移動など、バス利用者のニーズは時間帯や目的によってそれぞれ異なることから、路線ごと、時間帯ごとの役割を明確にし、移動ニーズに対応した効率的で利便性の高いダイヤや路線の再編に取り組みます。
- 倉吉未来中心周辺には主要医療機関が立地し、将来的には美術館の整備も計画されていることから、倉吉未来中心への移動利便性の向上を図ります。
- 乗り換え抵抗の軽減化を図るため、接続時間の短縮化、高齢者・障がい者に配慮した低床バスの導入やUDタクシーの利活用の推進、待合環境整備等を行います。

②戦略的な施策の展開による公共交通の利用促進

- バス利用者が減少する中で、一定水準のサービスを維持するためには、利用者の拡大が急務となっています。そのためには、総花的な利用促進ではなく、高校生・大学生、企業・事業所、高齢者等のターゲットを絞った効果的な意識啓発等の取り組みが求められることから、目標や目的を絞り込んだ戦略的な利用促進策を講じ、バス利用者の拡大を図ります。

③効率的な運行による持続可能な公共交通の実現

- 倉吉市と周辺自治体間をつなぐ地域のバスネットワークには長大路線が多く、中にはサービス水準と利用状況のバランスが悪いケースも見受けられます。また、倉吉市街地の構造上、路線の多くが中心市街地で重複しており、非効率となっていることなどから、今後の持続可能性を考慮し、効率的な運行に努めます。
- 地域住民へのバス利用状況・補助金額の推移等の情報提供を行い、バス事業への関心を喚起するとともに、交通空白地域や需要の小さな地域について、NPOや地域自治組織によるボランティア輸送等、住民との協働による運行のしくみを検討します。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らしやすさを実現し、いつもまでも住み続けられる中部地域とするため、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入、及び利用促進を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①圏域における公共交通に関する協議会（以下「公共交通協議会」という。）を運営し、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入と、及び利用促進に必要な調査及び研究を行い、その基本方針等を定めた地域公共交通網形成計画（以下「公共交通網形成計画」という。）を推進する。 ②公共交通事業者と連携して、甲の区域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①公共交通協議会に参加し、公共交通網形成計画を推進する。 ②公共交通事業者と連携して、乙の圏域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--|
| 指標① | $4 \text{ 条路線の路線バスの収支率} = \frac{\text{経常収入}}{\text{経常経費}}$ |
| 指標② | $\text{バス利用者数割合} = \frac{\text{年間輸送人員（運行回数} \times \text{平均乗車密度）}}{\text{地域人口}}$ |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (%) | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 | | | | | | |
|---|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 当該協議会が策定した「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」の実施に係る連絡調整及び計画見直しを行うため、当該協議会を運営します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局として、当該協議会を運営します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会の構成町として、当該協議会の運営に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 472 | 472 | 472 | 472 | 472 | 2,360 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 協議会の運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。 ・なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 ※網形成計画については、国及び県の補助金により策定。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名 | 鳥取県中部地域公共交通網形成計画掲載事業 | | | | | | |
| 内容 | 鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づき、関係市町を事業主体として事業を実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び 役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議会の事務局として、計画に基づく取組を推進します。 ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | (鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づく事業の内容及び事業費を決定します。) | | | | | |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 事業の実施 | 必要に応じて実施 | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。 ・なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 <p>※網形成計画については、国及び県の補助金により策定。</p> | | | | | | | |

イ. 地産地消（地域の生産者や消費者等の連携による地産地消）

◆ 地産地消の推進

（１） 取組の概要

【現状と課題】

従前から農業は、圏域の主要産業として重要な役割を果たしてきていますが、経済情勢や気象などの影響により、経営が不安定となりやすいなど、農業を取り巻く環境は厳しく、農家数は年々減少傾向にあります。

更に、農家数の減少や高齢化による担い手不足によって、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、適切な維持管理ができない農地が増加し、本来農地が有する農作物の生産性や景観形成、災害防止等の多様な機能の低下を招いています。

農地が保有する機能を維持するとともに、定住のキーワードである「就業」の場を確保するため、農業の振興を図ることは極めて重要であり、その一つの手段として、圏域の関係者が一体となって、地産地消の取組を推進する必要があります。

【取組の方針】

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。



定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | 圏域における地産地消を推進するため、地産地消に関する情報を共有し、関連する事業を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | 圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | 圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------------|
| 指標① | 圏域内にある直売所の販売額 |
| 指標② | 中部発！食のみやこフェスティバル 来場者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 指標① | 目標（千円） | 1,374,000 | 1,374,000 | 1,374,000 | 1,374,000 | 1,374,000 | |
| | 実績（千円） | | | | | | |
| 指標② | 目標（人） | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | |
| | 実績（人） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 地産地消拡大事業 | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 内容 | 圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者による地産地消に関するイベントとして、「中部発！食のみやこフェスティバル」をはじめ、地産地消交流会（琴浦町）、すいか・ながいも健康マラソン大会（北栄町）、ほくえい味覚めぐり（北栄町）などの地産地消に関するイベントを継続実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関するイベントを開催します。 ・地産地消に関するイベントを開催します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別（千円） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 100,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | イベントの開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中部発！食のみやこフェスティバルについては、関係市町が、標準財政規模、人口を元に按分・算出し、それぞれが負担します。 ・倉吉市は、市の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 なお、関係市町で開催する新規イベントに必要な費用は、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆ 空き家バンクの連携等による I J U（移住）の促進

（１） 取組の概要

【現状と課題】

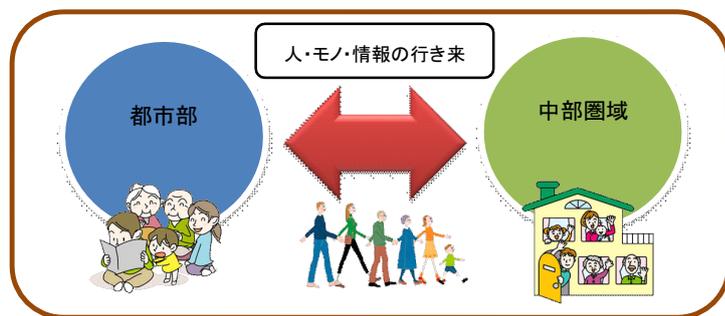
中部圏域の人口減少・少子高齢化は急速に進んでおり、今後も人口の低密度化は加速することが予想されています。すでに人手不足・担い手不足による地域経済の衰退、空き家や耕作放棄地の増加、コミュニティ活動の衰退などの問題が顕著になっており、中部圏域の各市町では地域力の維持・強化を図るために、さまざまな移住定住施策を展開して、地域づくりの担い手の育成・確保を図っています。

加えて、近年、ライフスタイルや働き方の多様化が進み、「スローライフ」、「田舎暮らし」などの言葉に代表されるように、田舎や地方での暮らしが見直されつつあり、都市部に住む団塊の世代や子育て世帯を中心として、地方に移住する人が増加する傾向にあります。

今後も、都市部からの人の流れを創出することにより、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域づくりを維持するために各市町が移住定住施策を推進するとともに、移住希望者が移住に至るまでの過程において各市町がそれぞれの役割を果たし、必要な連携を図ることで、着実に中部圏域への移住に結び付けるよう積極的に取り組む必要があります。

【取組の方針】

移住希望者が移住を決断するまでに、「移住地の情報収集」、「移住・交流の体験」、「住居の確保」は重要な要素となります。そのため、各市町間で連携して、「空き家情報の連携」、「田舎暮らし体験ツアーの連携・実施」、「移住情報の発信」等の取り組みを行い、圏域への移住の促進を図ります。



定住自立圏形成協定の規定の内容

| 取組の内容 | 圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |
|-----------|--|
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の行う空き家バンク等の移住施策と甲の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|-----------------|
| 指標 | 圏域外から圏域内に移住した人数 |
|----|-----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標 | 目標(人) | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | |
| | 実績(人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 空き家情報の連携事業 | | | | | | |
|--------------------|--|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 内容 | 中部圏域の各市町が互いの空き家情報を適時共有及び活用し、相談者のニーズにより幅広く対応できるようにします。公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との連携を図り、空き家情報の集約及び円滑な仲介を行うことができるようにします。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの空き家情報のサイトの物件登録等に係る管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 ・圏域でデザインを統一した構成市町のバナーを作成し、配布する。 ・(公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの空き家情報のサイトの物件登録等に係る管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 ・(公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 空き家情報の連携 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 | | | | | | |
| 内容 | 圏域の魅力ある地域資源を活用した田舎暮らし体験ツアーを連携して実施することにより、移住する動機（きっかけ）作りを行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・ツアー実施のための企画、運営、調整、広報等を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・中心市の活動に協力し、連携して事業実施を図ります。 ・ツアー実施のため役割分担を確認しながら協力して対応します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 666 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,666 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 体験ツアー の実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県移住定住推進交付金（1/2：上限500万円） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 関係町は、協力する田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 移住情報の発信事業 | | | | | | |
| 内容 | 中部圏域に特化した移住相談会等に関西都市圏などで開催します。 中部圏域の各市町が移住定住に係る情報をウェブサイトなどにより相互に共有及び活用し、相談者のニーズにより幅広く対応できるようにします。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 各種事業を企画調整し、関係町と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組みます。 合同相談会において、構成町及び関係機関との調整や取りまとめを行います。 合同移住ガイドブックの作成においては、企画・情報収集、編集を行います。 自らの移住定住促進サイトの管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 圏域でデザインを統一した構成市町のバナーを作成し、配布します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 中心市と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組みます。 合同相談会及び合同移住ガイドブックの作成において、役割分担を確認しながら協力して対応します。 自らの移住定住促進サイトの管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 移住情報等 の発信 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県移住定住推進交付金（1/2：上限500万円） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 関係町は、町職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、日本では晩婚化の傾向にあり、全国的に初めて結婚する平均年齢が2017年時点で男性が31.1歳、女性が29.4歳に達しました。これは、2000年と比べると約2.5歳も結婚の平均年齢が上昇しており、この傾向は、今後さらに進むと予想されています。また、未婚率についても2000年には男性で12.57%、女性で5.82%であったものが、15年後の2015年には男性で23.37%、女性で14.06%と、著しく上昇しています。※国立社会保障・人口問題研究所調

これは、近年の経済情勢の変動、女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化などによる、日本人の結婚に対する価値観が大きく変化したことによるものなどが、その原因と思われるのですが、この傾向は鳥取県中部圏域においても同様に見られるものです。

また、晩婚化、未婚率の上昇は、人口の減少及び少子高齢化に与える影響が非常に大きく、圏域の将来を考える上で絶対に無視することができない問題であり、各市町に共通した課題です。

また、人口減少により、地域の賑わいが失われつつあり、住民同士が交流する機会が減少し、地域コミュニティの維持が困難になるなど、住民同士の繋がりが益々希薄になっていく中で、結婚を希望する独身男女の出会い、成婚に至る機会は、今後益々失われていくことが予想されることから、行政、地域、民間事業者等が協力し、出会いの機会の提供など、継続的に未婚・晩婚化の解消のための取組を講じていくことが求められています。

そのため、圏域の各市町では、婚活パーティー、セミナーの開催、イベントを主催する地域団体、民間事業者等への補助などの対策を行っていますが、対象者の地元イベント参加への抵抗感などから、参加者が集まらず、目立った成果に繋がらないという状況にあります。

このことから、圏域の各市町がそれぞれで行っていたイベント等の共同化、結婚支援員間での情報共有の場を設ける等、関係情報の共有化を図り、相互に発信を行うことで、イベントの対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を推進する必要があります。

【取組の方針】

未婚・晩婚化の解消に向けた関係イベント及びセミナー、イベント等を主催する民間事業者等への補助制度など、各市町がそれぞれ行う取組の情報を共有し、相互に発信することで、効果的な事業のPRを行い、イベント等の参加者の増加を図ります。

また、各市町がそれぞれ行っていたイベント等を集約して開催し、対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより、出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を推進し、成婚者を増加させます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | 圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ① 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ② 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ① 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ② 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------------------|
| 指標① | 婚活イベント、セミナー等の参加者同士の成婚組数 |
| 指標② | 婚活イベント、セミナー等の参加者同士のカップル成立割合 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (件) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | 実績 (件) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (%) | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 広域連携婚活事業 | | | | | | |
| 内容 | 未婚・晩婚化の解消のため、婚活イベント、セミナー等を各市町・民間企業で共同して企画し、実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各市町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 8,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 連携広報 | | | | | → | |
| | 婚活イベントの共同実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金（1/2補助） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携

◆ 広報活動の連携による広域的な情報提供

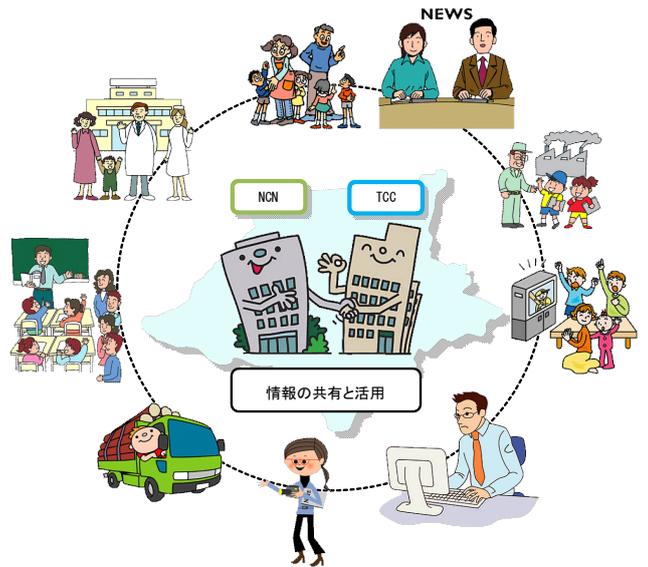
(1) 取組の概要

【現状と課題】

圏域の情報通信環境は、民間事業者の事業展開が困難な地域においては行政による情報通信基盤が整備され、ケーブルテレビによるブロードバンドや地上波のデジタル化、携帯電話のサービスエリア外の解消など情報化に向けた一定の基盤となっています。

圏域の交流人口の拡大と人口定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内の住民に定住自立圏の取組をはじめとした圏域の情報を広く提供し、圏域内の情報の共有化を図るとともに、圏域外の住民に圏域の魅力を積極的に発信していく必要があります。現状では圏域内の情報共有は十分に行われおらず、圏域外への発信も積極的なものに至っていない状況です。

また、圏域の情報通信基盤は早くから整備された自治体では伝送路の更新による高額な負担に直面していることや、圏域全体として情報通信基盤を活用したケーブルテレビとインターネット以外の有効な住民サービスの検討が課題となっています。



【取組の方針】

圏域の各自治体が保有する広報紙、ウェブサイト、SNS等の広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に定住自立圏の取組等の圏域の情報を提供します。

また、ケーブルテレビ事業者の協力の下に、ケーブルテレビを活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供し、情報の共有化による圏域の一体感の醸成に努めます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | 圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 ②甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。(※①は、三朝町、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) ②乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|----------------|
| 指標 | 圏域のケーブルテレビの加入率 |
|----|----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標 | 目標(%) | 71.6 | 71.7 | 71.8 | 71.9 | 72.0 | |
| | 実績(%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業 | | | | | | |
|---|--|--|-------|-------|-------|-------|----|
| 内容 | 圏域のケーブルテレビ事業者をはじめ、行政、民間、地域の関係者等の参加による中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会において、ケーブルテレビ番組の相互放送をはじめ、ケーブルテレビを利活用した広域的な情報提供による生活支援サービス等の調査及び研究を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置し、当該研究会の庶務を担当するとともに、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会に参加し、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研究会の運営 | | | | | | |
| | 研究会の拡充 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会の運営に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

3 圏域マネジメント能力の強化

ア. 人材の育成・確保 イ. 圏域内市町の職員等の交流

◆ 合同研修会の開催・人事交流の実施

(1) 取組の概要

【現状と課題】

住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより多様化・高度化する中で、時代や社会の変化を的確に捉えながら、質の高い圏域マネジメントを行うためには、市町職員などの相互研鑽による資質の向上を図るとともに、専門知識を有する人材を有効に活用して、市町職員等に対する研修や業務のサポートなどを実施していく必要があります。

人事交流については、定住自立圏共生ビジョンの中での実施については未着手となっていますが、現在は中部ふるさと広域連合の機能を最大限に活用し、中部圏域の職員の相互派遣による人事交流を実施しています。また、圏域外においても、鳥取県、鳥取県後期高齢者医療広域連合等との人事交流を実施しており、圏域内外のネットワーク化を図り、医療・福祉など様々な分野でマネジメント能力の向上が図られています。

【取組の方針】

圏域のマネジメント能力の強化を図るため、合同研修会の開催、外部の専門人材の活用、人事交流を実施します。

職員の人事交流については、本ビジョンの中で、定住自立圏の各政策分野の取組に必要な場合に、関係市町と協議の上、実施します。実施にあたっては、効率的で効果的な人事行政の運営を進め、広域連合等の機能を活用して有機的なマネジメント能力の強化を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | ①生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（以下「前記の政策分野」という。）の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 ②前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門的な知識等を有する人材（以下「専門人材」という。）を確保し、圏域全体で活用する。 ③前記の政策分野の取組に必要な甲及び乙のマネジメント能力を強化するため、人事交流を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙に参加の機会を提供する。 ②前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 ③乙と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の開催する合同研修会を活用する。 ②甲の確保した専門人材を活用する。 ③甲と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。（※③は、琴浦町及び北栄町に関する協定です。） |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--------------------|
| 指標① | 合同研修会に参加した市町職員等の人数 |
| 指標② | 人事交流の人数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標（人） | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | |
| | 実績（人） | | | | | | |
| 指標② | 目標（人） | — | — | — | — | — | |
| | 実績（人） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

ア. 合同研修会の開催

| | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 子どもの発達支援についての研修会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・合同研修会を企画立案し、開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 2,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金（1/2） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、合同研修会の費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|---|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 事業名 | 定住自立圏構想合同勉強会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 定住自立圏構想の推進に役立てるため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした合同勉強会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|--|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 事業名 | 地方創生戦略勉強会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 地方創生の取り組みを研究するため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした勉強会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。 | | | | | | | |

イ. 人事交流の実施

| | | | | | | | |
|--------------------|--|--|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名 | 人事交流の実施事業 | | | | | | |
| 内容 | 生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、必要の都度、関係市町が協議の上、職員の人事交流を実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度、関係町と協議し、職員の人事交流を実施します。 ・必要の都度、倉吉市と協議し、職員の人事交流を実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | — | — | — | — | — | — |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 人事交流の実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

第6章 今後の検討課題

このビジョンを策定する過程において、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを通じて、中部圏域の将来像の実現に向けた課題や必要な取組に関する多くの意見がありました。

その中には、各市町がそれぞれの考え方で個別に取り組んでいく必要のあるもの、鳥取中部ふるさと広域連合で取り組むべきもの、関係市町間での協議に時間を要するもの、現状の関連制度や技術などの状況から将来的に取組を検討するべきものなど、このビジョンに直ちに反映することが難しいものもあります。

このビジョンは、必要に応じて具体的な取組を評価し、内容の検討を行っていくこととしています。そのため、これらの意見については、今後の検討課題として管理し、引き続き、緊急性や重要性などを踏まえて優先順位を考え、実施に向けた現実的な課題などを整理しながら、具体的な実現方法などの検討を行っていきます。

なお、この検討に当たっては、民間、地域の関係者などの意見を踏まえて、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会による検討、関係市町との協議や鳥取中部ふるさと広域連合との調整を行いながら進めていきます。

(1) 生活機能の強化に関連する主な検討課題

ア. 医療

◆ 救急医療体制の充実

- ・・・二次救急体制の充実（専門医療機能の向上）、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善

◆ 地域医療体制の充実

- ・・・医師の確保、在宅医療体制の整備、通院手段の確保（福祉移送サービス等との連携）、鳥取看護大学との連携

イ. 福祉

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

- ・・・子育て相談体制の充実

◆ 福祉サービスの充実

- ・・・福祉サービスの充実（サービスの地域格差の解消）

ウ. 教育

◆ 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進

- ・・・体育施設の利用環境の改善（利用料の統一等）、各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討、各種生涯学習施設の整備・改修による機能の維持

◆ 教育環境の整備・充実

- ・・・家庭教育の啓発、地域における社会教育の推進（福祉分野等）

エ. 産業振興

◆産業基盤の強化・充実

- ・・・商店街、市街地の活性化（空き店舗棟の活用促進等）、物販等のセールスプロモーションの強化、若者に対する就労支援の取組、中心市街地活性化の推進

オ. その他

◆マイナンバーカードの利活用の推進

環境

◆環境保全の推進

- ・・・自然環境の保護・保全、低炭素社会の構築（カーボン・オフセット等の取組）、地域ぐるみによる環境関連活動の推進

(2) 結びつきやネットワークの強化に関連する主な検討課題

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆交流による賑わいの創出づくり

- ・・・交流の場や機会の提供（イベントなど）、情報発信力の強化、未婚・晩婚化の解消への取組みの推進

◆広報活動の連携による広域的な情報提供

- ・・・CATV（NCN-TCC）の相互放送の実施

ICTインフラ整備

◆ICT利活用の推進

- ・・・ICTの利活用による圏域情報の発信力の強化、ICTの利活用による生活支援の充実

交通インフラの整備

◆道路ネットワークの構築

- ・・・道路ネットワークの整備

(3) 圏域マネジメント能力の強化に関連する主な検討課題

その他の連携

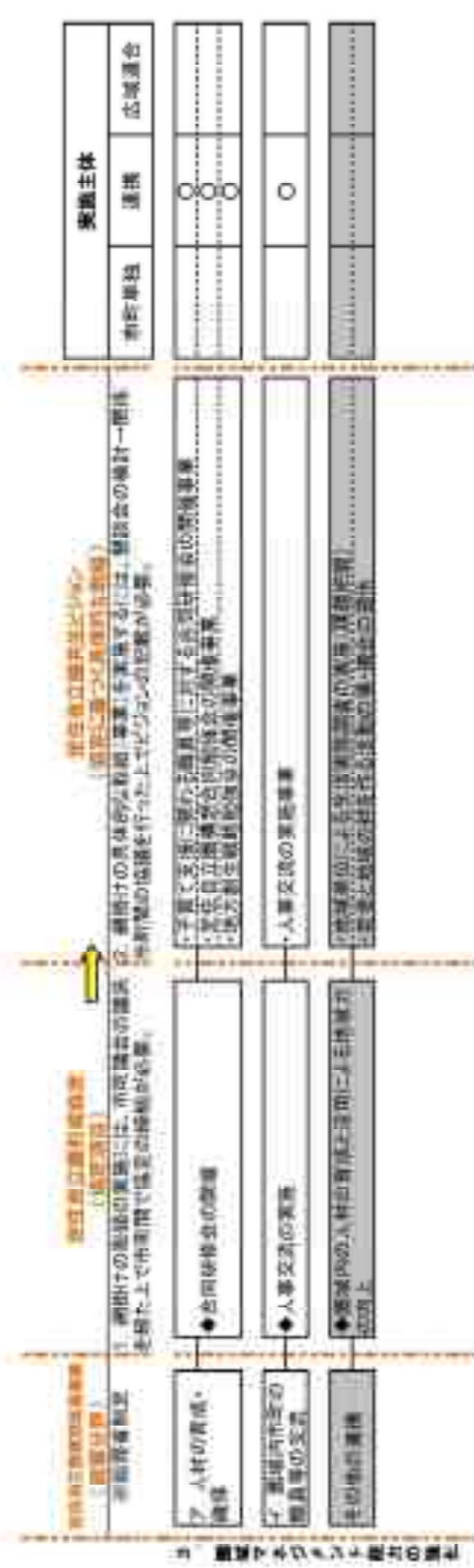
◆圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上

- ・・・地域単位による生活実態調査の実施（課題把握）、若者と地域の絆を作る活動の場・機会の提供

| 実施主体 | |
|---|--|
| 西阿基社 | 連携 |
| <p>1. 地域公共交通 1. 阿基社の施設の実施には、市町議会の議決を経て市町議会で協定の締結が必要。</p> <p>●生活圏を一元化する公共交通ネットワークの充実</p> <p>●地域経済の推進</p> <p>●空き家・シニアの連携等によるA/I/I(緑地)の促進</p> <p>●未婚・晩婚化の解消への取組の推進</p> <p>●交流による賑わいの創出づくり</p> <p>●広報活動の推進による広域的な情報提供</p> <p>●地域情報化の推進</p> <p>●ICT利活用の推進</p> <p>●ICTインフラ整備</p> <p>●ICTインフラの普及</p> | <p>2. 阿基社の具体的な業務(事業)を実施するには、郡議会の検討一関、市町議会の協議を行った上で、シニアの記載が必要。</p> <p>●阿基社中野地区民生活圏整備事業 ●阿基社中野地区民生活圏整備事業</p> <p>●地域情報化推進事業 ●空き家・シニア・体験プログラムの連携・実施事業 ●居住環境の改善事業</p> <p>●広域連携推進事業</p> <p>●阿基社中野地区民生活圏整備事業 ●阿基社中野地区民生活圏整備事業 ●未婚・晩婚化の解消への取組の推進</p> <p>●IC活用促進事業 ●GATV/MCN-1取組の推進事業</p> <p>●阿基社中野地区民生活圏整備事業 ●阿基社中野地区民生活圏整備事業</p> <p>●ICTの利活用による地域情報化の推進 ●ICTの利活用による地域情報化の推進</p> <p>●道路ネットワークの整備</p> |

※阿基社中野地区民生活圏整備事業
 (阿基社中野地区民生活圏整備事業)

3. ネットワークの強化



付 属 資 料

○ 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの主な策定経過について

| 時期 | 主な経過等の内容 |
|-------------|--|
| 平成20年 | |
| 12月10日 | ○ 定住自立圏構想に係る「継続協議団体」の決定（倉吉市） |
| 12月26日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の制定（総務省） |
| 平成21年 | |
| 1月11日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体の市町村） |
| 1月22日 | ○ 定住自立圏構想に係る「先行実施団体」の決定（倉吉市） |
| 3月19日 | ● 中心市宣言の実施（倉吉市） |
| 4月11日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体以外の市町村） |
| 12月25日～ | |
| 平成22年 | |
| ～1月25日 | ○ 定住自立圏形成協定書（案）に対するパブリックコメントの実施 |
| 3月16日～23日 | ○ 定住自立圏形成協定に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 3月31日 | ● 定住自立圏形成協定の締結（＝定住自立圏の形成） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 4月11日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行 |
| 9月24日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 11月18日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：交通・移住・情報部会） |
| 11月19日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：産業振興・地産地消部会） |
| 11月10日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療・福祉・教育部会） |
| 11月24日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：医療・福祉・教育部会） |
| 11月26日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：産業振興・地産地消部会） |
| 11月30日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：交通・移住・情報部会） |
| 12月27日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第4回：全体会） |
| 平成23年 | |
| 1月21日～2月10日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施 （若者等に対するヒアリングの実施：1/26、2/10） |
| 2月18日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第5回：全体会） （定住自立圏共生ビジョン（案）の決定） |
| 2月25日～3月10日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月14日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの策定 |
| 4月21日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部改正 |
| 4月28日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：医療部会） |
| 5月12日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療部会） |
| 5月17日～20日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| 6月17日～7月11日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 7月17日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（救急医療） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 7月21日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会） |
| 7月22日～8月12日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン（修正案）に対するパブリックコメントの実施 |
| 8月24日～8月30日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |

| | |
|--------------|---|
| 9月15日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| 平成24年 | |
| 1月17日～25日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| 1月26日～2月10日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議） |
| 3月21日～23日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 3月26日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（消費生活） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 3月23日～28日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月30日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| 平成24年 | |
| 10月25日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 12月13日～28日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| 平成25年 | |
| 2月18日～28日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議） |
| 3月19日～22日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 3月25日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（成年後見） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 3月22日～27日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月29日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| 11月21日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 平成26年 | |
| 1月27日～3月10日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第1期） |
| 5月9日～6月9日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第2期） |
| 10月16日～22日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る首長協議（書面協議） |
| 12月22日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 12月24日～1月16日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第3期） |
| 平成27年 | |
| 1月23日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：全体会） |
| 1月26日～2月6日 | ○ 第2次共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施 |
| 2月19日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会） （第2次定住自立圏共生ビジョン（案）の決定） |
| 3月20日～24日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 3月25日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（思春期保健・雇用創出） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 3月25日・26日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく第2次定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月31日 | ● 第2次定住自立圏共生ビジョンの公表 |
| 平成28年 | |
| 2月2日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 2月3日～10日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月3日～3月24日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 3月25日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（未婚・晩婚化対策） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 3月25日～29日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月31日 | ● 第2次定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| 平成29年 | |
| 2月6日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（全体会） |
| 3月24日 | ● 第2次定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |

平成30年

9月26日

- 定住自立圏共生ビジョン懇談会（全体会）

平成31（令和元）年

10月3日

- 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会）

12月19日

- 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：全体会）

令和2年

1月10日～1月24日

- 第3次共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施

2月6日

- 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会）
（第3次定住自立圏共生ビジョン（案）の決定）

●月●日～●月●日

- 定住自立圏形成協定の一部変更に係る締結議案の可決（各市町議会）

●月●日～●月●日

- 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結

●月●日

- 第3次定住自立圏共生ビジョンの公表

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者
- (2) 圏域の住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

(部会)

第7条 懇談会における検討を補助するため、懇談会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会の委員は、懇談会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、倉吉市企画産業部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後、最初に開催される懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成23年3月31日倉吉市長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日倉吉市企画産業部長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(順不同・敬称略)

| 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---|-------|--------|-----|
| 学校法人藤田学院 鳥取看護大学・鳥取短期大学 | 理事長 | 山田 修平 | 会長 |
| 倉吉商工会議所 | 専務理事 | 佐々木 敬宗 | 副会長 |
| 公益社団法人鳥取県中部医師会 | 事務長 | 板垣 尊人志 | |
| 鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部 | | 山田 綾子 | |
| 倉吉市保育園長会 | 園長 | 福井 典子 | |
| 倉吉市学校教育審議会 | 会長 | 名越 和範 | |
| 倉吉市体育協会 | 会長 | 生田 正範 | |
| 一般社団法人鳥取中部観光推進機構 | 副会長 | 名越 宗弘 | |
| 鳥取県中部地域公共交通協議会 | 委員 | 徳丸 孝信 | |
| 鳥取中央農業協同組合 | 参事 | 藤原 治 | |
| NPO法人養生の郷 | 理事 | 加藤 栄隆 | |
| リアルマック | 代表 | 福井 恒美 | |
| 一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク(株)倉吉放送センター) | センター長 | 中嶋 信行 | |
| 倉吉市 | — | 藤井 忠篤 | |
| 三朝町 | — | 布広 覚 | |
| 湯梨浜町 | — | 中森 圭二郎 | |
| 琴浦町 | — | 松本 亮二 | |
| 北栄町 | — | 福井 利明 | |

(任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日)

第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

令和2年3月●日策定

■発行：倉吉市

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722

TEL 0858-22-8111 FAX 0858-22-1087

公式サイト <http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

■編集：倉吉市 企画産業部企画課

第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

資料2

発進！とっとり中部
～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

コメント1

木藤 隆親

最終案
(差し替え)

(見え消し版)

令和2年●月●日

鳥取県 倉吉市

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 ビジョンの目的 | 1 |
| 2 定住自立圏の名称及び構成市町 | 1 |
| 3 ビジョンの期間 | 2 |
| 4 ビジョンの進行管理 | 2 |
| 第2章 圏域の概況 | 3 |
| 1 地勢 | 3 |
| 2 土地利用・自然環境 | 3 |
| 3 人口・世帯 | 4 |
| 4 医療 | 9 |
| 5 福祉 | 9 |
| 6 教育 | 10 |
| 7 産業振興 | 10 |
| 8 地域公共交通・道路ネットワーク | 11 |
| 9 地産地消 | 13 |
| 10 移住・交流 | 14 |
| 11 情報・広報 | 14 |
| 12 人材 | 14 |
| 第3章 圏域の課題と可能性 | 15 |
| 1 圏域の課題 | 15 |
| 2 圏域の可能性 | 18 |
| 第4章 圏域の将来像 | 21 |
| 1 圏域の将来像 | 21 |
| 2 将来人口の目標 | 22 |
| 3 圏域づくりの基本方針 | 24 |
| 第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組 | 26 |
| 1 生活機能の強化 | 27 |
| 2 結びつきやネットワークの強化 | 54 |
| 3 圏域マネジメント能力の強化 | 67 |
| 第6章 今後の検討課題 | 71 |
| 付属資料 | 77 |

第1章 はじめに

1 ビジョンの目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）及び定住自立圏形成協定（平成22年3月31日倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町締結）に基づき、中長期的な観点から圏域の将来像とその実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

これにより、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としています。

また、このビジョンは、協定に基づく具体的な取組の推進に当たり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

2 定住自立圏の名称及び構成市町

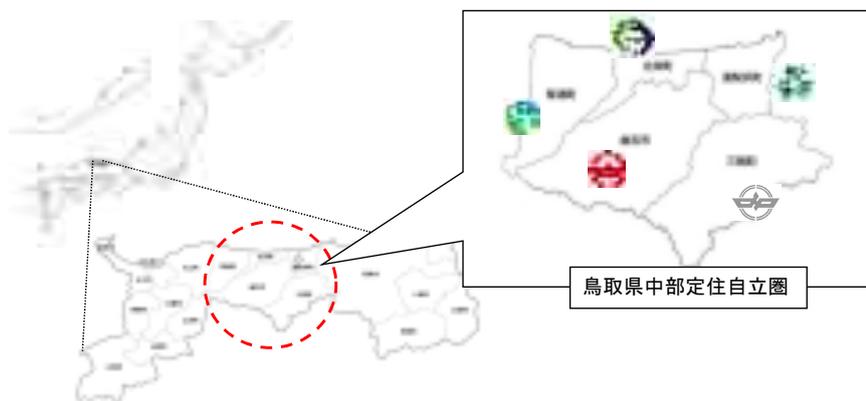
(1) 定住自立圏の名称

鳥取県中部定住自立圏

(2) 定住自立圏の構成市町

鳥取県中部定住自立圏は、倉吉市を中心市とし、周辺の三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の1市4町で構成された圏域となっています。

県内では、中部圏域のほかに県西部に位置する中海圏域（中心市：米子市・島根県松江市）が存在しており、タイプとしては、「県境型・複眼型」となっています。中部圏域は、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心市型」に分類されます。全国では、123の圏域（131市）が定住自立圏構想を推進しています。（令和元年10月1日現在）

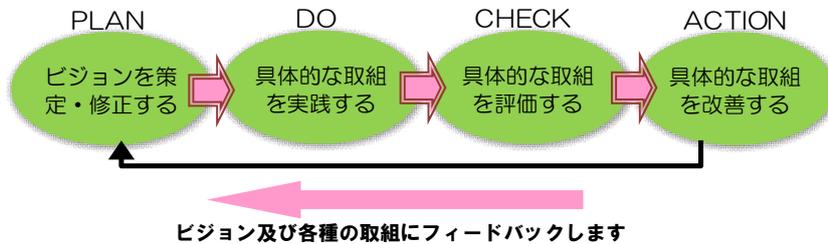


3 ビジョンの期間

このビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 ビジョンの進行管理

このビジョンは、策定後、定期的に具体的な取組の進捗状況を把握するとともに、取組の評価・検討を行い、その結果を反映させていく「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」の循環型のマネジメントサイクル (PDCAサイクル) に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。



■ビジョンの年間サイクル

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| ビジョンの策定・修正 (実施主体：倉吉市) | → | 必要に応じて見直し・改善 → | | | |
| 具体的な取組の実施 (実施主体：1市4町) | → | → | → | → | → |
| ビジョンの評価・検討 (実施主体：懇談会) | → | 必要に応じて評価・検討 → | | | |

第2章 圏域の概況

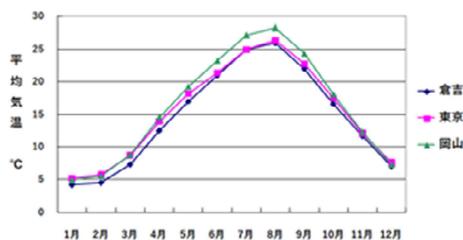
1 地勢

(1) 面積・位置

中部圏域は、鳥取県の中央部に位置し、北部は日本海沿岸、東部は県庁所在地の鳥取市、南部は岡山県、西部は大山町と江府町に隣接する圏域となっています。その総面積は780.34km²で、鳥取県の約22%を占めています。

(2) 気象

気候は日本海岸気候区に属し、年間平均気温（1981年～2010年）は14.6℃となっています。年間平均気温を山陽地方の岡山と比べると約1.6℃、東京と比べると約0.8℃低くなっており、比較的低い気温といえます。



2 土地利用・自然環境

中部圏域全体における土地利用別面積をみると、山林・原野が498.02km²（63.8%）、農用地が126.59km²（16.2%）で、自然的土地利用は624.61km²（80.0%）と圏域の約5分の4を占めています。

地形は、周囲を山麓に囲まれており、国道や県道沿いに市街地が形成されています。また、白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山などの山岳、東郷池、北条砂丘など、多種多様で豊かな自然環境が中部圏域の大きな魅力となっています。

■土地利用別面積

| | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|-----------|---|--------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 農用地 | 田 | 29.39 | 6.35 | 15.36 | 15.50 | 9.70 | 126.59 |
| | 畑 | 15.22 | 2.01 | | 16.27 | 16.79 | |
| 山林 | | 102.26 | 222.19 | 34.95 | 84.65 | 13.87 | 498.02 |
| 原野 | | 40.10 | | | | | |
| 水面・河川・水路等 | | 0.08 | - | 4.15 | - | - | 4.23 |
| 宅地 | | 11.11 | 1.74 | 3.69 | 5.33 | 4.58 | 26.45 |
| 雑種地 | | 3.22 | 1.23 | 1.22 | - | - | 5.67 |
| その他 | | 70.68 | - | 18.57 | 18.13 | 12.00 | 119.38 |
| 合計 | | 272.06 | 233.52 | 77.94 | 139.88 | 56.94 | 780.34 |

資料：各市町勢要覧（単位：km²）

※各市町によって分類が異なる場合があります。

3 人口・世帯

(1) 人口推移

中部圏域の人口推移を長期的なスパンで見ると、昭和55年から昭和60年の高度経済成長時代と時期を同じくして、総人口は増加の傾向を示しており、昭和60年には122,939人まで達しています。しかし、昭和60年から平成27年の推移では、一転して減少傾向となっています。

また、年齢3区分別人口の推移についてみると、圏域全体では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加している傾向がうかがえます。年齢の構成比で見ると、平成7年を境に、高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回るようになっていきます。生産年齢人口の割合については、年々少なくなっている状況です。

■人口の経年変化

| | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 | |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|
| | | | | | | | 圏域計 | 構成比 |
| 昭和55年 | 総数 | 57,252 | 8,771 | 17,488 | 22,150 | 15,772 | 121,433 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 12,479 | 1,608 | 3,450 | 4,588 | 3,373 | 25,498 | 21.0 |
| | 15～64歳 | 37,580 | 5,707 | 11,346 | 14,446 | 10,137 | 79,216 | 65.2 |
| | 65歳以上 | 7,192 | 1,456 | 2,692 | 3,116 | 2,262 | 16,718 | 13.8 |
| 昭和60年 | 総数 | 57,306 | 8,880 | 17,498 | 22,326 | 16,929 | 122,939 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 12,181 | 1,665 | 3,529 | 4,555 | 3,852 | 25,782 | 21.0 |
| | 15～64歳 | 36,821 | 5,623 | 10,918 | 14,221 | 10,484 | 78,067 | 63.5 |
| | 65歳以上 | 8,304 | 1,592 | 3,051 | 3,550 | 2,593 | 19,086 | 15.5 |
| 平成2年 | 総数 | 56,602 | 8,700 | 17,309 | 21,736 | 17,155 | 121,502 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 10,741 | 1,582 | 3,328 | 4,044 | 3,589 | 23,284 | 19.2 |
| | 15～64歳 | 36,031 | 5,289 | 10,478 | 13,599 | 10,560 | 75,957 | 62.5 |
| | 65歳以上 | 9,830 | 1,829 | 3,502 | 4,093 | 3,002 | 22,256 | 18.3 |
| 平成7年 | 総数 | 55,669 | 8,356 | 17,167 | 21,184 | 17,228 | 119,604 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 9,332 | 1,322 | 3,007 | 3,533 | 3,195 | 20,389 | 17.0 |
| | 15～64歳 | 34,883 | 4,958 | 10,177 | 12,797 | 10,563 | 73,378 | 61.4 |
| | 65歳以上 | 11,454 | 2,076 | 3,983 | 4,854 | 3,470 | 25,837 | 21.6 |
| 平成12年 | 総数 | 54,027 | 7,921 | 17,381 | 20,442 | 16,915 | 116,686 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 8,037 | 1,060 | 2,811 | 3,003 | 2,589 | 17,500 | 15.0 |
| | 15～64歳 | 33,169 | 4,557 | 10,277 | 12,024 | 10,412 | 70,439 | 60.4 |
| | 65歳以上 | 12,790 | 2,304 | 4,293 | 5,410 | 3,914 | 28,711 | 24.6 |
| 平成17年 | 総数 | 52,592 | 7,509 | 17,525 | 19,499 | 16,052 | 113,177 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 7,159 | 910 | 2,605 | 2,656 | 2,196 | 15,526 | 13.7 |
| | 15～64歳 | 31,695 | 4,285 | 10,393 | 11,203 | 9,817 | 67,393 | 59.5 |
| | 65歳以上 | 13,725 | 2,314 | 4,527 | 5,638 | 4,039 | 30,243 | 26.7 |
| 平成22年 | 総数 | 50,720 | 7,015 | 17,029 | 18,531 | 15,442 | 108,737 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 6,568 | 822 | 2,436 | 2,418 | 2,004 | 14,248 | 13.1 |
| | 15～64歳 | 29,733 | 3,900 | 10,003 | 10,341 | 9,236 | 63,213 | 58.2 |
| | 65歳以上 | 14,235 | 2,291 | 4,590 | 5,770 | 4,202 | 31,088 | 28.6 |
| 平成27年 | 総数 | 49,044 | 6,490 | 16,550 | 17,416 | 14,820 | 104,320 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 6,208 | 769 | 2,326 | 2,160 | 1,930 | 13,393 | 12.9 |
| | 15～64歳 | 27,190 | 3,372 | 9,264 | 9,195 | 8,292 | 57,313 | 55.0 |
| | 65歳以上 | 15,488 | 2,349 | 4,957 | 5,987 | 4,598 | 33,379 | 32.1 |

資料：国勢調査（単位：人、％）

※総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります。

(2) 世帯数

世帯数の経年変化をみると、中部圏域全体では平成2年から平成27年までの25年間で2,876世帯が増加していることが分かります。

一方、世帯人員の経年変化をみると、年々減少傾向にあり、核家族化が進行している傾向が続いています。

■世帯数と世帯人員の経年変化

| | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 世帯数 | 平成2年 | 16,750 | 2,566 | 4,580 | 5,826 | 4,330 | 34,052 |
| | 平成27年 | 18,548 | 2,290 | 5,482 | 5,795 | 4,813 | 36,928 |
| 世帯人員 | 平成2年 | 3.38 | 3.39 | 3.78 | 3.73 | 3.96 | 3.57 |
| | 平成27年 | 2.64 | 2.83 | 3.02 | 3.01 | 3.08 | 2.82 |

資料：国勢調査（単位：世帯、人/世帯）

(3) 人口動態

平成17年から平成29年にかけての自然増減数（出生人口と死亡人口の差）は、平成17年の湯梨浜町以外、いずれも減少しています。社会増減数（転入人口と転出人口の差）については、平成17年、18年、22年、24年、25年及び29年の湯梨浜町並びに平成24年の琴浦町、平成25年及び26年の北栄町以外、いずれも減少となっています。

また、自然増減数と社会増減数の和で表される人口動態については、自然増減数の傾向と同様で、平成17年の湯梨浜町のみ増加を示すものとなっています。

■人口動態の経年変化

| | 倉吉市 | | | 三朝町 | | | 湯梨浜町 | | | 琴浦町 | | | 北栄町 | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 |
| 平成17年 | -553 | -145 | -408 | -82 | -59 | -23 | 128 | 2 | 126 | -213 | -109 | -104 | -220 | -108 | -112 |
| 平成18年 | -426 | -112 | -314 | -118 | -55 | -63 | -48 | -72 | 24 | -220 | -89 | -131 | -127 | -81 | -46 |
| 平成19年 | -706 | -224 | -482 | -65 | -24 | -41 | -81 | -61 | -20 | -293 | -154 | -139 | -81 | -60 | -21 |
| 平成20年 | -367 | -191 | -176 | -102 | -25 | -77 | -110 | -33 | -77 | -242 | -120 | -122 | -243 | -67 | -176 |
| 平成21年 | -309 | -181 | -128 | -126 | -59 | -67 | -163 | -55 | -108 | -195 | -119 | -76 | -92 | -66 | -26 |
| 平成22年 | -467 | -229 | -238 | -109 | -54 | -55 | -31 | -61 | 30 | -192 | -135 | -57 | -122 | -92 | -30 |
| 平成23年 | -418 | -176 | -242 | -66 | -52 | -14 | -75 | -61 | -14 | -272 | -152 | -120 | -150 | -97 | -53 |
| 平成24年 | -317 | -250 | -67 | -137 | -74 | -63 | -89 | -103 | 14 | -154 | -157 | 3 | -207 | -74 | -133 |
| 平成25年 | -418 | -293 | -125 | -80 | -79 | -1 | -83 | -83 | 0 | -225 | -186 | -39 | -76 | -94 | 18 |

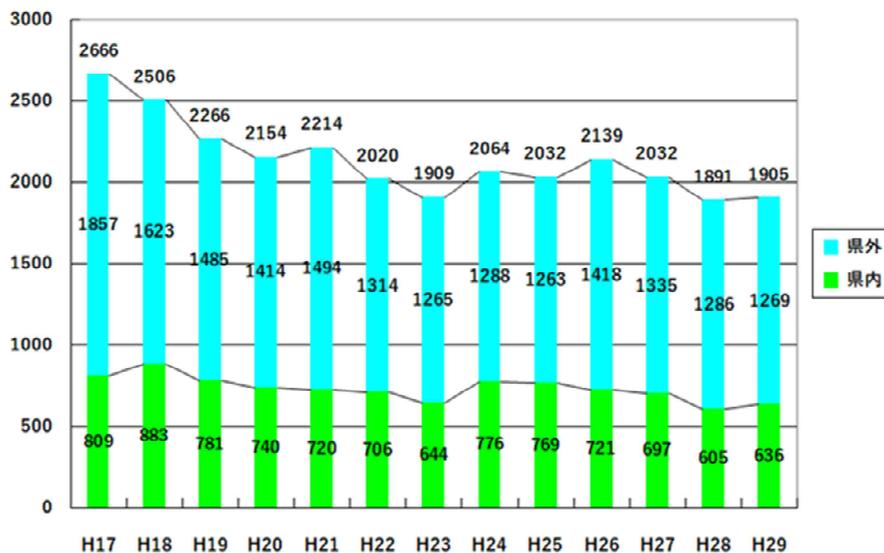
| | 倉吉市 | | | 三朝町 | | | 湯梨浜町 | | | 琴浦町 | | | 北栄町 | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 |
| 平成26年 | -445 | -340 | -105 | -116 | -40 | -76 | -74 | -70 | -4 | -175 | -116 | -59 | -52 | -110 | 58 |
| 平成27年 | -398 | -306 | -92 | -95 | -71 | -24 | -175 | -100 | -75 | -276 | -178 | -98 | -129 | -82 | -47 |
| 平成28年 | -553 | -307 | -246 | -94 | -59 | -35 | -170 | -108 | -62 | -167 | -158 | -9 | -130 | -116 | -14 |
| 平成29年 | -583 | -290 | -293 | -92 | -72 | -20 | -52 | -99 | 47 | -201 | -167 | -34 | -135 | -106 | -29 |

資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）

（４） 中部圏域からの人口流出状況

鳥取県中部圏域における平成17年から平成29年にかけての鳥取県中部圏域における社会増減超過数（圏域の市町間での人口移動を除いた転入人口と転出人口の差）は、転出人口が転入人口を常に上回っている状況で、その差は平成19年にもっとも大きな状態となりましたが、その後は、平成23年を除き、減少傾向が続いています。このことから、近年では中部圏域からの人口流出が鈍化していることを示すものとなっています。

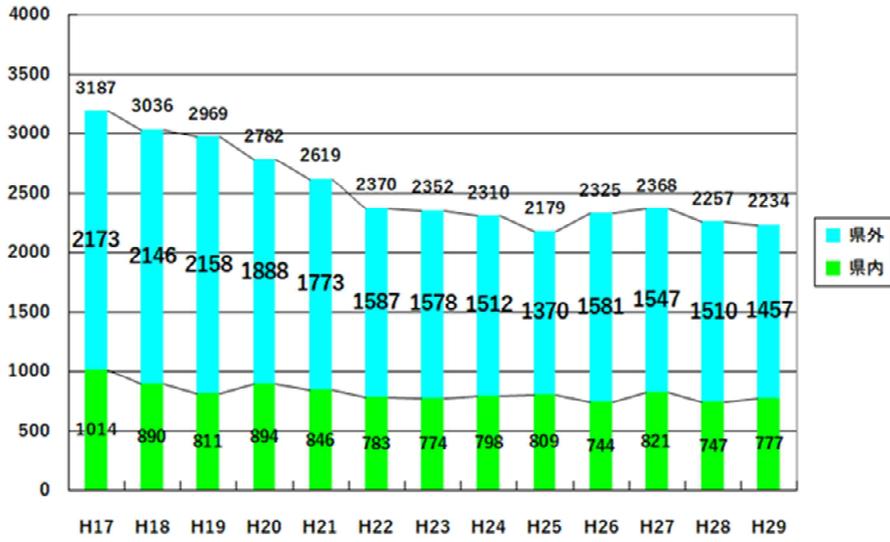
中部圏域への転入者（単位：人）



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）

※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

中部圏域からの転出者（単位：人）



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

(5) 昼夜間人口比率

中部圏域の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）をみると、倉吉市では昼夜間人口比率が100を超えています、他の4町ではいずれも100以下となっています。

■昼夜間人口比率

| | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|-------|-------|------|------|------|------|-------|
| 平成17年 | 111.6 | 89.6 | 79.9 | 96.5 | 88.1 | 99.3 |
| 平成27年 | 111.5 | 88.9 | 80.0 | 94.9 | 88.1 | 99.0 |

資料：国勢調査（単位：なし）

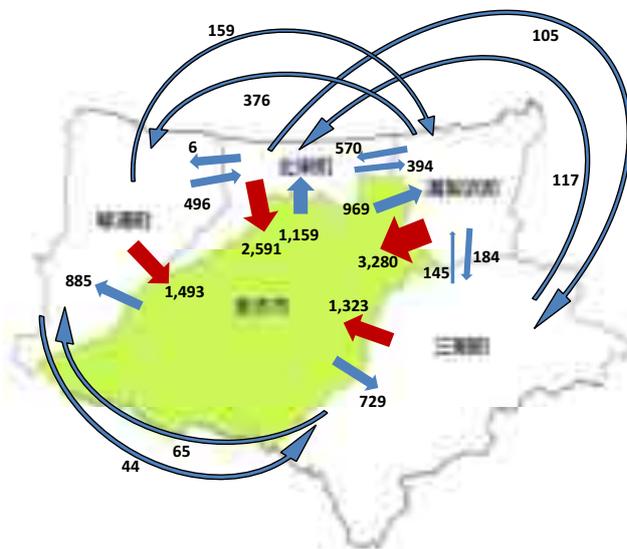
注釈：昼夜間人口比率＝（昼間人口／常住人口）×100

(6) 通勤・通学の状況

平成27年の国勢調査において、各市町に常住する就業者と通学者が圏域内の他市町へ通勤・通学している状況をみると、4町のいずれも、倉吉市へ通う人が多くなっています。

また、倉吉市からは北栄町へ通う人が最も多く、次いで湯梨浜町、琴浦町、三朝町の順となっています。

■通勤・通学の状況



資料：国勢調査（単位：人）

4 医療

倉吉市には、病院及び診療所並びに医師など、医療機関の基盤が最も整っており、三朝町には（公社）鳥取県中部医師会立三朝温泉病院など、中部保健医療圏で重要な役割を果たしている医療機関があります。他の3町では診療所が中心となり、医療を行っている状況です。

また、保健医療圏域別の入院状況は、中部圏域では、一般病床と精神病床の患者が他圏域への入院がやや高い傾向にあります。これは、一般病床については三次医療を東部・西部で行っていること、精神病床については中部に一つしか入院医療機関がないこととの関連が考えられます。しかしながら、中部の患者の85%以上は、中部圏域で入院していることから、おおむね中部圏域で医療が成り立っている状況です。

将来のあるべき医療提供体制の実現に向けて、病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者等の育成・確保などの課題について、介護との連携も含めて取組が進められています。

5 福祉

(1) 高齢者福祉

高齢者を取り巻く状況を見ると、中部圏域の高齢化率は32.1%となっており、特に三朝町（36.2%）、琴浦町（34.5%）で高くなっています。

また、要介護（要支援）認定者では、軽度（要支援1、要支援2、要介護1）の割合が倉吉市で48.7%、中度（要介護2、要介護3）の割合は琴浦町で39.3%、重度（要介護4、要介護5）の割合は北栄町で27.2%と、それぞれ圏域内で最も高くなっています。

介護保険サービス等の状況では、倉吉市にサービス事業所の数が最も多く、各町では居宅サービスを中心に供給基盤が確保されている状況です。

しかし、高齢者世帯や独居の高齢者がさらに増え続ける中で、公的な給付やサービスのみでは高齢者の生活支援が賄いきれない状況となりつつあります。今後、民間の資源や地域の人材等も活用した、高齢者の在宅生活を支えるための地域づくり、地域での支え合いの体制づくりが求められています。



(2) 子育て支援

保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）などの子育て支援関連の施設については、一定基盤が整えられている状況です。また、各町で整備が難しい病児、病後児保育及び休日保育サービスなどは、広域で対応しています。そのほか、子育て支援について不足しているサービスなどは、各市町の子ども・子育て支援事業計画において、将来的に整備する方向で計画が進められています。

(3) 障がい者福祉

障がい者に対する福祉サービスについては、居宅系サービスは各市町で基盤が確保されている状況ですが、施設系や日中活動系のサービスは倉吉市に集中しており、広域で対応している状況です。相談支援については、倉吉市に相談支援事業所が集中していることから、1市4町で倉吉市内の基幹相談支援センターへ一般相談業務を委託しています。また、聴覚に障がいのある方へ手話通訳者等を派遣する意思疎通支援事業、手話奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成事業についても1市4町で共同し実施しています。

6 教育

中部圏域には認定こども園が24園、小学校が24校、中学校が12校あり、各市町で教育基盤は整えられている状況です。高等学校は7校で、倉吉市、湯梨浜町、北栄町にそれぞれあり、専修学校は5校、大学と短期大学はそれぞれ1校で、主に倉吉市に集中しています。

また、体育施設についてみると、体育館、野球場、庭球場などは、全ての市町に整備されており、他にも陸上競技場、フットサルコート、ゲートボール場など、住民のスポーツ活動を促進する施設が概ね整っています。

文化・コミュニティ施設についても、各市町に図書館、博物館などが整備されているほか、倉吉市には、鳥取県立倉吉未来中心が整備されており、圏域住民の憩いの場、交流の場として活用されています。また、令和6年度には、倉吉市に鳥取県立美術館がオープンする予定で、さらに文化交流施設が充実します。

7 産業振興

(1) 観光

中部圏域は、古くから由緒ある歴史や伝統を持った圏域であり、伝統的建造物群保存地区である白壁土蔵群をはじめ、日本遺産の三徳山三佛寺・投入堂、由良台場跡などの史跡が多く存在する圏域です。その他にも、自然環境、景勝、温泉（三朝温泉、はわい・東郷温泉、関金温泉）、祭りなど、各市町を代表する観光資源や拠点が豊富に存在しています。また、マンガやアニメなどの素材（コンテンツ）も魅力になっています。

そうした歴史的背景や地理的環境、風土、文化などを活かしながら、倉吉市のレトロ&クールリズム（古い街並みとアニメの融合・調和）、三朝町のラジウム温泉（健康温泉リゾート）、湯梨浜町のウオーキングリゾート、琴浦町のグルメストリート、北栄町のコナン通り（米花商店街～青山剛昌ふるさと館）など、各市町がそれぞれに目を引く取組を進めており、圏域の観光振興が図られています。

こうした取り組みや近年の外国人観光客の増加により、平成28年10月の鳥取中部地震で落ち込んだ観光入込客や温泉地入湯客数、観光宿泊者数も、回復する兆しが見え始めています。



(2) 産業構造

中部圏域の産業構造について、平成27年の産業3区分別の就業者数をみると、圏域全体で52,175人となっており、その内訳は、第一次産業7,912人（15.2%）、第二次産業11,548人（22.1%）、第三次産業32,715人（62.7%）となっています。また、産業大分類別にみると、特に、農業、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉に従事する人が多い状況となっています。

重要な基幹産業の一つである農業については、農家人口が年々減少しており、平成17年から平成27年にかけて約4,600人が減少し、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっていますが、農業産出額は、近年は増加しており、ブランド化により単価の向上につながっています。

工業統計調査をみると、製造業の事業所数は減少傾向にあります。製造出荷額は増加傾向となっており、平成20年のリーマンショック以前の水準まで戻っています。また、商業統計調査をみると、従業員数、年間商品販売額ともに、増加傾向となっています。

8 地域公共交通・道路ネットワーク

(1) 地域公共交通の状況

バス交通に関しては、中部圏域の玄関口である倉吉駅などを拠点に、高速バスや一般路線バス、空港連絡バスが運行されており、圏域内で1日約334便（60路線）が運行され、圏域住民の重要な移動手段となっています。その他にも、コミュニティバス、デマンド運行バス、NPO法人による公共交通空白地有償運送の実施や乗合タクシーの運行など、各市町でコミュニティに合った地域の交通網を補完する交通サービスが実施されている状況です。また、三朝町以外の各市町にはJR各駅が整備されており、鉄道も利用できる環境が整っています。

なお、平成29年に鳥取県中部地域公共交通協議会が実施した住民アンケートによると、普段の移動手段として路線バスを利用している人の割合は、全体の23.7%となっています。

(2) 道路ネットワーク

広域道路については、山陰道や北条湯原道路など、圏域内外を連結する地域高規格道路やインターチェンジ等が各市町に整備されつつあります。これにより、都市圏へのアクセス時間の短縮や生活圏の広がりなど、住民生活にとって利便性を高める道路ネットワーク網が形成されます。

また、圏域内の道路は、国道9号、179号、313号を基幹に県道、市町道、基幹農林道などが結ばれており、相互に連携し、利用しやすい道路ネットワークが形成されています。

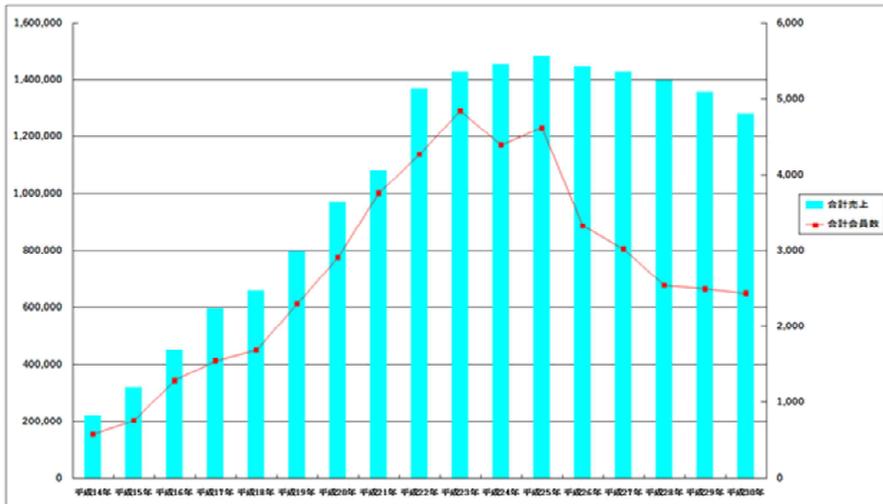
9 地産地消

特産物は、白ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ほうれんそう、ながいも、梨、スイカ、メロン、ぶどうなどの農産物、和牛（肥育・繁殖）、乳牛、生乳、玉子などの畜産物、しいたけ、しめじ、竹炭、竹酢液などの林産物、シジミ、鮮魚などの水産物など、地域食材が豊富に存在しています。また、水を活かした地酒、ワイン、ウイスキー、醤油づくりも行われており、各市町の特徴を活かした品目が豊富にあります。

また、鳥取中央農業協同組合の取組として、ハワイ夢マートやあぐりポート琴浦、満菜館など、圏域内に6つの直売所が設けられており、その年次販売額は、平成23年度に14億円を超え、その後も増加を続けています。また、その会員数も年々増加し、平成21年の約3,700名に対し、平成25年度は約4,600名まで伸びている状況です。

そのほか、食育に関する取組も鳥取中央農業協同組合、商工団体などの関係機関と行政、学校、保育園（所）など圏域全体で進められています。

■年次別販売額と会員数の推移(圏域内の6つの直売所の合計)



資料：JA鳥取中央

10 移住・交流

移住に関する受け入れ事業の取組として、空き家バンク登録制度が進められており、倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で売買・賃貸物件の紹介や助成支援などが実施されています。

また、鳥取県と連携した関東や関西での移住相談会の実施や田舎体験ツアーなどを実施しています。

11 情報・広報

広報については、広報紙やホームページなどを活用して情報が発信されています。倉吉市では、情報通信基盤を利活用し、インターネットでのメール配信サービスやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、ケーブルテレビでのL字情報サービス（三朝町を含む）なども実施しています。

なお、圏域内のケーブルテレビは、日本海ケーブルネットワーク株式会社（NCN）が倉吉市と三朝町を、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）が湯梨浜町、琴浦町、北栄町を放送エリアとして運営しており、その加入率は、各町で8割程度、倉吉市で6割程度、全体では7割程度となっています。

12 人材

中部圏域のNPO法人数（令和元年12月末時点）をみると、35団体となっており、住民による各種のまちづくり活動の取組によって、地域活動が支えられています。

また、活動分野別の団体数の内訳をみると、NPO法人による活動において最も多いのは、まちづくりの分野（26団体）であり、その他に、学術・文化・芸術・スポーツ（21団体）、子どもの健全育成（19団体）、保健・医療・福祉（17団体）の分野が比較的多くなっています。

第3章 圏域の課題と可能性

1 圏域の課題

圏域の総人口は昭和60年以降、減少に転じており、現状のまま推移すれば、少子高齢化の進行とともに地域活力の一層の低下が懸念されます。

全国的な人口減少社会の到来に対して、活力と魅力にあふれた地域社会を維持・創出していくためには、子どもや女性、高齢者、障がい者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現することが必要となっています。

今後の流出人口を抑制するため、住み良さ・暮らし良さを向上させる取組を充実するとともに、圏域外をはじめ、国内外からも人を呼び込むため、圏域全体の付加価値を高めて関係人口の創出・拡大に取り組み、圏域内に消費や人の流れを促すことが求められています。

(1) 暮らしを支える生活分野に関連する課題

- ① 二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的な医療機関が配置され、三次救急は東部・西部圏域に搬送しています。後期高齢人口が更に増加するため、平日夜間における一次救急体制の整備など、医療需要を踏まえた患者の受入に支障を生じない医療提供体制の構築が必要です。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実、無医地区の集落への対応や通院手段の確保などの課題もあり、誰もが安心して暮らせる医療サービス体制の構築が求められています。
- ② 今後ますます進む少子高齢化の波に対応するため、福祉サービスの質の向上や格差の解消、地域に根差した福祉の充実が課題となっています。また、子育てに悩む家庭へのサポート体制など地域の実情に応じた支援が求められています。また、県内における若年の妊娠人工中絶の件数が全国平均を上回る状況にあることから、思春期保健対策の推進も求められています。
- ③ 一定の教育機関が整っている一方で、家庭教育の問題をはじめ、子育てに関する教育相談体制の充実や不登校児童・生徒の増加などが課題となっています。また、小学校の外国語教育やプログラミング教育など、グローバル化や情報社会への対応が必要となっています。高等学校では、生徒数の減少に対応した魅力と活力にあふれる高等学校づくりが、特に圏域外に通学する高校生が多い中部圏域では求められています。体育施設・生涯学習施設についても、住民の生活へのニーズが複雑化する中、多様な学習・スポーツの機会の提供が求められており、より利用しやすい環境の整備、施設の機能の維持・充実、施設の有効活用に関する方策の検討等を進めることが必要となっています。



(2) 活力・元気を生み出す産業分野に関連する課題

- ① 基幹産業のひとつである第一次産業（特に農業）については、輸入自由化による国際競争や産地間競争の激化など、それらを取り巻く環境が厳しい状況下にある中、安定的に所得・収益を確保するこ



とが難しくなっており、農家戸数や農業人口の減少、就業者の高齢化、後継者不足といった課題に直面しています。また、そうした状況を背景に、耕作放棄地が増加し、経営耕地面積も年々減少しており、今後ますます生産性の低下や環境保全への悪影響を招くことが懸念されます。

- ② 第二次産業や第三次産業については、景気の回復を背景に、製造出荷額、商業年間商品販売額ともに増加傾向にありますが、有効求人倍率が高止まりし、人手不足の状況が続いています。人口定住に必要な多様な就業の場の確保と外国人を含めた雇用への対応、労働生産性の向上が喫緊の課題となっています。
- ③ 郊外での大型店舗の出店が目立つ中、市街地での店舗の空洞化が進んでおり、活気や賑わいが少なくなっている状況がうかがえます。そのため、既存商業施設の再活性化や空き店舗の利活用などにより、若者や高齢者が集い、活動できる場所づくりなど、新たな活気や賑わいを創り出す取組が必要となっています。
- ④ 豊富な農産物・水産物を活かすためのブランド化、高付加価値化による収益性を促す仕組みづくりが求められています。
- ⑤ 観光面では、各市町がそれぞれの豊富な地域資源を活用して観光振興を進めていますが、多様化・拡大化する観光ニーズに対応するため、積極的な広域観光の推進が必要となっています。また、国際的に広がる観光ニーズを捉え、今後さらに増加すると予想されるインバウンド（海外からの旅行者）への受け皿づくりも必要となっています。

(3) 賑わいを生み出す結びつきやネットワーク分野に関連する課題

- ① 豊かな地場の農産物、水産物について、圏域内で消費していく体制が不十分な面もあるため、圏域内での地産地消を更に推進するとともに、圏域外で消費する取組も強化していくことが重要となっています。
- 
- ② JR、高速バス、路線バス、地域コミュニティでの移動手段など、様々な交通手段が整備されていますが、連結・連携の体制が不十分となっています。特に、公共交通の基幹である路線バスは、利用者の減少、一部の非効率な路線体系などにより、安定的な経営が困難になっており、サービス水準が維持できないといった課題がうかがえます。また、今後、更に超高齢社会が進展していく中で、高齢者の通院・買い物など生活に不可欠な交通手段の確保についても必要性が高まっています。
 - ③ 国土交通白書（平成29年度）では、地方移住への関心が、特に30代までの若い世代で高まっているとされているものの、受け入れをする側の住民意識の不足や空き家のマッチングなどに課題があります。
 - ④ 全国的に晩婚化の傾向にあり、また未婚率も上昇していますが、圏域においても同様の状況です。これは、近年の経済情勢の変動、価値観の多様化などによるものと思われませんが、圏域の人口の減少及び少子高齢化に与える影響が非常に大きく、圏域の将来を考える上で絶対に無視することができない問題となっています。人口減少による地域コミュニティの衰退により、住民同士の繋がりが益々希薄になっていく中で、結婚を希望する独身男女の出会い・婚姻に結びつく機会は、今後益々失われていくことが予想されることから、行政や地域などの協力による、出会いの機会の提供などの取組が求められています。

⑤ 農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験が、関係省庁一体となって推進されており、圏域においても、関西圏域を中心に、農業体験や農家民泊を伴う小・中学校の修学旅行の受け入れが増えています。ニーズの高まりを受け、受け入れ農家の拡大や体験メニューの多様化が求められています。

⑥ 圏域内のケーブルテレビの情報は2分化されており、圏域内で受け取る情報が統一できていないため、圏域内での情報の共有化が望まれています。また、Society5.0といった高度情報化社会の基盤となる光ファイバー網の整備や次世代通信規格（5G）を利活用した情報通信技術の強化に関する取組も重要となっています。



(4) 地域づくりを担う人材育成に関連する課題

① 住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより複雑化・高度化する一方で、行政職員はその数が限られており、多くの事務や業務を兼務でこなしていかなければならず、人材の確保や育成が課題となっています。また、高度化する行政ニーズに対応するため、より専門的な知識や技術の習得が求められています。



② ボランティア団体やNPO法人などの活動は活発ですが、分野によっては各種の取組を連携させることで、より効果的な取組が期待できるため、今後、関係団体間の情報の共有化や人材交流など、圏域内のネットワーク化を図り、有機的に連携していくことが重要となります。

③ 全国的な財政難や各種事業が縮小される傾向の中、公的支援だけでは住民生活の質を維持していくことが困難となっており、共生・協働の視点から、行政と住民、企業、学校、NPO法人等の圏域社会の様々な主体が、明確な役割分担と責任のもとで、お互いに連携し、まちづくりを進めていくことが求められています。そのためにも、地域のまちづくり活動を支援し、公共サービスを補完する新しい公共の担い手を育成する仕組みづくりが、ますます重要となっています。



2 圏域の可能性

中心市である倉吉市と、圏域を構成する三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の4町が有機的に連携し、以下の可能性を最大限に高めることで、定住自立圏として発展していくことが期待されます。

(1) 美しい自然環境が整った魅力的かつ豊富な地域資源が存在する圏域

白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山に代表される山岳、東郷池、北条砂丘など、中部圏域を構成する市町それぞれに代表的な自然環境があり、この美しく恵まれた水と緑の環境は、この圏域の大きな魅力となっています。

そうした肥沃な大地、豊かな風土からは、梨、スイカ、メロンなどの農産物、和牛、乳牛などの畜産物など、県内でも有数の特産物が数多く生み出されています。

そのほかにも、文化財指定件数は県内で上位であり、由緒ある多くの歴史文化物・名所が存在しています。このような豊富な地域資源を有効に活用することで、圏域の魅力を向上させる可能性が高まります。

(2) 安全・安心を感じられる質の高い生活支援・サポート基盤がある圏域

医療については、県内の二次保健医療圏としての基盤が整っており、それぞれの医療機関が専門性を活かして連携しています。また、福祉サービスについては、種類・数が多く、介護や子育てサービスなどの福祉分野では、一定の生活支援やサポート体制が確保されており、中部圏域に住む人が安心して生活できる環境が整っているといえます。

教育の面でも、学校教育、社会教育などの面で学習環境・施設環境が整っており、今後も、それらの基盤整備とネットワーク化を更に充実していくことで、誰もが安全に安心して暮らしていける質の高い圏域づくりが可能となります。

(3) 圏域を支える産業基盤と特色ある産業構造をもった圏域

圏域内の産業構造（就業者数の内訳）としては、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉業の分野に従事する人が多くなっており、前述したように、特に医療・福祉基盤の整ったこの圏域では、医療・福祉産業がまちの一大産業ともなっています。

圏域の豊かな資源や特色ある産業構造を活かした6次産業の創出、また、農商工連携・産学官連携等によるものづくり産業の強化などにより、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、圏域の強みである医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、一体的に産業の活性化がなされ、経済基盤の強化、就業環境の充実が進むものと期待されます。

(4) 人とモノの交流を生み出すツーリズム要素の多い圏域

歴史・伝統文化とポップカルチャーを併せ持つ倉吉市、県内有数の温泉資源で健康温泉リゾートを推進する三朝町、東郷池周辺の自然・食・歴史等を生かしたウォーキングリゾートを楽しめる湯梨浜町、町魚「アゴ」を活用したあごカツカレーなど独自の地場グルメを生み出している琴浦町、名探偵コナンに会えるまちとしてコナンを活用した観光ルートづくりを推進する北栄町。中部圏域には、各市町が持つ独自の観光施設と豊富な観光資源が点在しています。また、各市町に豊かな自然環境と農畜産物や水産物などの資源が豊富にあり、訪れたいくなる要素（ツーリズムに繋がる要素）が多分に備わっている圏域であるといえます。

こうした資源を広域的に結びつけ、他分野とも連携を図ることで、圏域内・外との交流がますます活発になり、圏域外から足を運ぶ機会が大きく広がります。

(5) 県の中央部に立地する利便性を活かせる圏域

県の中央部に位置する中部圏域は、岡山県、鳥取・因幡圏域、中海圏域と隣接しており、山陰地方の東西あるいは南北の交流・連携の要として、重要な位置付けとなっています。また、鉄道網や高速バスをはじめ、鳥取空港・米子空港からの飛行機を利用して、主要都市へのアクセスが可能な環境もあります。

今後、北条湯原道路の整備が進むことにより、山陰自動車道や米子自動車道へのアクセス時間がより一層短縮されます。こうした立地を活かし、更なる利便性の向上を図ることが可能となります。

(6) 「中部はひとつ」という連携意識の高い圏域

中部圏域は、圏域を構成する各市町間の移動が30分以内にできる距離・範囲となっています。そのため、昔から「中部はひとつ」という強い連携意識のもと、単独市町で解決できない課題等に対し、鳥取中部ふるさと広域連合を設置し、その機能を活用して、各市町が連携しながら様々な取組を行い、課題解決に当たってきた背景があります。

このような要素から、今後も鳥取中部ふるさと広域連合の機能を活用し、各市町間の連携をより一層強めて広域的な課題に対応するとともに、併せて、地域活動の担い手の育成とNPO法人等の圏域社会の様々な主体と連携することによって、細部の課題へ対応できるきめ細やかな圏域づくりが可能となります。

この圏域の特色でもある「絆を大切にする温かい気風を持った土地柄・気質」こそ、人と人とを結び付け、定住を促進するのに欠かせない要素です。



第4章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

現在、我が国の人口は、2008年をピークに減少局面に入っており、高齢化は空前の速度と規模で進行しています。また、東京圏への一極集中の傾向が続いており、地方圏は一層、人口減少と高齢化が進行しています。圏域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善が続いているものの、労働生産年齢の人口流出により人手不足感が高まっており、労働供給の停滞が地域経済の制約となる可能性があります。また、社会保障費の増加、地球規模での環境問題など、地方自治体を取り巻く環境は、より一層、複雑化・多様化の様相をみせています。地方創生の更なる充実・強化に基礎自治体における役割や責任はより一層重要なものとなっています。

中部圏域には、美しい自然環境、医療・福祉などの生活支援サービス、山陰地域の要所としての地勢、農畜産物をはじめとする彩り豊かな資源、歴史・伝統ある産業基盤、各市町独特の観光資源や拠点などがあり、この圏域に備わっている各種の資源や環境は、今後も圏域の発展を支える可能性を多分に有しています。

また、この圏域を構成する1市4町は、古くから文化・伝統面や経済面において深い繋がりを有しており、人と人とを結び付ける絆を大切にす風土が培われています。そのような結び付きは、高速交通網の整備や情報通信網の発達により、ますます強くなっています。

中部圏域は、このような圏域の絆をさらに強め、倉吉市と周辺の4町の機能を有機的に連携させ、有力な資源や環境を最大限に活かしながら、圏域全体、そして地域の一人ひとりが「自立」した社会の構築を目指します。また、それにより、圏域の特性でもある“癒し”の要素を伸ばしつつ、新たな“活力”を育み、圏域の豊かな生活価値（＝暮らし良さ、魅力等）を高め、人やモノの交流を更に促進する、山陰地域の要所としてなくてはならない圏域づくりを進めます。

このような方向性をふまえ、圏域の将来像を以下のように設定します。

■中部圏域の将来像

発進！ とっとり中部

～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

- 発進・・・未来へ向かって中部圏域の皆で「さあ、やろう」という姿勢、「Let's Go (レッツゴー)」・「Start (スタート)」の声、より良い圏域づくりに挑戦するために「共に汗を流していこう」という意味を表しています。また、魅力や情報の“発信”、新しいことを始めていく“発・新”の意味も含んでいます。
- とっとり中部・・・1市4町の圏域、“中部はひとつ”を表しています。
- 絆・・・1市4町の連携、行政と地域の協働、人と人との支え合い、圏域内外の交流、中部圏域の絆を大切にすあたたかな風土などを意味しています。
- 自立・・・中部にしかないアイデンティティや地域資源を活かし、現状の厳しい社会情勢の中でも、圏域全体の経済・生活の向上を図ることの宣言・決意を表しています。また、定住促進により持続可能な圏域社会の構築という定住自立圏構想そのものの目的も示しています。
- 癒しと活力・・・“癒し”（＝医療・福祉などの生活機能、歴史・文化、豊かな資源、風土など）と“活力”（＝産業、雇用、交流など）によって、暮らし良さと魅力を生み出していくことを意味しています。それにより、若者や子ども、圏民すべてが夢や希望を持って、元気に、生き活きと躍動することを示しています。

2 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、中部圏域における人口は、年々減少が加速化し、令和22年には約79,000人まで減少するものと推計されています。

しかしながら、中部圏域においては、次章に掲げる定住への様々な取組を推進することにより、中長期的に人口減少幅を軽減させ、各市町で策定した地方人口ビジョンの人口目標を維持し、中部圏域全体で約85,000人を維持することを目標とします。

■将来人口の目標(構成市町別)

(単位：人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|-------|-----------|----------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 倉吉市 | (50,720) | 48,893 (49,044) | 47,126 | 45,460 | 43,898 | 42,308 | 40,741 |
| 三朝町 | (7,015) | 6,576 (6,490) | 6,127 | 5,756 | 5,461 | 5,182 | 4,903 |
| 湯梨浜町 | (17,029) | 16,599 (16,550) | 16,081 | 15,536 | 15,027 | 14,533 | 14,035 |
| 琴浦町 | (18,531) | 17,531 (17,416) | 16,547 | 15,632 | 14,833 | 14,055 | 13,321 |
| 北栄町 | (15,442) | 14,820 (14,820) | 14,171 | 13,576 | 13,020 | 12,463 | 11,865 |
| 定住自立圏 | (108,737) | 104,419 (104,320) | 100,052 | 95,960 | 92,239 | 88,541 | 84,865 |

資料：各市町の人口ビジョン

ただし、括弧書きの数値は各年10月1日現在の国勢調査人口（国勢調査人口等基本集計、総務省）

■将来人口の目標と将来推計人口(年齢3区分別)

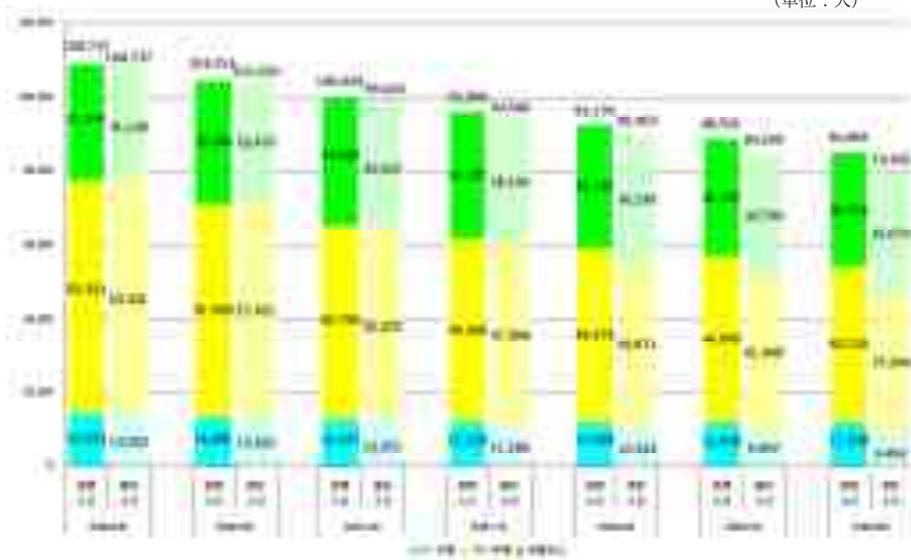
(単位：人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|---------------|-----------|----------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 目標人口※1 | (108,737) | 104,419 (104,320) | 100,052 | 95,960 | 92,239 | 88,541 | 84,865 |
| 0～14歳 | (14,252) | 13,460 (13,393) | 12,657 | 12,229 | 12,069 | 12,025 | 11,958 |
| 15～64歳 | (63,341) | 57,595 (57,313) | 52,790 | 49,360 | 46,978 | 44,989 | 42,234 |
| 65歳以上 | (31,144) | 33,364 (33,379) | 34,605 | 34,371 | 33,192 | 31,527 | 30,673 |
| 推計人口※2 | (108,737) | 104,320 | 99,623 | 94,548 | 89,403 | 84,259 | 78,965 |
| 0～14歳 | (14,252) | 13,393 | 12,551 | 11,506 | 10,533 | 9,607 | 8,892 |
| 15～64歳 | (63,341) | 57,451 | 52,025 | 47,898 | 44,671 | 41,949 | 37,994 |
| 65歳以上 | (31,144) | 33,476 | 35,047 | 35,144 | 34,199 | 32,703 | 32,079 |
| 目標人口と推計人口の差※3 | 0 | 99 | 429 | 1,412 | 2,836 | 4,282 | 5,900 |
| 0～14歳 | 0 | 67 | 106 | 723 | 1,536 | 2,418 | 3,066 |
| 15～64歳 | 0 | 144 | 765 | 1462 | 2,307 | 3,040 | 4,240 |
| 65歳以上 | 0 | -112 | -442 | -773 | -1,007 | -1,176 | -1,406 |

- 資料：※1 各市町の人口ビジョン
 ※2 日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所）
 ※3 目標人口から推計人口を引いた値
 ※ 括弧書きの数値は、各年10月1日現在の国勢調査人口（国勢調査人口等基本集計、総務省）
 なお、総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります

■将来人口の目標と将来推計人口の比較(年齢3区分別)

(単位：人)



3 圏域づくりの基本方針

圏域の将来像の実現に向けて、圏域づくりの基本方針を以下のように定めます。

■美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

豊かさ・魅力

中部圏域は、水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

■安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

安全・安心

住民の暮らしや生活を支える医療、福祉などの基盤・サービスの充実を図り、また、教育面においても、学ぶことができる環境を整備することで、生活の質などの好条件を更に充実するよう取り組みます。そのほか、消防や防災体制など、大規模な事故や災害などへの体制の強化、住環境への配慮など、住む人が安全・安心に暮らせる住みよい圏域づくりを進めます。

■活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

活力・元気

圏域の魅力の一つとなっている観光分野において、ネットワーク化を図り、広域的な観光基盤の整備を推進します。また、地域資源を活かした6次産業の創出やものづくり産業の強化など、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、産業の活性化や雇用の創出に努めることで、圏域の活力・元気を生み出す圏域づくりを進めます。

■人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

多様性・交流

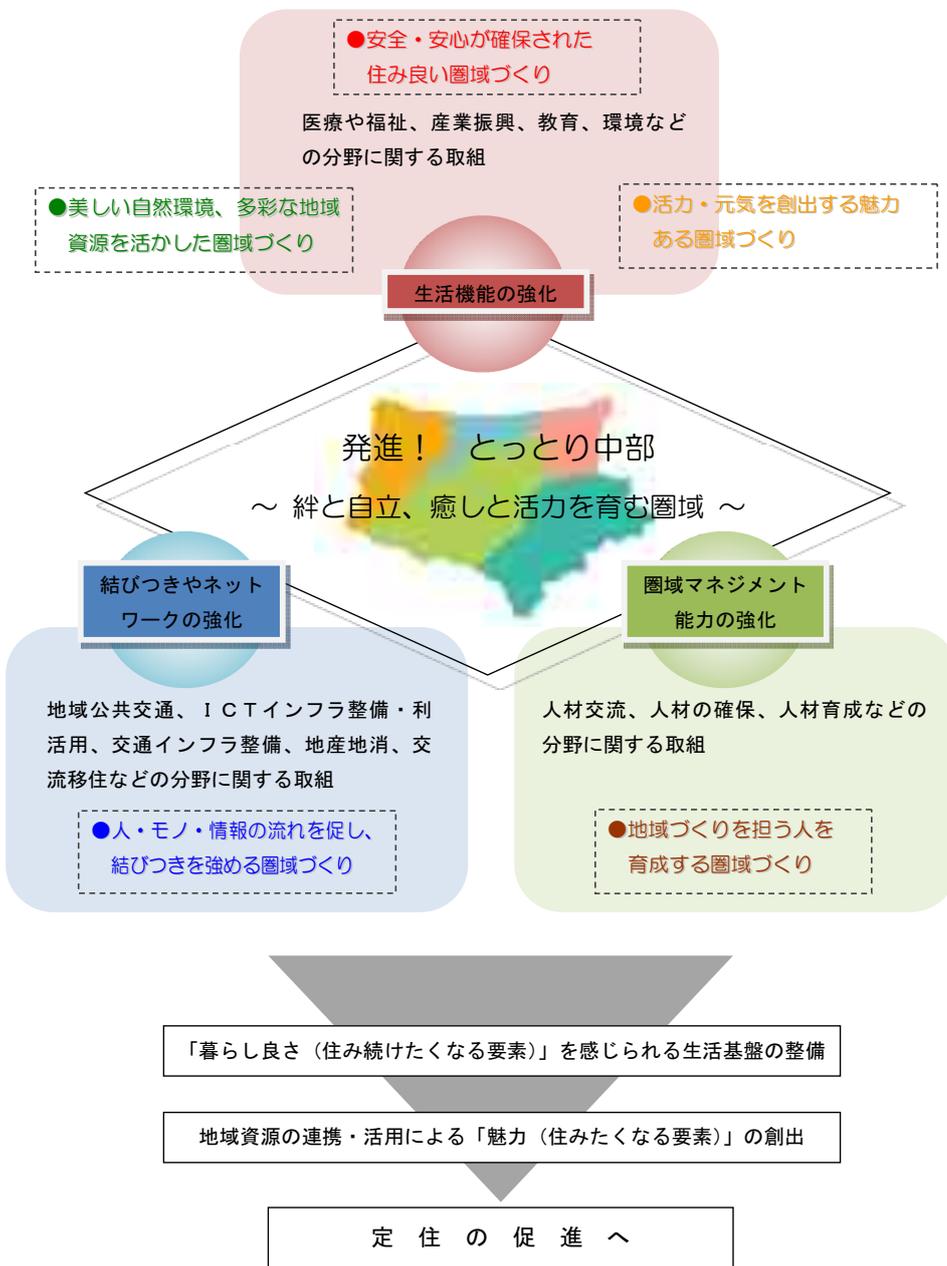
中部圏域は、多様なツーリズム要素のある資源や環境を備えており、様々な関係機関や団体と連携し、これらを複合的に活用していきます。また、令和6年度にオープン予定の県立美術館の建設を契機に、圏域全体の結びつきを一層強めていきます。さらに、定住促進の取組や公共交通などのアクセス環境の充実、情報の共有と発信力の強化によるネットワーク化の充実・強化を図り、人・モノ・情報の流れや結びつきを強める圏域づくりを進めます。

■地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

連携意識・絆

古くからの連携意識の強さから生まれた圏域内での盛んなボランティア活動やNPO活動、地域活動や助け合い活動などを更に促進するよう、人材の育成・確保に努めます。また、そうした活動を行政・企業・学校などの取組とも一体的に連携させ、地域みんなで「中部はひとつ」の圏域づくりを進めます。

■圏域の将来像、圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点との関連図



第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■全体像(体系図)

基本方針

●美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

●安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

●活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

●人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

●地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

【将来像】 発進！とっとり中部 絆と自立、癒しと活力を育む圏域

| 協定項目 | 協定に基づく具体的な取組 |
|-----------------------------------|--|
| 生活機能の強化 | |
| ア. 医療 | |
| ◆救急医療体制の充実 | ・中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 ・病院群輪番制病院運営事業 |
| ◆思春期保健対策の推進 | ・思春期の心と身体健康教育事業 |
| イ. 福祉 | |
| ◆認知症に係る支援体制の整備 | ・認知症診断システム（認知症ケアパス）事業の運用 ・タッチパネル整備活用事業 ・若年性認知症専用デイサービスセンター設置運営事業 ・中部成年後見支援センター運営事業 |
| ◆子育て支援体制の整備及び充実 | ・病児・病後児保育の活用 ・休日保育の活用 ・子育て支援事業の充実及び連携 |
| ウ. 教育 | |
| ◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実 | ・鳥取県中部子ども支援センター運営事業 ・鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業 |
| ◆体育施設の機能の維持及び強化 | ・体育施設機能調査・活用検討事業 ・倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 |
| エ. 産業振興 | |
| ◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進 | ・鳥取中部観光推進機構支援事業 ・観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業 ・観光情報発信・セールスプロモーション強化事業 ・八橋往来周辺の魅力創造・発信事業 ・農山漁村等での体験を通じた修学旅行誘致事業 ・鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業 |
| ◆企業誘致の推進 | ・圏域への企業誘致推進事業 ・関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 |
| オ. その他 | |
| ◆消費生活相談窓口の体制整備 | ・中部消費生活センター運営事業 ・消費生活に関する担当者研修及び啓発事業 |
| 結びつきやネットワークの強化 | |
| ア. 地域公共交通 | |
| ◆生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 ・鳥取県中部地域公共交通網形成計画掲載事業 |
| イ. 地産地消 | |
| ◆地産地消の推進 | ・地産地消拡大事業 |
| ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進） | |
| ◆空き家バンクの連携等によるIJU（移住）の促進 | ・空き家情報の連携事業 ・田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 ・移住情報の発信事業 |
| ◆未婚・晩婚化の解消への取組の推進 | ・広域連携婚活事業 |
| エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携 | |
| ◆広報活動の連携による広域的な情報提供 | ・中部圏域ケーブルテレビ活用研究会設置運営事業 |
| 圏域マネジメント能力の強化 | |
| ア. 人材の育成・確保 | |
| ◆合同研修会の開催 | ・子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業 ・定住自立圏構想合同勉強会の開催事業 ・地方創生戦略勉強会の開催事業 |
| イ. 圏域内市町の職員等の交流 | |
| ◆人事交流の実施 | ・人事交流の実施事業 |

1 生活機能の強化

ア. 医療

◆ 救急医療体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県中部圏域の救急医療体制は、初期救急医療体制と二次救急医療体制とがありますが、中部圏域には救命救急センターはなく、県立厚生病院が救命救急センターに準ずる機能を果たしています。しかし、重症熱傷等の対応困難なものについては、東部・西部へ搬送し、対応しており、当面、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善が求められています。

初期救急医療体制としては、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して、中部休日急患診療所、二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院¹が分担して日曜日及び祝祭時の救急診療に対応していますが、勤務医にとって休日、夜間の勤務は負担が大きいため、救急医療に対応できる医師のさらなる確保が必要です。

【取組の方針】

鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加えて、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援と併せて夜間・休日の適正受診の周知を図ります。また、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善に向け引き続き検討を行います。

(参考1)

救急告示病院（鳥取県立厚生病院・野島病院・清水病院）

病院群輪番制病院（救急告示病院+北岡病院・垣田病院・信生病院・三朝温泉病院・藤井政雄記念病院）

定住自立圏形成協定の規定の内容

| 取組の内容 | 圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。 |
|-----------|--|
| 倉吉市(甲)の役割 | ①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 指標① | 初期救急医療施設（休日急患診療所、小児・歯科休日急患診療所）の利用者数 |
| 指標② | 初期救急医療施設（平日夜間診療）の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標(人) | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| | 実績(人) | | | | | | |
| 指標② | 目標(人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | 実績(人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | <p>休日及び休日の夜間に発生する急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して平日夜間の診療体制を確保します。</p> <p>また、初期救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行います。</p> | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | <p>倉吉市</p> <hr/> <p>三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町</p> | <ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 広報の企画及び周知活動を行います。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 広報の企画に協力し、周知活動を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別(千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 68,550 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 休日救急診療所の維持管理 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、休日救急診療所の運営費及び施設整備に必要な費用を負担します。 <p>なお、運営費については、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。また、施設整備等に要する費用負担が発生する場合には、関係市町で協議します。</p> | | | | | | | |

| 事業名 | | 病院群輪番制病院運営事業 | | | | | |
|--|--|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 内容 | 休日及び夜間における重症急病患者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して病院群輪番制方式による救急医療体制を維持します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 42,270 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 病院群輪番制の維持 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、病院群輪番制の運営に必要な費用を負担します。 なお、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

◆ 思春期保健対策の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県の人工妊娠中絶の状況は、例年高く推移しており、大きな課題となっています。また、年代別にみると、20歳代の実施率が高く、それ以外の年代も全国と比べて高い状況にあり、若い世代だけではなく、全年齢を通じて考えなければならない課題となっています。

今後も、圏域の市町と県や関係機関との連携により、圏域での思春期保健対策についての取組を更に推進します。

【取組の方針】

リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念により、人工妊娠中絶の減少に向けて関係機関と連携して、思春期の保健対策を推進する。

※リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：性と生殖に関する健康と権利

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における人工妊娠中絶、性感染症を始めとする思春期の性に係る課題を解決するため、これらの対策の充実に向けた事業を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証を行う。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証に協力する。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|----------------|
| 指標① | 人工妊娠中絶率（20歳未満） |
|-----|----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 5.9 | 5.9 | 5.9 | 5.9 | 5.9 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 思春期の心と身体の健康教育事業 | | | | | | |
| 内容 | リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念に関する知識の普及・啓発と併せ、思春期の心と身体の発達に関する知識の普及・啓発活動を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び各町、関係機関と連携して事業の企画及び連絡調整を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発活動を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市と連携して事業の企画及び連絡調整を行います。 ・圏域住民を対象とした啓発活動を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 啓発事業 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、啓発事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

イ. 福祉

◆ 認知症に係る支援体制の整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、認知症高齢者数の増加とともに、要介護認定者数も増加しています。認知症高齢者の出現率は、65歳以上では7人に1人、85歳以上では3人に1人といわれ、今後も認知症高齢者数は増加していくと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから医療機関に相談を行うケースが多く見受けられます。認知症予防には、高齢者が自らの知識や経験を活かした活躍の場をもち、人と交流することや、適度な運動を行うことが有効だといわれています。健康寿命を伸ばしていく取組や地区公民館等を活用した高齢者のサロン等の通いの場を作ることなど、高齢者の見守りや居場所づくりを含めた地域における環境整備が求められています。また、家事支援などの生活を支える仕組みづくりや、医療機関と連携しながら、初期の段階から適切な診断や対応を行うことのできる体制づくりが必要となっています。

若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、世代が合わないことから居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持って活動できる居場所が必要となっています。

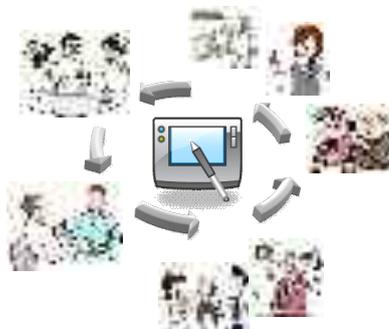
さらに、認知症高齢者等が消費者被害や虐待を受けるケースが増加しており、認知症高齢者等が尊厳を持ち、安心して地域で生活していくためには、専門機関と連携し、サポートを行う体制づくりが必要となっています。

【取組の方針】

タッチパネルを利用した簡易検査で認知症を早期に発見し、医療機関との連携を図りながら適切な診断・治療を行い、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるようにしていきます。

若年性認知症の人が、生きがいを持って活動できる場を提供していきます。

中部成年後見支援センターの運営を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を図っていきます。



(参考1)

鳥取県の認知症高齢者数：鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21年3月策定）

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | 圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行うとともに、若年性認知症の者が、生きがいをもち活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら、認知症診断システムの運用を行う。 ②整備したタッチパネルを一括して管理し、及び活用する。 ③若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンターの設置及び運営を行う。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の運用する認知症診断システムを活用する。 ②甲の管理するタッチパネルを活用する。 ③甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。 |

※認知症クリティカルパス：医療機関同士、また医療機関と介護機関等が、サービスの利用や治療等の認知症に関する情報を共有し、適切な支援を行う取り組み。具体的には、認知症の疑いや認知症を診断した医師が、認知症の疑いのある人又は認知症の人のお薬手帳に、本人又は家族の了解を得た上で、診察日や医療機関名が記載できるシールを貼り、かかりつけ医や介護機関と治療状況等の情報共有を行うもの。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|---|
| 指標① | 早期発見の取組達成率＝(タッチパネル簡易検査を受けた人／65歳以上の高齢者数)×100 |
| 指標② | 中部成年後見支援センターで受けた相談件数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|--------------------|---|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名 | 認知症診断システム（認知症クリティカルパス）事業の運用 | | | | | | |
| 内容 | 医療機関同士、また医療機関と介護関係機関等が、平成25年10月から運用開始となっている医療機関や介護福祉施設等が情報共有するための共通ルールである「認知症クリティカルパス」を通じて、サービスの利用や認知症に関する情報を共有し適切な支援を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの運用を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの活用を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | システムの普及啓発 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-----|
| 事業名 | タッチパネル整備活用事業 | | | | | | |
| 内容 | 購入した5台のタッチパネルを一括管理するとともに、1市4町で有効に活用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 ・購入した5台のタッチパネルの利用調整、機器の維持管理を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 125 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | タッチパネルの管理 | | | | | → | |
| | タッチパネルの活用 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・タッチパネルの維持管理に必要な費用が生じたときは、関係市町で別途協議します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 若年性認知症専用デイサービスセンター設置運営事業 | | | | | | |
|---|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 若年性認知症の人が安心して通所できるデイサービスセンターを倉吉市内に1か所設置し、センターの運営を支援します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定、契約を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市と若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 5,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | センターの設置 | | | | | → | |
| | センターの運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、若年性認知症専用デイサービスセンターの運営に必要な費用を負担します。 ・各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 中部成年後見支援センター運営事業 | | | | | | |
|--|---|-------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 内容 | 平成25年4月から、1市4町で一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉に「中部成年後見支援センター」の運営を委託しています。委託先の「中部成年後見支援センター」は、成年後見制度の相談・情報提供・啓発・成年後見に関わる行政機関や関係団体との連絡調整を行っています。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 25,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | センターの運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、中部成年後見支援センターの運営に必要な費用の応分を負担します。 ・関係市町の負担額は、均等割、人口割、実績割で按分し、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域の市町では、子育て支援の充実に向けて各種事業に取り組んでおり、年々施策の充実を図っています。

保育事業においては、病後児保育は実施施設を倉吉市に置き、圏域の1市3町で連携して実施しています（琴浦町は単独実施）。病児保育は鳥取県立厚生病院内整備して、1市4町で連携して事業を開始し、徐々に周知も進んでいるところです。また、休日保育については、実施施設を倉吉市内の私立保育所として、1市3町で連携して実施しています。

いずれの保育事業も定員を超える利用希望のある日がありますが、保育士や看護師の人材が不足しており、利用定員を増やすことが困難な状況です。



また、核家族化が進行するなか、仕事と家庭が両立できる環境を整えるため、乳幼児の子育て支援施設の充実や、家事支援サービス、学童保育などのサービスが求められています。

【取組の方針】

倉吉市が整備した施設（病児保育室）の機能及び市域にある既存の民間の保育機能を維持・継続させ、関係市町でその機能を利用します。

利用定員の増加については、1市4町の関係者で引き続き協議を行います。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①病児保育等の特別保育を実施し、及び拡充する。 ②ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業を充実する。 ③甲の実施する子育て支援事業と乙の実施する子育て支援事業との連携を図る。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の実施し、及び拡充する特別保育を活用する。 ②甲の実施する子育て支援事業を活用する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|---------------|
| 指標① | 病児・病後児保育の利用者数 |
| 指標② | 休日保育の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (人) | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 病児・病後児保育の活用 | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | 現在実施している倉吉市の病児・病後児保育（病児保育は4町、病後児保育は琴浦町を除く3町）を関係市町で利用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 80,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 病児・病後児保育の運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 運営費：子ども・子育て支援交付金（2/3） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・費用の負担は、各市町の対象施設の入所人数及び利用人数で按分し、その都度、協議の上決定します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 休日保育の活用 | | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 現在実施している倉吉市の休日保育を、琴浦町を除く3町が利用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 休日保育の運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 子ども・子育て支援交付金（2/3） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・各自治体の対象施設の入所人数及び利用人数で按分（その都度、協議） | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名 | 子育て支援事業の充実及び連携 | | | | | | |
| 内容 | 子育て支援事業について情報交換し、連携を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び 役割分担 | 倉吉市 | ・情報交換の会議を開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・情報交換の会議に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報交換 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

ウ. 教育

◆ 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域における小学校児童の不登校出現率は、平成29年度末で0.63%、平成30年度末で0.91%となっています。中学校生徒の不登校生徒の出現率は、平成29年度末で4.02%、平成30年度末で4.23%となっており、高い水準が続いています。その原因も一層複雑化、多様化しており、福祉とも連携し一人一人に応じた支援が必要な状況が続いています。

また、中学校を卒業した後、家庭以外に居場所がなく、所謂引きこもり状態になっている青少年も見られ、本人とその家族に対する支援の必要性が高まっています。

しかし、現在、子育てや教育に関わる機関、施策はたくさんあるものの、当事者やその家族にとっては、それぞれの機関が何を担当しているのか分かりにくい状況にあるため、相談者と支援機関を適切に繋ぐコーディネート機能が必要とされています。

【取組の方針】

現在、1市4町で運営している鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校児童生徒やその傾向にある児童生徒に対する相談、受入等の学校復帰に向けた支援を行います。

また、現在の鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充し、当該センターに相談者と圏域の支援機関との間を迅速かつ適切に繋ぐコーディネート機能を持たせることにより、未成年者のあらゆる悩みや相談に迅速に対応し、社会的自立に向けた適切な支援の実施に繋げていきます。



(参考1)

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因、背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

(参考2)

出現率：小学校、中学校における不登校を理由に欠席している児童及び生徒の全体に占める割合をいいます。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センターを維持する。 ②子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | 甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--|
| 指標① | センター利用率＝（センターに通う児童生徒数＋相談人数）／（不登校児童生徒数）×100 |
| 指標② | 学校復帰率＝（学校復帰児童生徒数）／（センターに通う児童生徒数＋相談人数）×100 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (%) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 鳥取県中部子ども支援センター運営事業 | | | | | | |
|--------------------|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 内容 | 鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校の児童及び生徒に対する支援を継続するとともに、個々の段階に応じた学習支援、体験学習等の支援を行います。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談体制を充実し、未成年者に対する相談機能を拡充させることで、相談者と各支援機関を繋ぐ役割を担っていきます。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センターの運営を行います。 市民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 鳥取県中部子ども支援センターの運営に協力します。 町民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 8,361 | 令和3年度 8,361 | 令和4年度 8,361 | 令和5年度 8,361 | 令和6年度 8,361 | 計 41,805 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 不登校児童生徒の相談対応 | | | | | | → |
| | 不登校児童生徒の保護者の相談対応 | | | | | | → |
| | 他の相談機関とたコーディネーター業務 | | | | | | → |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、鳥取県中部子ども支援センターの運営費を負担します。 なお、関係市町の負担額は、鳥取中部ふるさと広域連合の負担金の負担割合を参考とし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充した後の事業費負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。 |

| 事業名 | 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業 | | | | | | |
|---|--|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 現在の鳥取県中部子ども支援センターの機能を段階的に拡充し、いじめ等の人間関係についての相談対応、また、未成年者全体に対する相談対応・受入等を行うため、中部圏域の実情に合った当該センターの職員体制、拡充する機能の内容、併せて「分教室化」について、具体的な研究及び検討を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 検討会の設置及び運営並びに先進地の視察を行い、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 検討会の検討等を踏まえ、鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画を作成します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 検討会及び先進地視察に参加し、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画の作成に必要な協力をを行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 1,250 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 検討会の設置及び運営 | | | | | → | |
| | 先進地視察の実施 | | | | | → | |
| | 関係機関との協議及び調整 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、検討会の設置及び運営に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 関係町は、先進地視察に係る町職員の費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 体育施設の機能の維持及び強化

(1) 取組の概要

【現状と課題】

第3種公認の倉吉市営陸上競技場は、本市のみならず中部圏域の小・中・高校生をはじめとする多くの陸上競技愛好者が練習や大会において使用していますが、現在の公認の有効期限は令和4年5月31日までとなっています。公認を維持できないときは、現在、倉吉市営陸上競技場で開催している大会が、鳥取市や米子市の他の競技場での開催となり、中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担や利便性の低下に繋がり、児童・生徒等の健全育成への影響、競技力の低下、更には、交流人口の減少等が懸念されます。

また、中部圏域には、陸上競技場の他にも野球場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、体育館、武道館、合宿所など数多くの体育施設がありますが、施設の機能を十分に活かしきれておらず、有効に活用されていない施設も見受けられるため、その利活用の促進を図る必要があります。

さらには、圏域内の体育施設の多くで老朽化が進んでおり、施設の適切な維持管理と長寿命化に向けた対策が必要となっています。

【取組の方針】

中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担の軽減、利便性の維持を図り、競技力の向上並びに交流人口の維持・拡大を図るため、倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持し、引き続き公認大会を開催します。

また、施設の有効活用と圏域外からの交流人口の拡大等を図るため、圏域内にある体育施設の機能を十分に把握するとともに適切な維持管理を行い、大会の開催、誘致など利活用策の検討につなげます。



| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設（以下「公認体育施設」という。）の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--------------------|
| 指標① | 倉吉市営陸上競技場の公認大会の開催数 |
| 指標② | 倉吉市営陸上競技場の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (回) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | |
| | 実績 (回) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 28,000 | 28,000 | 28,000 | 28,000 | 28,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | | 体育施設機能調査・活用検討事業 | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|--|-------|-------|-------|-------|----|--|
| 内容 | | 圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などを調査し、大会の開催、誘致など体育施設の利活用策を検討します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などの調査をはじめ、大会開催、誘致などに必要な体育施設、宿泊施設、交通網等の調査を行い、大会の開催、誘致などの利活用策を検討します。 | | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市が行う調査、検討に協力します。 | | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 | |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 | |
| | 調査内容の検討 | → | | | | | | |
| | 調査の実施 | | → | | | | | |
| | 活用策の検討 | | | | | → | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---|---------|-------|-------|-------|---------|
| 事業名 | 倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 | | | | | | |
| 内容 | 圏域全体での倉吉市宮陸上競技場の利用促進を図るため、当該競技場の安全点検、補修、清掃などの施設管理を適切に行います。 また、第3種公認の維持に必要な整備を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心して利用できる環境を整備するため、施設の維持管理を適切に行います。 また、第3種公認の維持に必要な施設整備を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 大会参加、練習などの利用促進に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 6,000 | 140,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 149,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 維持管理 | | | | | → | |
| | 公認認定 | | | → | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、施設の維持管理及び第3種公認の維持に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

工. 産業振興

◆ 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取西道路の開通を始めとする交通網の整備や情報化社会の進展により、観光客が行政区画の枠を超え、より多くの観光地を周遊し、さまざまな観光資源を楽しむ傾向が強くなっています。また、農林業などの田舎体験を修学旅行に希望する学校が増えています。

今後、鳥取中部への観光客や観光消費額を増やすためには、このような行動範囲の拡大や多様化する観光ニーズに対応した魅力ある広域観光ルートづくりなど、地域相互に魅力を補い、高め合うための広域的な連携が必要となっています。

また、外国人旅行者の増加に伴い、多言語による情報発信が求められています。



【取組の方針】

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | 圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ① 一般社団法人鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ② 甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、(一社)鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③ (一社)鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ① (一社)鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ② 乙の区域にある観光資源の磨き上げを行い、(一社)鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③ (一社)鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。 |

【取組の成果(指標及び実績)】

ア. 指標

指標 鳥取県中部エリアの観光入込客数

イ. 実績

| 成果の状況 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 | 目標(千人) | 2,180 | 2,288 | 2,396 | 2,500 | 2,611 |
| | 実績(千人) | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 鳥取中部観光推進機構支援事業 | | | | | | |
|--|--|---|--------|--------|--------|--------|---------|
| 内容 | 一般社団法人鳥取中部観光推進機構が主体的に情報発信、セールスプロモーション、着地型観光商品の開発、ネットワーク化による滞在型広域観光等の広域観光事業を実施できる体制を整備するため、必要な人的又は財政的な支援の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 120,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 支援の実施 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| 地方創生推進交付金(1/2) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、(一社)鳥取中部観光推進機構の支援に必要な費用を負担します。 なお、現在の関係市町の負担割合は、基本額に総事業費の不足額を人口割で上乘せしていますが、(一社)鳥取中部観光推進機構の支援の充実を図るために必要な事業費とその負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。(上記の概算事業費は、協議会への市町負担金と広域連合からの業務委託料の合算額を示しています。) | | | | | | | |

| 事業名 | 観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業 | | | | | | |
|--|--|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 内容 | 各市町において、「癒し」をテーマとした着地型・滞在型の観光商品及びB級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 90,000 | 450,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 観光商品の開発等 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 観光情報発信・セールスプロモーション強化事業 | | | | | | |
| 内容 | 各市町において、観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 29,000 | 29,000 | 29,000 | 29,000 | 29,000 | 145,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報発信等の強化 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 八橋往来周辺の魅力創造・発信事業 | | | | | | |
| 内容 | <p>八橋往来は、伯耆国の中心であった倉吉と八橋を結ぶ奈良時代からの街道で、200年程前には、伊能忠敬もこの街道を歩いて測量を行ったと伝えられ、現在でも、この街道の名残は倉吉市、北栄町及び琴浦町の一部に風情ある風景として懐かしさをしのぼせており、国の夢街道モデル地区にも認定されています。</p> <p>この八橋往来と呼ばれる街道跡とその周辺に現在も残る津田候殿様街道、斉尾廃寺跡、大高野官衙遺跡、伯耆国府跡、白壁土蔵群などの歴史的遺産と、そこに伝わる文化を観光資源として認識し、これらについて調査研究を行い、それを生かした新たな観光商品としてイベントを実施するなど、その魅力を最大限に引き出す取り組みを推進し、もって観光客の誘客による圏域全体の活性化を図ります。</p> | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | →倉吉市に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図ります。 | | | | | |
| | 琴浦町 北栄町 | →各町に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 4,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 調査研究 | | | | | | |
| | 研修会・講座 | | | | | | |
| | イベント開催 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> →倉吉市は、市の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 →関係町は、町の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 農山漁村等での体験を通じた修学旅行誘致事業 | | | | | | |
|--|--|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 内容 | 各市町の地域資源を活かした多様な体験メニューの提供や農家民泊の受入れ家庭数の拡大、宿泊施設の受入れ体制づくりを通じて、関西圏を中心とした修学旅行の誘致及び滞在時間の延伸を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行・体験旅行誘致を行う倉吉市体験型教育旅行誘致協議会への財政的な支援を行います。農家民泊の受入れ家庭の環境整備への財政的な支援を通じて、受入れ家庭の拡大を図ります。 ・倉吉市体験型教育旅行誘致協議会の取り組みを地域住民へ発信し、連携して受入れ家庭数の拡充を図ります。宿泊施設へ修学旅行受入れを実施できるか調整します。地域資源として修学旅行生に提供できる体験メニューがないか検討します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別(千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 15,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 支援の実施 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| 鳥取県観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金(受入れ家庭の環境整備 1/3) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業 | | | | | | |
|--|---|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 内容 | 各市町でウォーキング環境の整備やウォーキングと食・温泉・自然・文化など地域資源を結び付けた活用のほか、共通ロゴを利用した圏域一体としての情報発信等に取り組むことで、「ウォーキングリゾート」としての地域ブランディングを図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングと温泉、地域資源を活用した健康づくりに取り組み、市民や湯治客が往来する温泉地づくりの取り組みを推進します。「ウォーキングリゾート」のロゴを活用した情報発信等を行います。 ・ウォーキングリゾートロゴを活用した環境整備、情報発信等を行います。地域の資源を活用したウォーキングイベント等を開催します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別(千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 30,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 観光商品の開発等 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 企業誘致の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

今後の少子高齢化、人口減少社会の到来に向けた対応は全国的な課題となっており、中部圏域においても人口減少に歯止めをかけ、圏域への人の流れを創出するためには、雇用の場の確保と地域産業の振興に向けた取組が非常に大切です。

現在、圏域の各市町が単独で企業誘致活動を行っていますが、現在の厳しい経済情勢の中で圏域への企業誘致を実現し、雇用の創出・確保と地域産業の振興を図るためには、各市町が連携して取り組む必要があります。



■ 西倉吉工業団地
■ 分譲予定地

【取組の方針】

進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報を提供します。

この取組により、圏域への企業誘致及び雇用創出を促進し、もって圏域の雇用を確保するとともに、圏域の活性化を図ります。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | ①圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 ②企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報を集約し、乙に当該情報を提供する。 ②圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、乙の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 ②甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。 (※③は、琴浦町に関する協定です。) |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------|
| 指標① | 企業誘致の件数 |
| 指標② | 企業誘致による新規正規雇用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標(件) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | 実績(件) | | | | | | |
| 指標② | 目標(人) | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| | 実績(人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 圏域への企業誘致推進事業 | | | | | | |
|--------------------|---|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 内容 | 圏域における企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、当該情報を活用して、圏域への企業誘致を推進します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、関係町に当該情報を提供します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市に企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報整理 | | | | | → | |
| | 企業誘致 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 事業名 | 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 | | | | | | |
|--------------------|--|---|----------|----------|----------|----------|------------|
| 内容 | 関西事務所との間で圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を倉吉市関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 326 | 0 326 | 0 326 | 0 326 | 0 326 | 0 1,630 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 情報整理 | | | | | → | |
| | 企業誘致 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

◆ 消費生活相談窓口の体制整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、消費者にとっては商品やサービスの選択の幅が広がり、利便性の向上等も図られてきている一方で、製品事故の多発、販売方法の悪質・巧妙化等、消費者問題はますます複雑化・多様化してきています。

このような中、消費者行政施策においては、平成21年に策定された消費者安全法で、消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援及び市町村による消費生活センターの設置等、消費者行政全体の強化を図ることとされました。また、鳥取県においても「鳥取県消費者行政活性化計画」の中で、各市町村の相談窓口の体制整備・充実を図ることが掲げられました。

中部圏域では、こうした国、県の指針をふまえ、関係市町の総合計画や定住自立圏共生ビジョンとの整合性を図りながら、平成24年度より中部消費生活センターを圏域内の市町で共同設置し、相談窓口の機能強化の取組をスタートさせました。これにより、市町単独では困難な高度な専門知識と処理能力をもった人材を常時複数人確保するとともに、圏域内のトラブルを一元的に監視し、被害状況等の情報共有を行うことが可能となりました。また、専門相談員が定期的に各町の相談窓口を巡回し相談を受ける等、センターと市町の協力が図られているところです。

今後は、さらなる相談体制の充実と効率化、そして住民への悪質商法等の注意喚起や啓発活動を行う等、中部消費生活センターに対する住民の認知度を高めながら圏域内で効果的に継続実施していくことが必要といえます。

【取組の方針】

各市町においては、単独で高度な事案を処理できる専門相談員を確保することが財政的にも人材的にも困難なため、圏域の各市町が共同して専門相談員を確保することで、高度な事案の処理を一元的に行います。

あわせて、各市町では輪番制により相談員が活用できるなど相談業務の共同化と効率化を図るとともに、最新の相談事例の紹介や悪質商法への対処法等についての啓発活動を行います。



| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|-------------------------------------|
| 指標 | 消費生活相談窓口の利用者数(各市町の消費生活に関する窓口相談件数含む) |
|----|-------------------------------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標 | 目標 (人) | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 中部消費生活センター運営事業 | | | | | | |
|---|--|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| 内容 | 消費生活相談に関し、高度な事案を処理できる専門相談員及び窓口を確保するため、鳥取中部ふるさと広域連合と連携し、鳥取県市町村消費者行政強化交付金を活用して中部消費生活センターを維持します。また、誰もが利用しやすい相談体制の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市：消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 関係市町：消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 5,198 | 令和3年度 5,198 | 令和4年度 5,198 | 令和5年度 5,198 | 令和6年度 5,198 | 計 25,990 |
| 実施期間 | 取組内容 消費生活相談 窓口の維持 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県市町村消費者行政強化交付金 | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、施設設置に必要な施設、設備等の整備及び運営に対する費用を負担します。 なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| 事業名 | | 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業 | | | | | |
|--|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 消費者トラブルの未然防止と被害の拡大防止のため、中部消費生活センターと連携して、担当職員の資質向上に向けた研修及び圏域住民への啓発活動を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 1,283 | 1,283 | 1,283 | 1,283 | 1,283 | 6,415 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 担当者研修 | | | | | ▶ | |
| | 啓発事業 | | | | | ▶ | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県市町村消費者行政強化交付金（10/10） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

2 結びつきやネットワークの強化

ア. 地域公共交通

◆ 生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

地域の公共交通を取り巻く現状として、本地域の一般乗合バス路線は、地域の中心地である倉吉市から隣接4自治体へ放射線状に伸びており、二つ以上の自治体をまたがる広域・長大路線が多くを占めています。また、広域路線に加え、倉吉市内の路線のほとんどが倉吉駅～西倉吉間を運行しているため、この間の路線が重複して過密状態になっています。

社会的な動向としては、高齢者による事故多発を受け運転免許証の自主返納の動きが進んでおり、各自治体では免許返納した高齢者に対し、公共交通機関の回数券贈呈交付や施設利用時の割引制度の導入などの取り組みも行われるようになりましたが、公共交通を利用しづらい地域等においては、通院や買物のために高齢となっても免許を返納することができないケースも見受けられます。

地域の公共交通の問題点としては、人口減少・少子化による高校生生徒数の減少、高校生の自家用車送迎の日常化、免許保有率の上昇等により、バス利用者は減少傾向で推移しており、その数は今後も減少していくと予想されます。広域路線・長大路線の多さに加え、バス利用者数が減少していることからバス運行の収支率は年々低下しており、それに伴って各自治体の補助金の負担が拡大しています。また、利用者ニーズとバスサービスとの間でミスマッチが生じているとともに、移動不便地域・公共交通空白地域等の点在、非効率なバス運行、バス・タクシーの乗務員不足などの問題があります。

そのため、移動者ニーズの対応として、「運行本数」「ダイヤ」「最終便の時間」「待合環境」「料金」「運行経路」の改善による目的地への移動利便性の向上、移動時間帯に応じた利便性の向上、外来者や観光客に対応したバスサービスの向上、移動不便地域・公共交通空白地域への対応、待合環境・乗車環境の充実や、新規需要の掘り起こしと利用促進として、高校生のバス利用の促進、企業・事業所によるエコ通勤の促進普及推進、普段自家用車利用をしている人に対しても幅広く意識啓発を促す総合的な利用促進のほか、持続的な運行体制の確立として、効率的なバス運行への再編、バス・タクシー乗務員の確保、住民との協働による運行の検討などを行っていく必要があります。

【取組の方針】

平成30年3月に策定した鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づき、次の3点を取組の方針とします。

- ①移動ニーズに対応した公共交通ネットワークの構築
- ②戦略的な施策の展開による公共交通の利用促進
- ③効率的な運行による持続可能な公共交通の実現



①移動ニーズに対応した公共交通ネットワークの構築

- 通勤・通学・通院・買物等での移動や観光目的による移動など、バス利用者のニーズは時間帯や目的によってそれぞれ異なることから、路線ごと、時間帯ごとの役割を明確にし、移動ニーズに対応した効率的で利便性の高いダイヤや路線の再編に取り組みます。
- 倉吉未来中心周辺には主要医療機関が立地し、将来的には美術館の整備も計画されていることから、倉吉未来中心への移動利便性の向上を図ります。
- 乗り換え抵抗の軽減化を図るため、接続時間の短縮化、高齢者・障がい者に配慮した低床バスの導入やUDタクシーの利活用の推進、待合環境整備等を行います。

②戦略的な施策の展開による公共交通の利用促進

- バス利用者が減少する中で、一定水準のサービスを維持するためには、利用者の拡大が急務となっています。そのためには、総花的な利用促進ではなく、高校生・大学生、企業・事業所、高齢者等のターゲットを絞った効果的な意識啓発等の取り組みが求められることから、目標や目的を絞り込んだ戦略的な利用促進策を講じ、バス利用者の拡大を図ります。

③効率的な運行による持続可能な公共交通の実現

- 倉吉市と周辺自治体間をつなぐ地域のバスネットワークには長大路線が多く、中にはサービス水準と利用状況のバランスが悪いケースも見受けられます。また、倉吉市街地の構造上、路線の多くが中心市街地で重複しており、非効率となっていることなどから、今後の持続可能性を考慮し、効率的な運行に努めます。
- 地域住民へのバス利用状況・補助金額の推移等の情報提供を行い、バス事業への関心を喚起するとともに、交通空白地域や需要の小さな地域について、NPOや地域自治組織によるボランティア輸送等、住民との協働による運行のしくみを検討します。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らし易やすさを実現し、いつもまでも住み続けられる中部地域とするため、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入、及び利用促進を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を運営し、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入と、及び利用促進に必要な調査及び研究を行い、その基本方針等を定めた地域公共交通網形成計画(以下「公共交通網形成計画」という。)を推進する。 ②公共交通事業者と連携して、甲の区域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①公共交通協議会に参加し、公共交通網形成計画を推進する。 ②公共交通事業者と連携して、乙の圏域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。 |

【取組の成果(指標及び実績)】

ア. 指標

| | |
|-----|---|
| 指標① | $4 \text{ 条路線の路線バスの収支率} = \frac{\text{経常収入}}{\text{経常経費}}$ |
| 指標② | $\text{バス利用者数割合} = \frac{\text{年間輸送人員}(\text{運行回数} \times \text{平均乗車密度})}{\text{地域人口}}$ |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標(%) | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | |
| | 実績(%) | | | | | | |
| 指標② | 目標(%) | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | |
| | 実績(%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 | | | | | | |
|---|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 当該協議会が策定した「鳥取県中部地域公共交通網形成計画」の実施に係る連絡調整及び計画見直しを行うため、当該協議会を運営します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局として、当該協議会を運営します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会の構成町として、当該協議会の運営に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別(千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 472 | 472 | 472 | 472 | 472 | 2,360 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 協議会の運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| - | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。 ・なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 ※網形成計画については、国及び県の補助金により策定。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名 | 鳥取県中部地域公共交通網形成計画掲載事業 | | | | | | |
| 内容 | 鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づき、関係市町を事業主体として事業を実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び 役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議会の事務局として、計画に基づく取組を推進します。 ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | (鳥取県中部地域公共交通網形成計画に基づく事業の内容及び事業費を決定します。) | | | | | |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 事業の実施 | 必要に応じて実施 | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。 ・なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 ※網形成計画については、国及び県の補助金により策定。 | | | | | | | |

イ. 地産地消（地域の生産者や消費者等との連携による地産地消）

◆ 地産地消の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

従前から農業は、圏域の主要産業として重要な役割を果たしてきていますが、経済情勢や気象などの影響により、経営が不安定となりやすいなど、農業を取り巻く環境は厳しく、農家数は年々減少傾向にあります。

更に、農家数の減少や高齢化による担い手不足によって、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、適切な維持管理ができない農地が増加し、本来農地が有する農作物の生産性や景観形成、災害防止等の多様な機能の低下を招いています。

農地が保有する機能を維持するとともに、定住のキーワードである「就業」の場を確保するため、農業の振興を図ることは極めて重要であり、その一つの手段として、圏域の関係者が一体となって、地産地消の取組を推進する必要があります。



【取組の方針】

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| 取組の内容 | 圏域における地産地消を推進するため、地産地消に関する情報を共有し、関連する事業を行う。 |
|-----------|--|
| 倉吉市(甲)の役割 | 圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | 圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------------|
| 指標① | 圏域内にある直売所の販売額 |
| 指標② | 中部発！食のみやこフェスティバル 来場者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 指標① | 目標（千円） | 1,374,000 | 1,374,000 | 1,374,000 | 1,374,000 | 1,374,000 | |
| | 実績（千円） | | | | | | |
| 指標② | 目標（人） | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | |
| | 実績（人） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 地産地消拡大事業 | | | | | | |
|---|--|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 内容 | 圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者による地産地消に関するイベントとして、「中部発！食のみやこフェスティバル」をはじめ、地産地消交流会（琴浦町）、すいか・ながいも健康マラソン大会（北栄町）、ほくえい味覚めぐり（北栄町）などの地産地消に関するイベントを継続実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・地産地消に関するイベントを開催します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 （千円） | 令和2年度 20,000 | 令和3年度 20,000 | 令和4年度 20,000 | 令和5年度 20,000 | 令和6年度 20,000 | 計 100,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | イベントの開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中部発！食のみやこフェスティバルについては、関係市町が、標準財政規模、人口を元に按分・算出し、それぞれが負担します。 ・倉吉市は、市の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 なお、関係市町で開催する新規イベントに必要な費用は、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆ 空き家バンクの連携等による I J U（移住）の促進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

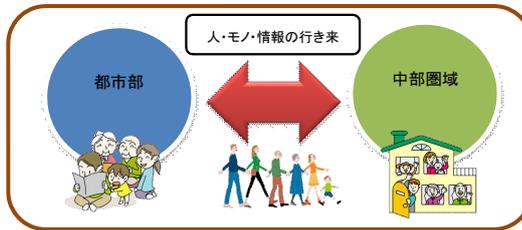
中部圏域の人口減少・少子高齢化は急速に進んでおり、今後も人口の低密度化は加速することが予想されています。すでに人手不足・担い手不足による地域経済の衰退、空き家や耕作放棄地の増加、コミュニティ活動の衰退などの問題が顕著になっており、中部圏域の各市町では地域力の維持・強化を図るために、さまざまな移住定住施策を展開して、地域づくりの担い手の育成・確保を図っています。

加えて、近年、ライフスタイルや働き方の多様化が進み、「スローライフ」、「田舎暮らし」などの言葉に代表されるように、田舎や地方での暮らしが見直されつつあり、都市部に住む団塊の世代や子育て世帯を中心として、地方に移住する人が増加する傾向にあります。

今後も、都市部からの人の流れを創出することにより、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域づくりを維持するために各市町が移住定住施策を推進するとともに、移住希望者が移住に至るまでの過程において各市町がそれぞれの役割を果たし、必要な連携を図ることで、着実に中部圏域への移住に結び付けるよう積極的に取り組む必要があります。

【取組の方針】

移住希望者が移住を決断するまでに、「移住地の情報収集」、「移住・交流の体験」、「住居の確保」は重要な要素となります。そのため、各市町間で連携して、「空き家情報の連携」、「田舎暮らし体験ツアーの連携・実施」、「移住情報の発信」等の取り組みを行い、圏域への移住の促進を図ります。



定住自立圏形成協定の規定の内容

| 取組の内容 | 圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |
|-----------|--|
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の行う空き家バンク等の移住施策と甲の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|-----------------|
| 指標 | 圏域外から圏域内に移住した人数 |
|----|-----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標 | 目標(人) | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | |
| | 実績(人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 空き家情報の連携事業 | | | | | | |
|--------------------|--|---|-------|-------|-------|-------|----|
| 内容 | 中部圏域の各市町が互いの空き家情報を適時共有及び活用し、相談者のニーズにより幅広く対応できるようにします。公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との連携を図り、空き家情報の集約及び円滑な仲介を行うことができるようにします。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの空き家情報のサイトの物件登録等に係る管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 ・圏域でデザインを統一した構成市町のバナーを作成し、配布する。 ・(公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの空き家情報のサイトの物件登録等に係る管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 ・(公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別(千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 空き家情報の連携 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 事業名 | 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 | | | | | | |
|--|---|--|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| 内容 | 圏域の魅力ある地域資源を活用した田舎暮らし体験ツアーを連携して実施することにより、移住する動機（きっかけ）作りを行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ツアー実施のための企画、運営、調整、広報等を行います。 ・中心市の活動に協力し、連携して事業実施を図ります。 ・ツアー実施のため役割分担を確認しながら協力して対応します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 666 | 令和3年度 500 | 令和4年度 500 | 令和5年度 500 | 令和6年度 500 | 計 2,666 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 体験ツアー の実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県移住定住推進交付金（1/2：上限500万円） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 ・関係町は、協力する田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 移住情報の発信事業 | | | | | | |
|--|--|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|
| 内容 | 中部圏域に特化した移住相談会等に関西都市圏などで開催します。中部圏域の各市町が移住定住に係る情報をウェブサイトなどにより相互に共有及び活用し、相談者のニーズにより幅広く対応できるようにします。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業を企画調整し、関係町と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組みます。 ・合同相談会において、構成町及び関係機関との調整や取りまとめを行います。 ・合同移住ガイドブックの作成においては、企画・情報収集、編集を行います。 ・自らの移住定住促進サイトの管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 ・圏域でデザインを統一した構成市町のバナーを作成し、配布します。 ・中心市と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組みます。 ・合同相談会及び合同移住ガイドブックの作成において、役割分担を確認しながら協力して対応します。 ・自らの移住定住促進サイトの管理・運営を図るとともに、他の構成町の同サイトへ導くリンクをサイト内に貼ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 6,279,500 | 令和3年度 5,000,500 | 令和4年度 5,000,500 | 令和5年度 5,000,500 | 令和6年度 5,000,500 | 計 2,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 移住情報等 の発信 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県移住定住推進交付金（1/2：上限500万円） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 未婚・晩婚化の解消への取組の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、日本では晩婚化の傾向にあり、全国的に初めて結婚する平均年齢が2017年時点で男性が31.1歳、女性が29.4歳に達しました。これは、2000年と比べると約2.5歳も結婚の平均年齢が上昇しており、この傾向は、今後さらに進むと予想されています。また、未婚率についても2000年には男性で12.57%、女性で5.82%であったものが、15年後の2015年には男性で23.37%、女性で14.06%と、著しく上昇しています。※国立社会保障・人口問題研究所調

これは、近年の経済情勢の変動、女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化などによる、日本人の結婚に対する価値観が大きく変化したことによるものなどが、その原因と思われるのですが、この傾向は鳥取県中部圏域においても同様に見られるものです。

また、晩婚化、未婚率の上昇は、人口の減少及び少子高齢化に与える影響が非常に大きく、圏域の将来を考える上で絶対に無視することができない問題であり、各市町に共通した課題です。

また、人口減少により、地域の賑わいが失われつつあり、住民同士が交流する機会が減少し、地域コミュニティの維持が困難になるなど、住民同士の繋がりが益々希薄になっていく中で、結婚を希望する独身男女の出会い、成婚に至る機会は、今後益々失われていくことが予想されることから、行政、地域、民間事業者等が協力し、出会いの機会の提供など、継続的に未婚・晩婚化の解消のための取組を講じていくことが求められています。

そのため、圏域の各市町では、婚活パーティー、セミナーの開催、イベントを主催する地域団体、民間事業者等への補助などの対策を行っていますが、対象者の地元イベント参加への抵抗感などから、参加者が集まらず、目立った成果に繋がらないという状況にあります。

このことから、圏域の各市町がそれぞれで行っていたイベント等の共同化、結婚支援員間での情報共有の場を設ける等、関係情報の共有化を図り、相互に発信を行うことで、イベントの対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を推進する必要があります。

【取組の方針】

未婚・晩婚化の解消に向けた関係イベント及びセミナー、イベント等を主催する民間事業者等への補助制度など、各市町がそれぞれ行う取組の情報を共有し、相互に発信することで、効果的な事業のPRを行い、イベント等の参加者の増加を図ります。

また、各市町がそれぞれ行っていたイベント等を集約して開催し、対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより、出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を推進し、成婚者を増加させます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | 圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ① 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ② 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ① 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ② 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------------------|
| 指標① | 婚活イベント、セミナー等の参加者同士の成婚組数 |
| 指標② | 婚活イベント、セミナー等の参加者同士のカップル成立割合 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標（件） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | 実績（件） | | | | | | |
| 指標② | 目標（%） | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | |
| | 実績（%） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|------------|
| 事業名 | 広域連携婚活事業 | | | | | | |
| 内容 | 未婚・晩婚化の解消のため、婚活イベント、セミナー等を各市町・民間企業で共同して企画し、実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。 ・関係市町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各市町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 2,000 | 令和3年度 2,000 | 令和4年度 2,000 | 令和5年度 2,000 | 令和6年度 2,000 | 計 8,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 連携広報 | | | | | | → |
| | 婚活イベントの共同実施 | | | | | | → |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金（1/2補助） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携

◆ 広報活動の連携による広域的な情報提供

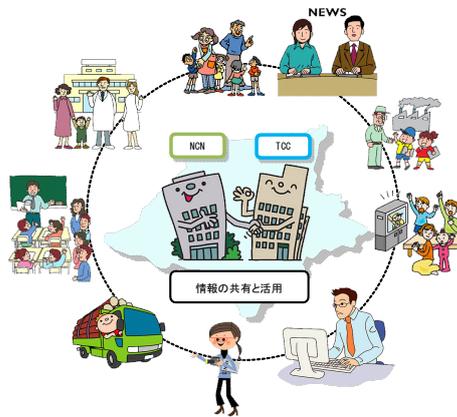
(1) 取組の概要

【現状と課題】

圏域の情報通信環境は、民間事業者の事業展開が困難な地域においては行政による情報通信基盤が整備され、ケーブルテレビによるブロードバンドや地上波のデジタル化、携帯電話のサービスエリア外の解消など情報化に向けた一定の基盤となっています。

圏域の交流人口の拡大と人口定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内の住民に定住自立圏の取組をはじめとした圏域の情報を広く提供し、圏域内の情報の共有化を図るとともに、圏域外の住民に圏域の魅力積極的に発信していく必要があります。現状では圏域内の情報共有は十分に行われおらず、圏域外への発信も積極的なものに至っていない状況です。

また、圏域の情報通信基盤は早くから整備された自治体では伝送路の更新による高額な負担に直面していることや、圏域全体として情報通信基盤を活用したケーブルテレビとインターネット以外の有効な住民サービスの検討が課題となっています。



【取組の方針】

圏域の各自治体が保有する広報紙、ウェブサイト、SNS等の広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に定住自立圏の取組等の圏域の情報を提供します。

また、ケーブルテレビ事業者の協力の下に、ケーブルテレビを活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供し、情報の共有化による圏域の一体感の醸成に努めます。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 ②甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。(※①は、三朝町、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) ②乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|----------------|
| 指標 | 圏域のケーブルテレビの加入率 |
|----|----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標 | 目標 (%) | 71.6 | 71.7 | 71.8 | 71.9 | 72.0 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|---|---|--|------------|------------|------------|------------|--------|
| 事業名 | 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 圏域のケーブルテレビ事業者をはじめ、行政、民間、地域の関係者等の参加による中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会において、ケーブルテレビ番組の相互放送をはじめ、ケーブルテレビを活用した広域的な情報提供による生活支援サービス等の調査及び研究を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置し、当該研究会の庶務を担当するとともに、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会に参加し、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 0 | 令和3年度 0 | 令和4年度 0 | 令和5年度 0 | 令和6年度 0 | 計 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研究会の運営 | | | | | | |
| | 研究会の拡充 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会の運営に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

3 圏域マネジメント能力の強化

ア. 人材の育成・確保 イ. 圏域内市町の職員等の交流

◆ 合同研修会の開催・人事交流の実施

(1) 取組の概要

【現状と課題】

住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより多様化・高度化する中で、時代や社会の変化を的確に捉えながら、質の高い圏域マネジメントを行うためには、市町職員などの相互研鑽による資質の向上を図るとともに、専門知識を有する人材を有効に活用して、市町職員等に対する研修や業務のサポートなどを実施していく必要があります。

人事交流については、定住自立圏共生ビジョンの中での実施については未着手となっていますが、現在は中部ふるさと広域連合の機能を最大限に活用し、中部圏域の職員の相互派遣による人事交流を実施しています。また、圏域外においても、鳥取県、鳥取県後期高齢者医療広域連合等との人事交流を実施しており、圏域内外のネットワーク化を図り、医療・福祉など様々な分野でマネジメント能力の向上が図られています。

【取組の方針】

圏域のマネジメント能力の強化を図るため、合同研修会の開催、外部の専門人材の活用、人事交流を実施します。

職員の人事交流については、本ビジョンの中で、定住自立圏の各政策分野の取組に必要な場合に、関係市町と協議の上、実施します。実施にあたっては、効率的で効果的な人事行政の運営を進め、広域連合等の機能を活用して有機的なマネジメント能力の強化を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | ①生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（以下「前記の政策分野」という。）の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 ②前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門的な知識等を有する人材（以下「専門人材」という。）を確保し、圏域全体で活用する。 ③前記の政策分野の取組に必要な甲及び乙のマネジメント能力を強化するため、人事交流を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙に参加の機会を提供する。 ②前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 ③乙と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の開催する合同研修会を活用する。 ②甲の確保した専門人材を活用する。 ③甲と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。(※③は、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--------------------|
| 指標① | 合同研修会に参加した市町職員等の人数 |
| 指標② | 人事交流の人数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 指標① | 目標（人） | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | |
| | 実績（人） | | | | | | |
| 指標② | 目標（人） | — | — | — | — | — | |
| | 実績（人） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

ア. 合同研修会の開催

| | | | | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 子どもの発達支援についての研修会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・合同研修会を企画立案し、開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 2,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | | ▶ |
| | 研修会の開催 | | | | | | ▶ |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金（1/2） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、合同研修会の費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|---|--|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 事業名 | 定住自立圏構想合同勉強会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 定住自立圏構想の推進に役立てるため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした合同勉強会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 100 | 令和3年度 100 | 令和4年度 100 | 令和5年度 100 | 令和6年度 100 | 計 500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|--|--|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 事業名 | 地方創生戦略勉強会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 地方創生の取り組みを研究するため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした勉強会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 令和2年度 100 | 令和3年度 100 | 令和4年度 100 | 令和5年度 100 | 令和6年度 100 | 計 500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。 | | | | | | | |

イ. 人事交流の実施

| 事業名 | 人事交流の実施事業 | | | | | | |
|--------------------|--|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|----|
| 内容 | 生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、必要の都度、関係市町が協議の上、職員の人事交流を実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・必要の都度、関係町と協議し、職員の人事交流を実施します。 | | | | | |
| | 琴浦町 | ・必要の都度、倉吉市と協議し、職員の人事交流を実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別(千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | — | — | — | — | — | — |
| 実施期間 | 取組内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 |
| | 人事交流の実施 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

第6章 今後の検討課題

このビジョンを策定する過程において、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを通じて、中部圏域の将来像の実現に向けた課題や必要な取組に関する多くの意見がありました。

その中には、各市町がそれぞれの考え方で個別に取り組んでいく必要のあるもの、鳥取中部ふるさと広域連合で取り組むべきもの、関係市町間での協議に時間を要するもの、現状の関連制度や技術などの状況から将来的に取組を検討すべきものなど、このビジョンに直ちに反映することが難しいものもあります。

このビジョンは、必要に応じて具体的な取組を評価し、内容の検討を行っていくこととしています。そのため、これらの意見については、今後の検討課題として管理し、引き続き、緊急性や重要性などを踏まえて優先順位を考え、実施に向けた現実的な課題などを整理しながら、具体的な実現方法などの検討を行っていきます。

なお、この検討に当たっては、民間、地域の関係者などの意見を踏まえて、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会による検討、関係市町との協議や鳥取中部ふるさと広域連合との調整を行いながら進めていきます。

(1) 生活機能の強化に関連する主な検討課題

ア. 医療

◆ 救急医療体制の充実

- ・・・二次救急体制の充実（専門医療機能の向上）、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善

◆ 地域医療体制の充実

- ・・・医師の確保、在宅医療体制の整備、通院手段の確保（福祉移送サービス等との連携）、鳥取看護大学との連携

イ. 福祉

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

- ・・・子育て相談体制の充実

◆ 福祉サービスの充実

- ・・・福祉サービスの充実（サービスの地域格差の解消）

ウ. 教育

◆ 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進

- ・・・体育施設の利用環境の改善（利用料の統一等）、各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討、各種生涯学習施設の整備・改修による機能の維持

◆ 教育環境の整備・充実

- ・・・家庭教育の啓発、地域における社会教育の推進（福祉分野等）

エ. 産業振興

◆産業基盤の強化・充実

- ・・・商店街、市街地の活性化（空き店舗棟の活用促進等）、物販等のセールスプロモーションの強化、若者に対する就労支援の取組、中心市街地活性化の推進

オ. その他

◆マイナンバーカードの利活用の推進

環境

◆環境保全の推進

- ・・・自然環境の保護・保全、低炭素社会の構築（カーボン・オフセット等の取組）、地域ぐるみによる環境関連活動の推進

(2) 結びつきやネットワークの強化に関連する主な検討課題

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆交流による賑わいの創出づくり

- ・・・交流の場や機会の提供（イベントなど）、情報発信力の強化、未婚・晩婚化の解消への取組みの推進

◆広報活動の連携による広域的な情報提供

- ・・・CATV（NCN-TCC）の相互放送の実施

ICTインフラ整備

◆ICT利活用の推進

- ・・・ICTの利活用による圏域情報の発信力の強化、ICTの利活用による生活支援の充実

交通インフラの整備

◆道路ネットワークの構築

- ・・・道路ネットワークの整備

(3) 圏域マネジメント能力の強化に関連する主な検討課題

その他の連携

◆圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上

- ・・・地域単位による生活実態調査の実施（課題把握）、若者と地域の絆を作る活動の場・機会の提供

付属資料

○ 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの主な策定経過について

| 時期 | 主な経過等の内容 |
|-------------|--|
| 平成20年 | |
| 12月10日 | ○ 定住自立圏構想に係る「継続協議団体」の決定（倉吉市） |
| 12月26日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の制定（総務省） |
| 平成21年 | |
| 1月11日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体の市町村） |
| 1月22日 | ○ 定住自立圏構想に係る「先行実施団体」の決定（倉吉市） |
| 3月19日 | ● 中心市宣言の実施（倉吉市） |
| 4月11日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体以外の市町村） |
| 12月25日～ | |
| 平成22年 | |
| ～1月25日 | ○ 定住自立圏形成協定書（案）に対するパブリックコメントの実施 |
| 3月16日～23日 | ○ 定住自立圏形成協定に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 3月31日 | ● 定住自立圏形成協定の締結（＝定住自立圏の形成） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 4月11日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行 |
| 9月24日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 11月18日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：交通・移住・情報部会） |
| 11月19日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：産業振興・地産地消部会） |
| 11月10日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療・福祉・教育部会） |
| 11月24日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：医療・福祉・教育部会） |
| 11月26日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：産業振興・地産地消部会） |
| 11月30日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：交通・移住・情報部会） |
| 12月27日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第4回：全体会） |
| 平成23年 | |
| 1月21日～2月10日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン(素案)に対するパブリックコメントの実施 (若者等に対するヒアリングの実施：1/26、2/10) |
| 2月18日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第5回：全体会） (定住自立圏共生ビジョン（案）の決定) |
| 2月25日～3月10日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月14日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの策定 |
| 4月21日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部改正 |
| 4月28日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：医療部会） |
| 5月12日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療部会） |
| 5月17日～20日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| 6月17日～7月11日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 7月17日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（救急医療） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 7月21日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会） |
| 7月22日～8月12日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン(修正案)に対するパブリックコメントの実施 |
| 8月24日～8月30日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン(修正案)に係る市町の個別協議の実施 |

| | | |
|-------|--------------|---|
| | 9月15日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| 平成24年 | 1月17日～25日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| | 1月26日～2月10日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議） |
| | 3月21日～23日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| | 3月26日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（消費生活） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| | 3月23日～28日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |
| | 3月30日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| 平成24年 | 10月25日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| | 12月13日～28日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| 平成25年 | 2月18日～28日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議） |
| | 3月19日～22日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| | 3月25日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（成年後見） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| | 3月22日～27日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |
| | 3月29日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| | 11月21日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 平成26年 | 1月27日～3月10日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第1期） |
| | 5月9日～6月9日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第2期） |
| | 10月16日～22日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る首長協議（書面協議） |
| | 12月22日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| | 12月24日～1月16日 | ○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第3期） |
| 平成27年 | 1月23日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：全体会） |
| | 1月26日～2月6日 | ○ 第2次共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施 |
| | 2月19日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会） （第2次定住自立圏共生ビジョン（案）の決定） |
| | 3月20日～24日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| | 3月25日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（思春期保健・雇用創出） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| | 3月25日・26日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく第2次定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施 |
| | 3月31日 | ● 第2次定住自立圏共生ビジョンの公表 |
| 平成28年 | 2月2日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| | 2月3日～10日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| | 3月3日～3月24日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| | 3月25日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（未婚・晩婚化対策） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| | 3月25日～29日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |
| | 3月31日 | ● 第2次定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |
| 平成29年 | 2月6日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（全体会） |
| | 3月24日 | ● 第2次定住自立圏共生ビジョンの修正公表 |

| | | |
|------------|-------------|---|
| 平成30年 | | |
| | 9月26日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（全体会） |
| 平成31（令和元）年 | | |
| | 10月3日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| | 12月19日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：全体会） |
| 令和2年 | | |
| | 1月10日～1月24日 | ○ 第3次共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施 |
| | 2月6日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会） （第3次定住自立圏共生ビジョン（案）の決定） |
| | ●月●日～●月●日 | ○ 定住自立圏形成協定の一部変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| | ●月●日～●月●日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結 |
| | ●月●日 | ● 第3次定住自立圏共生ビジョンの公表 |

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者
- (2) 圏域の住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

(部会)

第7条 懇談会における検討を補助するため、懇談会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会の委員は、懇談会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、倉吉市企画産業部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後、最初に開催される懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成23年3月31日倉吉市長決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日倉吉市企画産業部長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(順不同・敬称略)

| 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|--|-------|--------|-----|
| 学校法人藤田学院 鳥取看護大学・鳥取短期大学 | 理事長 | 山田 修平 | 会長 |
| 倉吉商工会議所 | 専務理事 | 佐々木 敬宗 | 副会長 |
| 公益社団法人鳥取県中部医師会 | 事務長 | 板垣 尊人志 | |
| 鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部 | | 山田 綾子 | |
| 倉吉市保育園長会 | 園長 | 福井 典子 | |
| 倉吉市学校教育審議会 | 会長 | 名越 和範 | |
| 倉吉市体育協会 | 会長 | 生田 正範 | |
| 一般社団法人鳥取中部観光推進機構 | 副会長 | 名越 宗弘 | |
| 鳥取県中部地域公共交通協議会 | 委員 | 徳丸 孝信 | |
| 鳥取中央農業協同組合 | 参事 | 藤原 治 | |
| NPO法人養生の郷 | 理事 | 加藤 栄隆 | |
| リアルマック | 代表 | 福井 恒美 | |
| 一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク備前倉吉放送センター) | センター長 | 中嶋 信行 | |
| 倉吉市 | — | 藤井 忠篤 | |
| 三朝町 | — | 布広 覚 | |
| 湯梨浜町 | — | 中森 圭二郎 | |
| 琴浦町 | — | 松本 亮二 | |
| 北栄町 | — | 福井 利明 | |

(任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日)

第3次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

令和2年3月●日策定

■発行：倉吉市

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722

TEL 0858-22-8111 FAX 0858-22-1087

公式サイト <http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

■編集：倉吉市 企画産業部企画課

| 整理番号_03 | 頁 | 箇所 | 意見の内容 | 対応 |
|---------|----|---|---|--|
| 1 | 6 | 第2章圏域の概況3人口・世帯(3)人口動態 | — | 転出入の表の順番を「転入」、「転出」の順番に入れ替えました。 |
| 2 | 12 | 第2章8地域公共交通・道路ネットワーク(1)地域公共交通の状況■バスの路線図 | 上中村線(デマンド型乗合タクシー)→上中村線(予約型ことうらバス) | 上中村線(デマンド型乗合タクシー)→上中村線(予約型ことうらバス) ※上記のとおり修正しました。 |
| 3 | 16 | 第3章1圏域の課題(2)活力・元気を生み出す産業分野に関連する課題③ | 「市街地での空洞化が進んでおり」について、市街地で「何の」空洞化が進んでいるのか。 | 「市街地での店舗の空洞化」に修正しました。 |
| 4 | 23 | 第4章圏域の将来像2将来人口の目標■将来人口の目標と将来推計人口の比較(年齢3区分別) | 令和17年、令和22年の数字があていない。 | 修正しました。 |
| 5 | 37 | 第5章1生活支援の強化イ.福祉◆子育て支援体制の整備及び充実(2)具体的な事業「病児・病後児保育の活用」「休日保育の活用」概算事業費 | 枠の高さが異なる | 高さを整えました。 |
| 6 | 45 | 第5章1生活支援の強化エ.産業振興◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進(1)取組の概要【取組の方針】 | ・取組の内容の「広域観光体制を充実し、及び強化し、..」を「広域観光体制を充実及び強化し、..」に修正 ・「一般社団法人」と「(一社)」の記載を統一してはどうか。 | 協定の変更に伴う意見であり、軽微な変更であることから、現状維持としました。 |
| 7 | 46 | 第5章1生活支援の強化エ.産業振興◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進(2)具体的な事業「観光商品の開発強化・受入れ体制の充実等による観光推進事業」 | 「B級グルメ・サブカルチャー」→「B級グルメ、サブカルチャー」 | 「B級グルメ、サブカルチャー」に修正しました。 |
| 8 | 47 | 第5章1生活支援の強化エ.産業振興◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進(2)具体的な事業「八橋往来周辺の魅力創造・発信事業」 | 削除 ※当該事業は、事業を実施しておらず、1市4町の担当者会議で削除することとしたもの。 | 削除 |
| 9 | 49 | 第5章1生活支援の強化エ.産業振興◆企業誘致の推進(1)取組の概要【取組の方針】 | 乙に関西事務所がないため、「乙の関西事務所と連携して」は不適。また、「関係町(乙)の役割③」の「(※③は、琴浦町に関する協定です。)」は、他3町にも共通することから追記してはどうか。 | 【倉吉市(甲)の役割】③ 「乙の関西事務所と連携して」→「乙と連携して」に修正 【関係町(乙)の役割】③ 「(※③は、琴浦町に関する協定です。)」を削除しました。 |
| 10 | 50 | 第5章1生活支援の強化エ.産業振興◆企業誘致の推進(2)具体的な事業「関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業」概算事業費 | 枠の高さが異なる | 高さを整えました。 |
| 11 | 50 | 第5章1生活支援の強化エ.産業振興◆企業誘致の推進(2)具体的な事業「関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業」(2)具体的な事業「関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業」 | — | 協定書変更に伴い、関係町に三朝町、湯梨浜町、北栄町を追記 |

| 整理番号_03 | 頁 | 箇所 | 意見の内容 | 対応 |
|---------|----|---|--|--|
| 12 | 50 | 第5章1生活支援の強化エ. 産業振興◆企業誘致の推進(2)具体的な事業「関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業」 | — | 概算事業費を追記 |
| 13 | 54 | 第5章2結びつきやネットワークの強化ア. 地域公共交通◆生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実(1)取組の概要【現状と課題】6行目 | 「回数券贈呈」→「回数券交付」 | 「回数券交付」に修正しました。 |
| 14 | 54 | 第5章2結びつきやネットワークの強化ア. 地域公共交通◆生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実(1)取組の概要【現状と課題】下から3行目 | 「エコ通勤の促進」→「エコ通勤の普及推進」 | 「エコ通勤の普及推進」に修正しました。 |
| 15 | 57 | 第5章2結びつきやネットワークの強化ア. 地域公共交通◆生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実(2)具体的な事業「鳥取県中部地域公共交通網形成計画掲載事業」「概算事業費」 | 「鳥取県中部地域公共交通網k形成計画に基づく事業の内容及び事業費を決定します。」のkを削除。 | kを削除しました。 |
| 16 | 58 | 第5章2結びつきやネットワークの強化イ. 地産地消(地域の生産者や消費者等との連携による地産地消) | — | イ. 地産地消(地域の生産者や消費者等との連携による地産地消) →イ. 地産地消(地域の生産者や消費者等との連携による地産地消) ※協定書の文言に合わせて修正したもの。 |
| 17 | 62 | 第5章2結びつきやネットワークの強化ウ. 交流・移住(地域内外の住民との交流・移住促進)◆空き家バンクの連携等によるIJU(移住)の促進(2)具体的な事業「移住情報の発信事業」 | — | 概算事業費を各年度500千円に修正 ※予算が確保できなかったため修正するもの。 |
| 18 | 72 | 第6章今後の検討課題(1)生活機能の強化に関連する主な検討課題オ. その他 | 「オ. その他◆マイナンバーカードの利活用の推進」の記載漏れ | 追記しました。 |

第 3 次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン パブリックコメント実施結果

1 実施概要

- (1) 応募様式 任意（参考様式をホームページに掲載）
- (2) 提出方法 自由（持参、郵送、ファックス、電子メールなど）
- (3) 募集期間 令和 2 年 1 月 10 日（金）から令和 2 年 1 月 24 日（金）まで（15 日間）

2 意見募集の方法

- (1) 1 市 4 町のホームページに掲載
- (2) 関係施設等における閲覧
関係施設等にビジョン案及び意見募集チラシを配架

【配架場所】

倉吉市役所本庁舎・第 2 庁舎・関金庁舎、三朝町役場、湯梨浜町役場、琴浦町役場、北栄町役場、構成市町立図書館、構成市町公民館 等

- (3) 報道機関へ情報提供

3 結果の公表

寄せられた意見は、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会で検討のうえ、計画案に反映させるとともに、後日、とりまとめて構成市町のホームページで公表する。

4 提出意見

- (1) 件数 8 件
- (2) 内容及び対応（案）

| 応募者 | 意見 | 対応（案） |
|------------|--------------------|--|
| 琴浦町（30 歳代） | 中部をさす愛称をつくってほしいです。 | 愛称は、とくに親しみを込めて対象を呼ぶために用いられるものと理解しています。鳥取県中部の 1 市 4 町は、古くから文化・伝統面や経済面において深いつながりがあり、多くの地域資源を有しております。このようなものから、圏域の住民側から自然発生的に愛称が誕生し、共感を持って広がり、受け入れられていくことを期待しております。そのため、ビジョン策定にあたって愛称をつくることは考えておりません。 |

| | | |
|-----------|---|---|
| 倉吉市（年代不詳） | <p>【28 ページ】 休日（急患診療所の利用者数の）目標 1500 人にたいして、実績は目標+1000 人オーバーとなっている。適切なのかな？また 3 次計画においても目標 1500 人のままとなっているが、変更なしで良いのかな？</p> | <p>目標値は、中部医師会が体制や機能を基に算出した基準となる値であり、実績値の超過が不適切な数値ではないと考えています。そのため、目標値を変更することは考えておりません。</p> |
| 倉吉市（年代不詳） | <p>【28 ページ】 平日夜間の実績が 0 人で推移しているが、間違いではないのかな？間違いでなければ目標据え置きなのはおかしいのでは？</p> | <p>平日夜間は、病院群輪番制で対応しており、初期救急体制である中部休日急患診療所での対応がないためゼロ人で推移しています。ただし、感染症等特殊事情が発生した場合には、中部休日急患診療所での対応も想定されるため、目標値は据え置きとしています。</p> |
| 倉吉市（年代不詳） | <p>【33 ページ】 中部成年後見支援センターで受けた 相談件数の実績が目標に比べ低すぎる。運営予算が年間 500 万円に対し、H30 実績は 142 名に留まっており、一人当たり 35000 円ということになる。また 3 次計画においても目標 1000 人のままとなっているが、変更なしで良いのかな？</p> | <p>センターは相談業務以外にも後見受任や研修等の多様な業務も行っており、予算と相談件数のみを単純比較するのは適当でないと考えています。 また、鳥取県東部、西部の同様のセンターが年間 1,500~2,000 件程度の相談を受けていることや、人口規模を考慮しても目標値は妥当であると考えています。</p> |
| 倉吉市（年代不詳） | <p>【34 ページ】 認知症クリティカルパスの内容についての文言が「平成 25 年 10 月から運用開始となっている「認知症クリティカルパス」を通じて、」となっておりますコピペ</p> | <p>医療機関同士、また医療機関と介護関係機関等が、平成 25 年 10 月から運用開始となっている「認知症クリティカルパス」→医療機関や介護福祉施設等が情報共有するための共通ルールである「認知症クリティカルパス」</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| | した文章をそのまま使っている。 | ※上記に修正しました。 |
| 倉吉市（年代不詳） | <p>【36 ページ】 病児・病後児保育の利用者数目標 700 人に対し、事業費が 1600 万円／年となっている。単純に割れば約 23000 円／人の保育料となり、高額に思える。また個々の職住環境により、利用しやすい／しにくいが発生し、平等性にかける。病児保育ではなく、働く父母の休業補償という方向性はないのか？</p> | <p>病児・病後児保育は、子育て世帯のセーフティネットとして多くのニーズがあり、事業費の多寡に関わらず必要なサービスと考えています。特に、季節風邪の流行期には定員の都合上、利用が出来にくい状況もあるため、人材の確保も含めた環境整備、受入体制の拡充等が課題となっております。</p> |
| 倉吉市（年代不詳） | <p>【45 ページ】 鳥取中部観光推進機構支援事業について、KPI 指標が全体の鳥取県中部エリアの観光入込客数しかないのはおかしい。年に 2400 万円もの費用が一般社団法人鳥取中部観光推進機構に支払われるのであるから、もっと実体に見合った指標を設定すべき。たとえばホームページの閲覧数であるとか、企画ツアー数とその参加人数など。</p> | <p>本 KPI は、中部 1 市 4 町すべての市町が把握している数値として設定したものです。なお、地方創生総合戦略に係る地域再生計画においては、中部 1 市 4 町の KPI として観光入込客数のほか、年間宿泊者数、年間外国人宿泊客数を KPI に設定し、中部圏域の広域観光推進に係る進捗を管理しています。</p> |
| 倉吉市（年代不詳） | <p>全般的に、資料が多く、市民にわかりやすい形にまとめられていない。ビジョン内に PDCA が謳われているにもかかわらず、公開資料でそれがわかる形にな</p> | <p>市民の方にわかりやすい資料となるよう努めておりますが、計画の範囲が広いため、資料が多くなっております。引き続き、実績評価も含め、よりわかりやすい資料となるよう工夫して参ります。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | っていない。そもそも目標 に対しての実績評価がき ちんとされているのか、疑 問を感じる項目がある。 | |
|--|--|--|

定住自立圏共生ビジョン懇談会 住民委員募集

鳥取県中部地域1市4町（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町）では、「定住自立圏共生ビジョン懇談会」において、連携事業の進捗確認やビジョンの策定又は変更に必要な事項を検討していただく各市町の住民委員を募集します。皆さまからの多数のご応募をお待ちしています。

応募資格 応募日現在において満20歳以上かつ中部地域に1年以上在住し、平日（昼間）の会議に参加可能な人

募集人数 各市町から1人ずつ

任期 委嘱の日から令和4年3月31日まで（2年間）

報酬等 報酬：規定の額を支給
開催回数：年間1～2回程度
組織：委員20人以内（公募委員のほか、取組分野の関係者など）

公募期間 令和2年2月3日（月）から2月28日（金）まで（当日必着）

応募方法 在住の各市町の定住自立圏担当課、ホームページから応募用紙を入手し必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX又はE-mailで提出してください。※詳しくは、募集要項をご覧ください。

連携事業の
課題・テーマ

医療・福祉
子育て・教育

交通・移住
地産地消・婚活

産業・雇用
人材確保



【提出先】各市町定住自立圏担当課

【問い合わせ】倉吉市企画課 〒682-8611 倉吉市葵町722

(TEL) 0858-22-8161 (FAX) 0858-22-8144 (E-mail) kikaku@city.kurayoshi.lg.jp

定住自立圏共生ビジョン懇談会の公募委員 応募用紙

年 月 日提出

| | |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| 1 氏名 (性別) | （ 男 ・ 女 ） |
| 2 住 所 | |
| ※ 連絡先 | TEL () - FAX () - E-mail |
| 3 生年月日 (年齢) | 年 月 日生 (歳) |
| 4 職 業 | |
| 5 中部地域在住年数 | 年くらい |
| 6 応募理由、「鳥取県中部地域」についての意見・提案など (400字程度) | |

(備考)

個人情報(氏名、住所及び生年月日)は、この公募以外の目的では使用しませんが、応募内容を確認するために連絡させていただく場合があります。